

みんなで支える あたたかな福祉のまち

養老町地域福祉計画

計画期間 令和3年度～令和8年度



令和3年3月

養 老 町

はじめに

本町では、町内10地区に自治会・老人クラブ・子ども会などの各種団体が組織する「支部社会福祉協議会」が設けられており、「ふれあい・いきいきサロン」や給食サービス、友愛訪問、さまざまな地域の活動が行われています。また、子育て支援のボランティア団体の活動も活発に行われ、「ファミリーサポートセンター」の設置も予定されており、地域福祉活動や地域福祉に関する意識高揚も進んでいるものと思われ



れます。一方、本町は比較的三世帯同居世帯が多い町ではありますが、世帯規模は縮小してきており、高齢者のみの世帯が増加しています。生活様式の変化や価値観の多様化でこれまでの家庭や地域における相互扶助機能や住民のつながりが薄くなるなど、地域社会を取り巻く環境は変容しています。また、高齢者の認知症予防など健康寿命を長く保つことは、お年寄りが豊かにくらするまちにつながるものであり、いきいき・ふれあいサロンなど「通いの場」の充実が望まれるところです。

全国各地においても、高齢者の孤立、大規模災害への対応などが地域の大きな課題であり、地域住民やボランティアによる見守りや日常生活の支援や災害時の支援体制づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、「みんなで支える あたたかな福祉のまち」を基本理念とした「第3次養老町地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、基本理念の実現に向け「新しい地域のつながりの構築」「福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成」「地域福祉活動推進の仕組みづくり」「サービスの充実」「安全・安心のまちづくり」「住民主体のまちづくりを実現する体制の構築」の6つの基本目標を定めて施策を推進していくこととしています。

さらに、「住民主体型を含めた多様な介護予防・生活支援サービスの構築」「地域ぐるみの子育て支援の充実」「避難行動要支援者の把握と近隣住民による支援体制の構築」「支部社会福祉協議会の充実」「人権の尊重」の5つを重点課題とし掲げて取り組むこととしました。

いずれの課題も、行政、社会福祉協議会、地域住民、自治会、ボランティア、NPO、学校、福祉関係者など、地域を支えるさまざまな主体がそれぞれの役割を担い、また協働して取り組んでいくことが必要です。みんなで支えあい、あたたかな福祉のまちを目指していきたいと考えていますので、これまで以上の参加、協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまや住民意識調査にご協力いただきました町民の皆さま、関係機関・団体の皆さまに対し、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

養老町長 大橋 孝

第 1 章

計画の概要

1	計画のねらい	1	(3)	計画の期間	3
(1)	地域社会の変化	1	3	地域の考え方	4
(2)	新しい支え合いの仕組みづくり	1	4	計画策定の取り組み	5
(3)	地域福祉計画の法定化	2	(1)	地域福祉計画策定委員会の設置	5
(4)	第 3 次計画の策定	2	(2)	住民意識調査	5
2	計画の位置づけ	2	(3)	パブリックコメントの実施	5
(1)	計画の性格	2			
(2)	他計画との関連	3			

● 第 1 部 現 状 ●

第 2 章

養老町の現状

1	人 口	7	2	世帯の状況	17
(1)	人口の推移	7	(1)	平均世帯人員の推移	17
	(参考) 2065年までの将来人口推計	8	(2)	高齢者のいる世帯の推移	17
(2)	人口ピラミッド	9	(3)	高齢者単身世帯	18
(3)	地区別人口	11	(4)	高齢者夫婦世帯	18
(4)	高齢化率の推移	12	3	要援護者の状況	19
(5)	出生数の推移	13	(1)	要介護認定者数の推移	19
(6)	合計特殊出生率の推移	14	(2)	障がい者数の推移	20
(7)	小学校児童数の推移	15	(3)	生活保護世帯(人員)の推移	20
(8)	保育園・幼稚園・こども園の推移	16			
(9)	外国人人口の推移	16			

第 3 章

地域福祉活動の状況

1	養老町社会福祉協議会の活動	21	(3)	ボランティア	25
(1)	高齢者福祉事業	21	(4)	NPO法人	26
(2)	障がい(児)者福祉事業	21	(5)	防犯パトロール	26
(3)	児童福祉事業・子育て支援事業	22	(6)	その他の活動団体	26
(4)	ボランティア活動事業	23	3	地域の福祉施設・サービス事業者	27
(5)	地域福祉活動事業	23	4	当事者団体	31
(6)	その他の事業	23	(1)	子ども会	31
2	地域福祉関係団体	24	(2)	老人クラブ	31
(1)	民生委員児童委員	24	(3)	障がいのある人の団体	31
(2)	社会福祉法人	23	5	計画の評価	32

第2部 計 画

第4章

計画の基本的な考え方

- | | | | | | |
|-----|------------------------------|----|-----|----------------------------|----|
| 1 | 計画の基本理念 | 35 | (3) | 避難行動要支援者の把握と近隣住民による支援体制の構築 | 40 |
| 2 | 基本目標 | 36 | (4) | 支部社会福祉協議会の充実 | 40 |
| 3 | 施策の体系 | 38 | (5) | 人権の尊重 | 41 |
| 4 | 重点課題 | 40 | 5 | 数値目標と評価指標 | 42 |
| (1) | 住民主体型を含めた多様な介護予防・生活支援サービスの構築 | 40 | | | |
| (2) | 地域ぐるみの子育て支援の充実 | 40 | | | |

第5章

基本計画

- | | | | | | |
|-------|---------------------|----|-------|-----------------------------|----|
| 1 | 新しい地域のつながりの構築 | 44 | (3) | 住民主体のサービスの充実 | 56 |
| ■課題 | | 44 | 5 | 安全・安心のまちづくり | 58 |
| ■取り組み | | 44 | ■課題 | | 58 |
| (1) | 地域の人をつながりづくり | 44 | ■取り組み | | 58 |
| (2) | 地域資源との連携 | 46 | (1) | 防災対策の推進 | 58 |
| 2 | 福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成 | 47 | (2) | 防犯対策の推進 | 59 |
| ■課題 | | 47 | (3) | 交通安全の推進 | 60 |
| ■取り組み | | 47 | (4) | 環境（ゴミ）対策 | 61 |
| (1) | 広報・啓発の推進 | 47 | (5) | 移動手段の確保 | 61 |
| (2) | 福祉教育の推進 | 49 | 6 | 住民主体のまちづくりを実現する体制の構築 | 62 |
| (3) | ボランティアの育成 | 50 | ■課題 | | 62 |
| 3 | 地域福祉活動推進の仕組みづくり | 51 | ■取り組み | | 62 |
| ■課題 | | 51 | (1) | 地域自治町民会議及び自治会、各種団体が担う役割の明確化 | 62 |
| ■取り組み | | 51 | | | |
| (1) | 地域共生社会の実現に向けた取り組み | 51 | | | |
| (2) | 見守り活動の充実 | 51 | | | |
| (3) | 課題とニーズの把握 | 52 | | | |
| (4) | 社会福祉協議会の機能強化 | 52 | | | |
| 4 | サービスの充実 | 54 | | | |
| ■課題 | | 54 | | | |
| ■取り組み | | 54 | | | |
| (1) | サービスの向上 | 54 | | | |
| (2) | 相談・情報提供の充実 | 55 | | | |

第6章

住民意識調査

1	住民意識調査（一般）	65	3	住民意識調査 （自治町民会議・自治会）	86
	(1) 性別・年齢別	66		(1) 役員の現状	87
	(2) 居住地区	67		(2) 兼務団体	87
	(3) 近所付き合い	68		(3) 組織体制課題	88
	(4) 地域活動や行事への参加状況	68		(4) 住民の協力	89
	(5) 地域の住みやすさ	70		(5) 住民の参加	89
	(6) 養老町の福祉水準	71		(6) 活動について	90
	(7) 福祉サービスに関する情報を入手でき ているか	72		(7) 必要な行事・活動	91
	(8) 地域に必要な活動（地域の課題）	73		(8) 福祉行政に望むこと	92
	(9) 地域の問題の解決方法	74	4	住民意識調査 （民生児童委員・主任児童委員）	95
	(10) ボランティア活動の参加状況	74		(1) 活動年数	96
	(11) 地域福祉活動でやってみたいことやで きそうなもの	75		(2) 活動を通じて良かったこと	96
	(12) 地域に必要な取り組み	76		(3) 民生児童委員・主任児童委員の活動に ついて	96
	(13) 町の地域福祉は進んだと感じるか	76		(4) 活動で大変なこと・困っていること	97
	(14) 養老町社会福祉協議会の認知度	77		(5) 担当地域の課題	97
	(15) 民生児童委員の認知度	77		(6) 見守りなど支援が必要な人	98
	(16) 養老町地域包括支援センター	78		(7) 相談経路	98
	(17) 地域福祉を推進するために必要なこと	78		(8) 問題の発見機会	99
2	住民意識調査（若年者）	79		(9) 住民からの依頼状況	99
	(1) 学 校	80		(10) 情報入手先	99
	(2) 性 別	80		(11) 受けたい研修	100
	(3) 家族構成	80		(12) 活動に必要なこと	100
	(4) 福祉について学んだ経験	80		(13) 地域住民の理解	101
	(5) 福祉教育による意識の変化	81		(14) 地域活動に必要なこと	101
	(6) 最近の震災や水害などの報道をみて、 大切だと思うようになったこと	82		(15) 町に期待すること	102
	(7) 障がいや理由とする差別や偏見	82		(16) 安心な暮らしに必要なこと	102
	(8) 近所づきあい	83		(17) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	103
	(9) 養老町は住みやすいか	83			
	(10) 1年間に参加した地域活動	84			
	(11) ボランティア活動に参加したことがあ るか	84			
	(12) ボランティア活動の参加意向	84			
	(13) ボランティア活動に参加できない理由	85			
	(14) 養老町社会福祉協議会を知っているか	85			

第1章 計画の概要

1 計画のねらい

(1) 地域社会の変化

本町においては、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が大幅に増加し、高齢者のいる世帯の約3割を占めています。今後もこの傾向は続き、特に75歳以上の高齢者の世帯が増加すると予測されることから、地域での見守りや、緊急時における隣近所の身近な支援がより必要になっています。

地域のつながりについてみると、本町は三世代同居世帯が多く、どちらかといえば近所づきあいや地域団体の結びつきが強い地域といえます。しかし、若い世代の考え方の変化、ライフスタイルの多様化、人口の流入出などにより、近所づきあいの程度は徐々に薄くなり、近所であっても「どこの子どもかわからない」といった声が多く聞かれます。このような状況では、地域で子どもや高齢者を見守る、地域でお互いが助け合うといった相互扶助の機能は失われていきます。

(2) 新しい支え合いの仕組みづくり

かつての地域のつながりが失われ、少子高齢化がいつそう進む中であって、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、新しい支え合いの仕組みを構築していくことが必要になってきています。介護保険サービス、障がい福祉サービス、保育サービスなど公的なサービスの充実や、日ごろの見守り、軽微な手伝い、緊急時の支援など、地域住民やボランティアによるきめ細やかなサービスが求められます。

本町においては、地区ごとに社会福祉協議会の支部が置かれ、「ふれあい・いきいきサロン」などの地域福祉活動が行われています。

また、ボランティアに加え、高齢者、障がい者を支援するNPO法人が誕生しており、これらの地域福祉活動や法人の立ち上げは、住民の福祉意識の高まりであり、新たな地域のつながりとも言えます。

地域住民、ボランティア、地域の各種関係団体、サービス事業者、社会福祉協議会や町などが協働して、これらの動きをより大きく、地域に広げ、住民の福祉意識をさらに高めることによって、安心して暮らせるための地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 地域福祉計画の法定化

平成12年6月に「社会福祉事業法」の改正（「社会福祉法」に名称変更）が行われました。この法律は、社会福祉制度が従来のような限られた人に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心した生活を送れるよう自立を支援する制度への転換をめざしています。この中で「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、地域の福祉力をみんなで高めていくための「地域福祉計画」に関する規定が設けられました。

また、平成30年4月の法改正では、地域福祉計画の策定は、任意から努力義務とされました。

(4) 第3次計画の策定

本町においては、平成21年度に「みんなで支える あたたかな福祉のまち」を基本理念とした「養老町地域福祉計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）」、平成27年度に「第2次養老町地域福祉計画（計画期間：平成27年度～令和2年度）」を策定し地域福祉の推進を図ってきました。

NPO法人設立支援事業補助金、NPO法人初期活動支援事業補助金を創設し、新たなNPO法人の設立を推奨しており、NPO、ボランティアなどの活動が活発になってきています。認知症サポーターの養成も進んでいます。さらに、障がいのある人や認知症高齢者の権利擁護のため、2市4町の社会福祉協議会と特別養護老人ホーム3施設が連携して西濃地域成年後見支援センターを立ち上げています。

また、協働のまちづくりを進めるため、地域のことは地域で決められる新しい仕組みとして地域自治町民会議の設立を進めています。

一方、子どもの情報モラルに関すること、ひとり暮らしや夫婦のみ高齢者世帯の増加への対応、認知症高齢者の増加、障害者制度改革への対応、災害時の地域の支援体制の強化など、新たな課題も生じています。

第2次計画の後を受けて、これらの現状と課題を踏まえ、第3次計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域の課題に対して、町が地域で行う取組方向性や基本的な考えを示し、今後施策を展開していく上での基本事項を定めています。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）一部抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

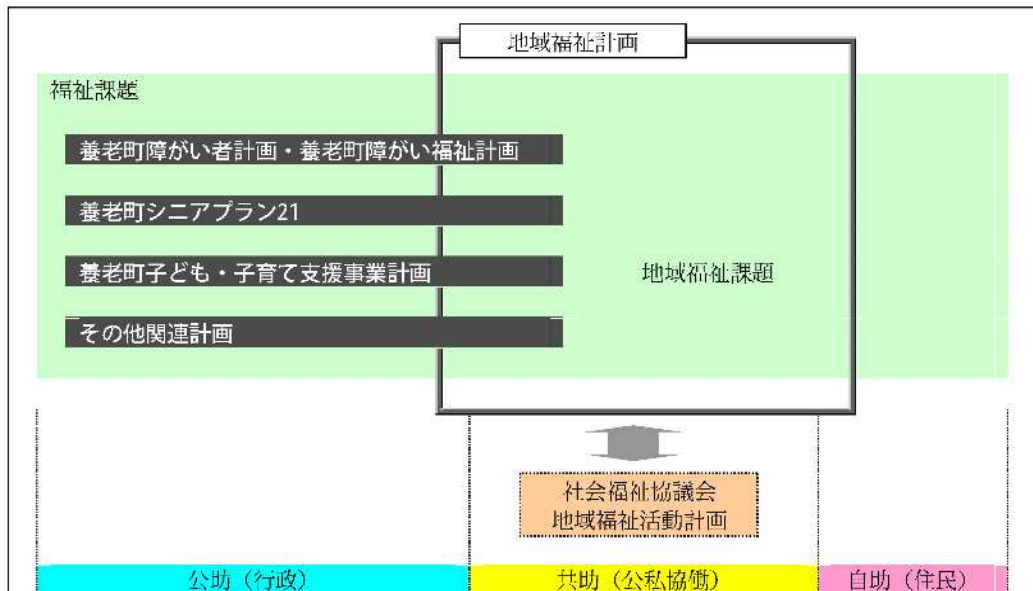
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 他計画との関連

この計画は、養老町まちづくりビジョンを上位計画とし、養老町障がい者計画、養老町障がい福祉計画、養老町シニアプラン21、養老町子ども・子育て支援事業計画など、町の福祉分野の計画との整合性を図り策定しました。

また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、本計画と重なる部分も多く、本計画の実施計画的な部分を含むと考えられることから、両計画は密接な連携の下で推進されなければなりません。

地域福祉計画の範囲



(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間といたします。

3 地域の考え方

現在の養老町は、旧町村の10地区を単位としています。養老町では、地域自治町民会議の設置を推進しており、設置されている地域は、地域自治町民会議の活動が基本になります。設置されていない地域は、旧町村の地区が基本単位になります。

なお、活動の内容によっては、より狭い単位、より広い単位とした方が活動しやすいことも考えられるため、地域に制限を設けるものではありません。



4 計画策定の取り組み

この計画は、法律に定められた行政計画ではありますが、その内容は、地域住民、ボランティア、NPO法人などを中心に据え、それらの活動を社会福祉協議会や町が支援していく、あるいは協働して進めていくものです。したがって、計画づくりの段階から地域住民やボランティアなどに加わってもらうことがこの計画の特徴とも言われます。このため本町では、次のような手法を取り入れて計画策定を進めました。

(1) 地域福祉計画策定委員会の設置

区長、教育・福祉・医療などの関係団体代表、福祉サービス事業者などにより構成する「養老町地域福祉計画策定委員会」を設置し、住民の声を反映しながら計画についての提案・審議を行いました。

(2) 住民意識調査

計画策定の基礎資料を得るため、20歳以上の住民1,000人を対象として、地域活動、ボランティア活動、地域の課題、災害時の支援などに関するアンケートを、町内すべての小学5年生、中学2年生の児童生徒を対象として、福祉教育、ボランティア活動などに関するアンケートを、各地域自治町民会議会長、区長、民生委員児童委員、主任児童委員を対象に地域福祉に関するアンケートを実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案については、ホームページへの掲載および役場などでの閲覧により公表し、広く町民からの意見を求めました。

第 1 部 現 状

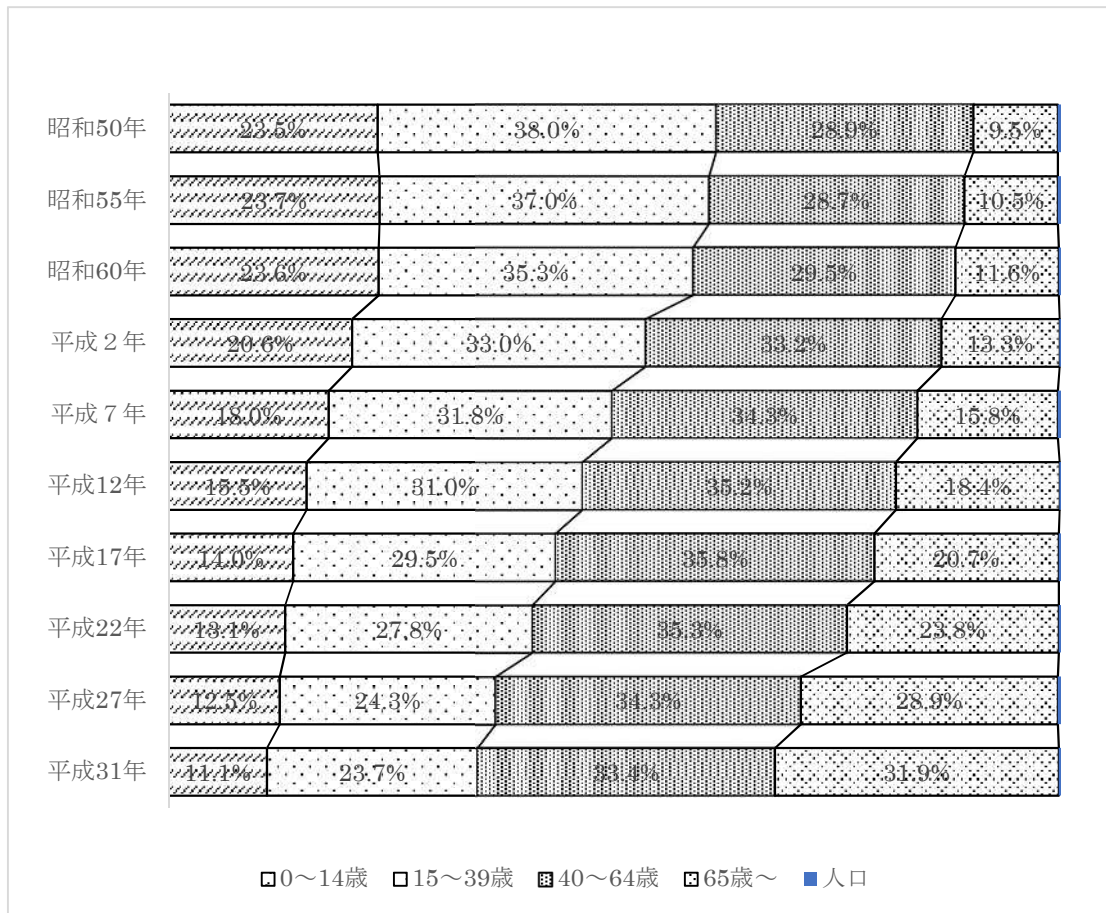
第2章 養老町の現状

1 人口

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成31年4月1日現在28,924人です。国勢調査による総人口の推移をみると、平成7年をピークに減少に転じています。年齢別にみると、65歳以上人口が5年ごとに大幅な増加を示しているのに対して、0～14歳人口は平成2年以降、年々減少しています。平成12年には65歳以上が0～14歳を上回り、確実に少子・高齢社会へ進んでいます。

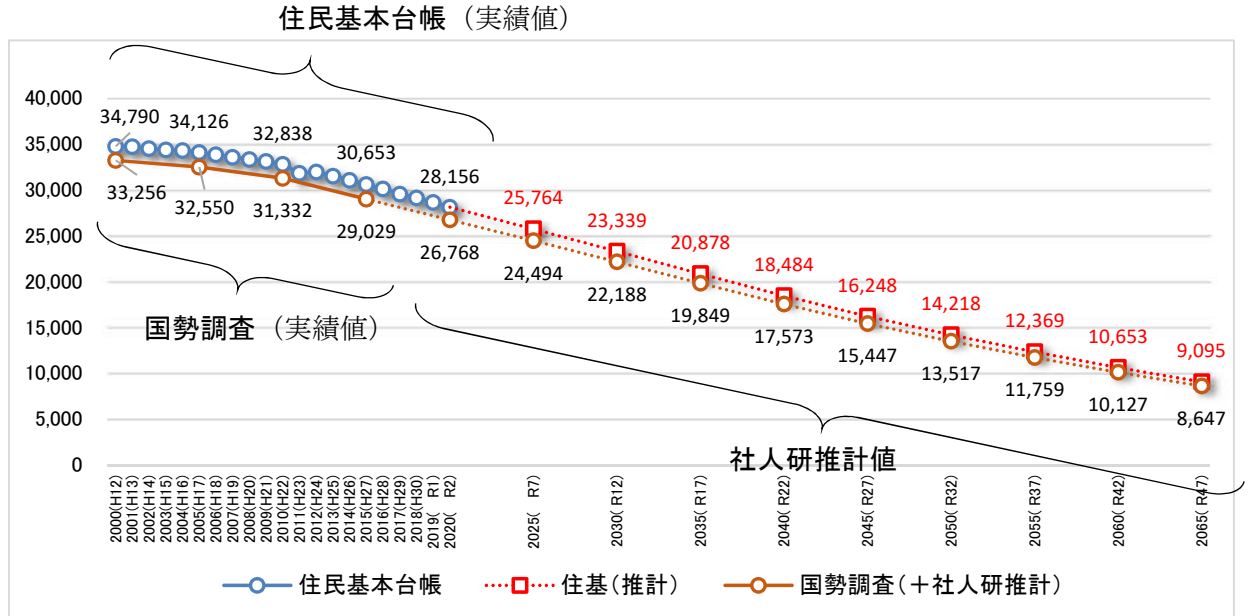
図表2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳(昭和50年1人、平成17年5人、平成22年220人)を含めた数値。

資料：昭和55～平成27年は「国勢調査」、平成31年は4月1日現在の住民基本台帳人口および外国人登録人口。住民基本台帳人口はその時点で町内に居住していなくてもカウントされるため、本町では国勢調査人口よりも多くなる傾向にあります。

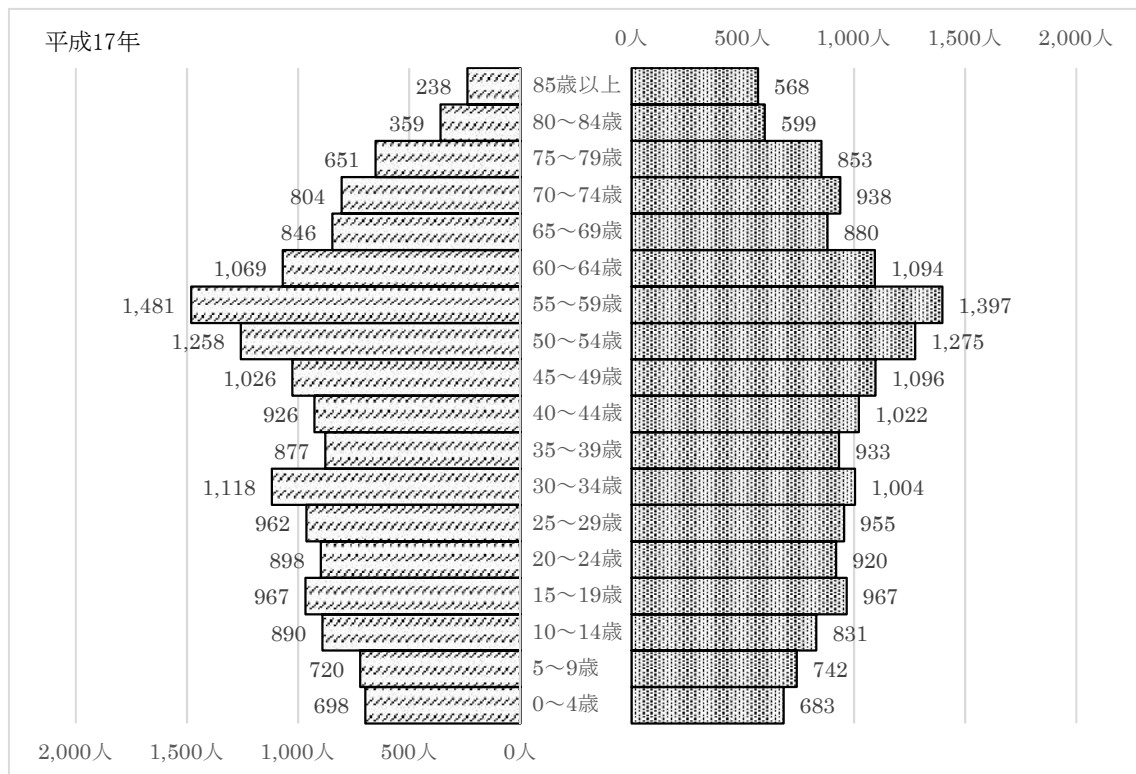
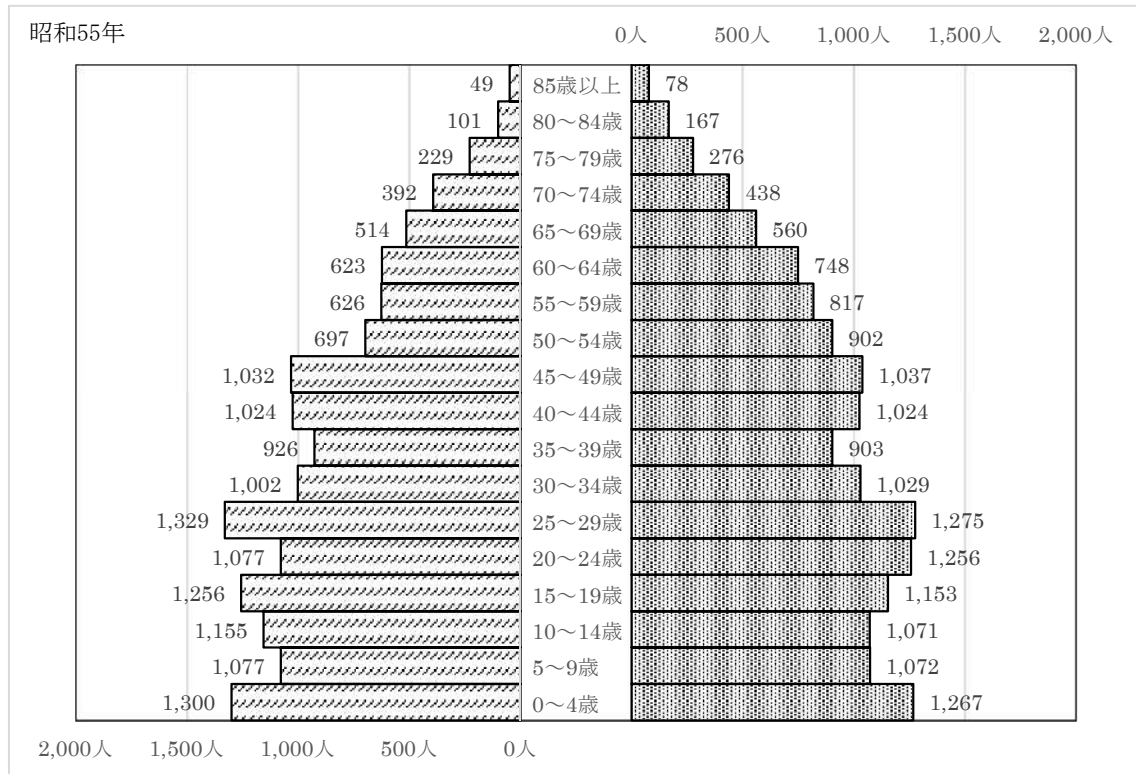
【参考】2065（R47）年までの将来推計人口

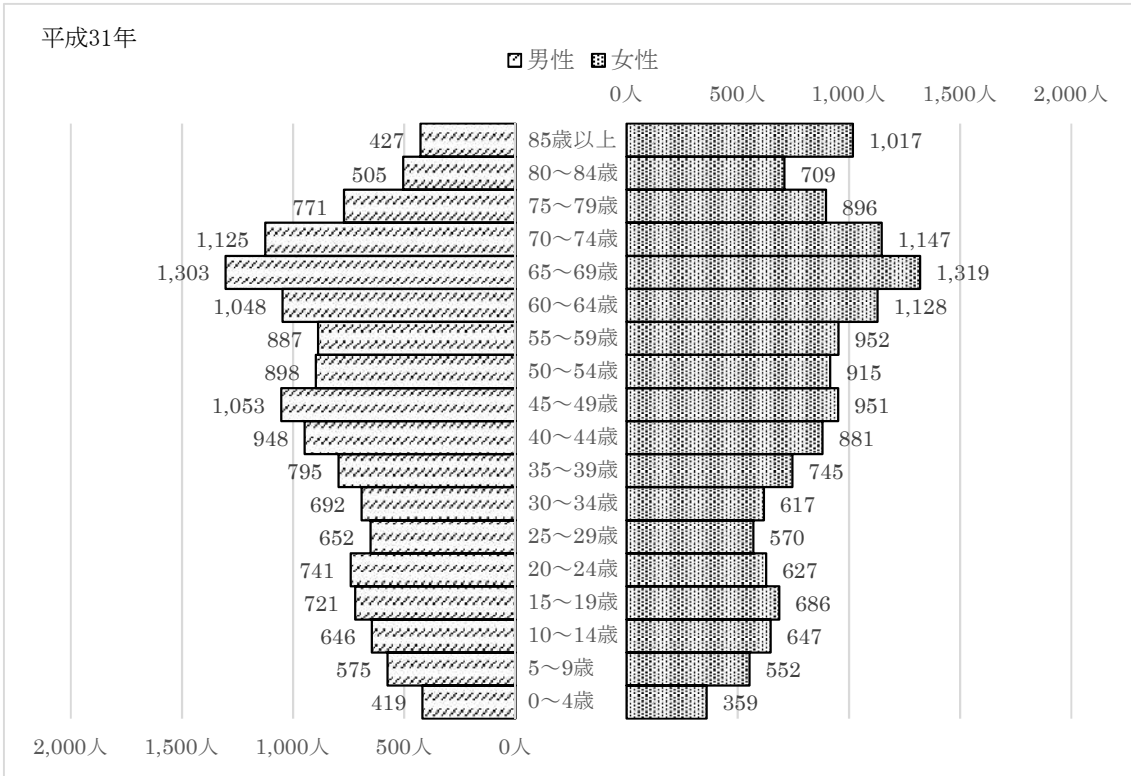


(2) 人口ピラミッド

本町の昭和55年と平成31年の人口ピラミッドを比べると、昭和55年の比較的裾が広い形から平成17年以降は、つぼ型へと変化して少子高齢化が顕著になっています。

図表2-2 人口ピラミッド





資料：昭和55年、平成17年は「国勢調査」、平成31年は4月1日現在の住民基本台帳人口および外国人登録人口

(3) 地区別人口

地区別に人口をみると、総人口は笠郷地区が4,898人と最も多くなっています。高田地区、笠郷地区は0～14歳の年少人口の割合が11%以上と比較的高くなっています。

15～64歳の生産年齢人口の割合は、池辺地区、笠郷地区、小畑地区、室原地区が高くなっています。65歳以上の高齢者人口の割合は、養老地区および高田地区が高く、35%を超えています。

また、笠郷地区、小畑地区は、外国人が100人を上回っています。

図表 2-3 地区別人口

単位：人（％）

区分	総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	外国人（再掲）
高田地区	4,502	504 (11.20)	2,427 (53.91)	1,571 (35.00)	70 (1.55)
養老地区	3,204	303 (6.73)	1,764 (55.06)	1,137 (35.00)	68 (2.12)
広幡地区	1,843	212 (4.71)	1,034 (56.10)	597 (32.00)	4 (0.22)
上多度地区	2,933	296 (6.57)	1,642 (55.98)	995 (34.00)	28 (0.95)
池辺地区	3,653	375 (8.33)	2,166 (59.29)	1,112 (30.00)	47 (1.29)
笠郷地区	4,898	619 (13.75)	2,890 (59.00)	1,389 (28.00)	100 (2.04)
小畑地区	2,717	341 (7.57)	1,622 (59.70)	754 (28.00)	145 (5.34)
多芸地区	2,431	273 (6.06)	1,388 (57.10)	770 (32.00)	66 (2.71)
日吉地区	1,692	164 (3.64)	948 (56.03)	580 (34.00)	31 (1.83)
室原地区	1,051	111 (2.47)	626 (59.56)	314 (30.00)	18 (1.71)
計	28,924	3,198 (11.06)	16,507 (57.07)	9,219 (31.87)	577 (1.99)

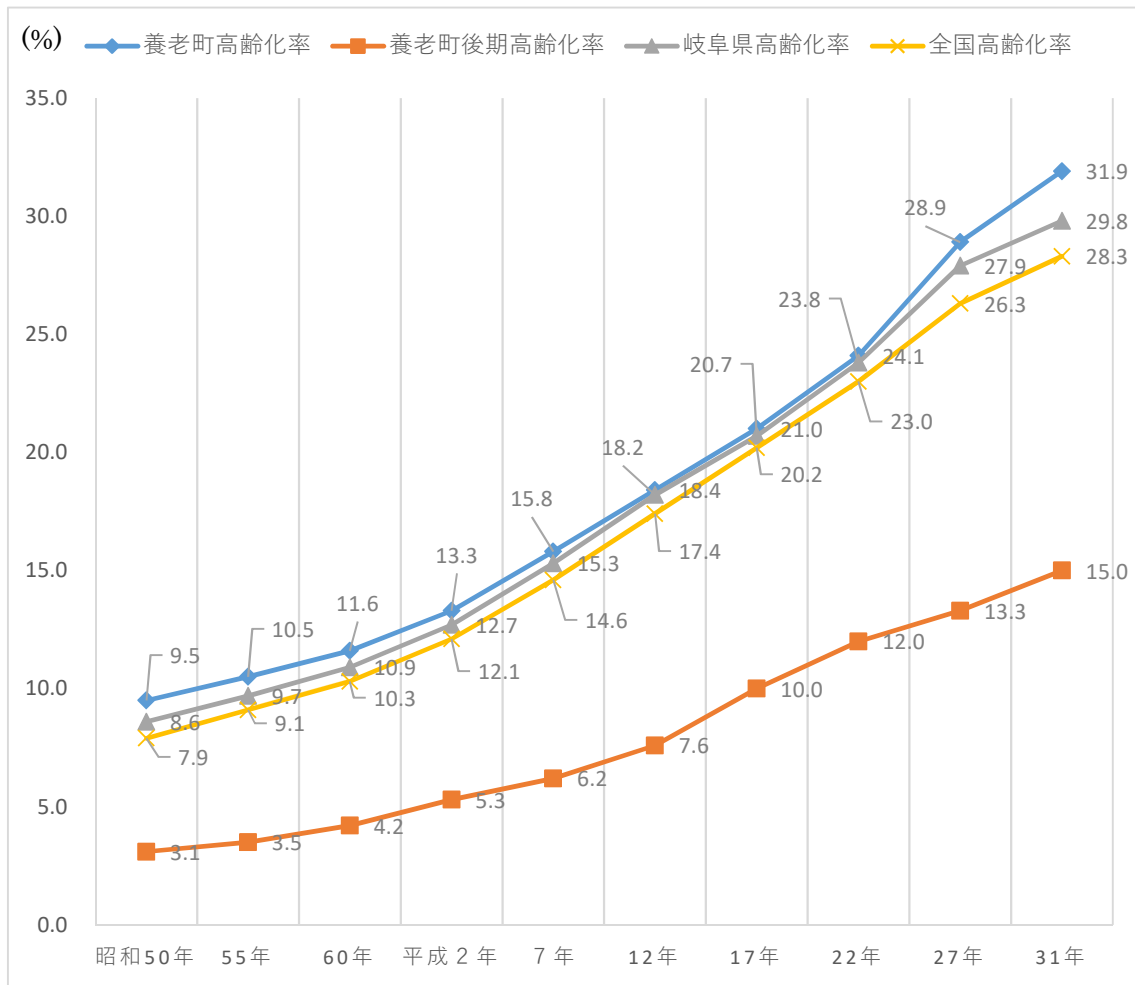
(注) 平成31年4月1日現在

(4) 高齢化率の推移

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、全国および岐阜県を上回る率で推移しています。高齢化率の上昇は、より速度を増すと予測されます。

また、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は、平成31年4月現在15.0%となっています。

図表2-4 高齢化率の推移



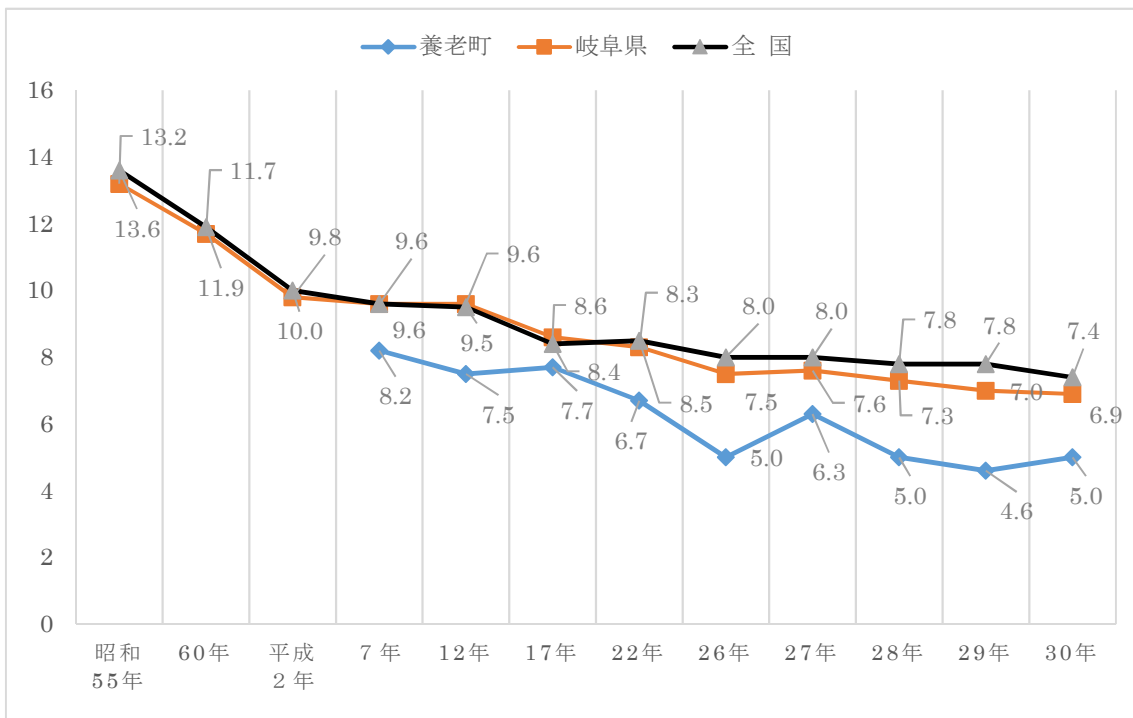
資料：昭和50年～平成27年は「国勢調査」、平成31年の全国は4月1日現在の総務省統計局概算値、岐阜県は4月1日現在の「四半期報」による推計人口、養老町は4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録

(5) 出生数の推移

本町における平成30年の出生数は139人です。平成13年に300人を上回る高い出生数が見られましたが、その後しばらくは250人前後で推移し、平成24年に221人となり、平成26年には148人と大きく減少し、以降も同様の傾向にあります。

出生率（人口1,000対）についてみると、本町は岐阜県および全国より低い率で推移しています。

図表2-5 出生率（人口1,000対）の推移



出生率	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	28年	29年	30年
養老町	-	-	-	8.2	7.5	7.7	6.7	6.3	5.0	4.6	5.0
岐阜県	13.2	11.7	9.8	9.6	9.6	8.6	8.3	7.6	7.3	7.0	6.9
全国	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5	8.4	8.5	8.0	7.8	7.8	7.4

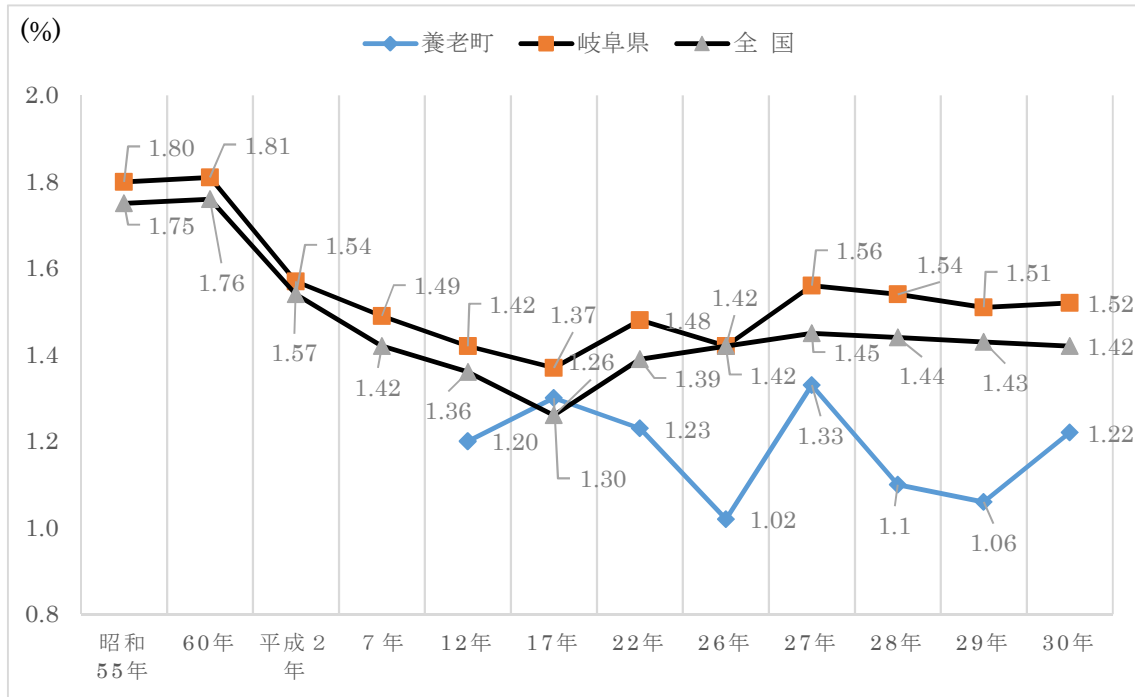
資料：「西濃地域の公衆衛生」

(6) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は人口規模の関係からかなり率にばらつきがあり、この10数年で、1.1前後から1.3前後で推移しています。

平成28～30年の3年間の合計特殊出生率は、養老町は1.13、岐阜県は1.52、全国は1.43となっています。

図表2-6 合計特殊出生率の推移



区分	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	28年	29年	30年
養老町					1.20	1.30	1.23	1.33	1.10	1.06	1.22
岐阜県	1.80	1.81	1.57	1.49	1.42	1.37	1.48	1.56	1.54	1.51	1.52
全国	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.44	1.43	1.42

(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。

資料：「西濃地域の公衆衛生」

(7) 小学校児童数の推移

令和元年5月1日現在の小学校児童数は1,406人です。平成26年と比較すると、7校とも減少しており全体では224人減少、そのうち養老小学校が63人と最も減少しています。

また、平成27年に施行された子ども・子育て支援法に基づき、町立の保育園と幼稚園が一本化することになりました。

図表 2-7 小学校児童数の推移

単位：人

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
養 老 小 学 校	489	477	478	469	457	426
広 幡 小 学 校	102	101	97	90	89	90
上 多 度 小 学 校	176	160	147	150	140	153
池 辺 小 学 校	187	174	176	170	163	150
笠 郷 小 学 校	287	287	285	277	279	271
養 北 小 学 校	226	221	212	195	188	179
日 吉 小 学 校	163	164	153	146	149	137
計	1,630	1,584	1,548	1,497	1,465	1,406

(注) 各年5月1日

(8) 保育園・幼稚園・こども園の推移

令和2年4月1日現在、本町における認可保育園は私立の3園となっており、公立の幼稚園・保育園は、全て認定こども園に移行しました。（養北こども園は平成30年度から、その他は平成29年度から、池辺幼稚園は平成29年度廃園、上多度こども園は平成30年度廃園）私立の池辺保育園も平成30年度から認定こども園に移行しました。

図表2-8 保育園・こども園の推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
養老幼稚園	養老こども園			養老こども園
上多度幼稚園	上多度こども園		廃園（30年度まで）	
池辺幼稚園	池辺幼稚園	廃園（29年度まで）		
笠郷幼稚園	船附こども園			船附こども園
養北幼稚園		養北こども園		養北こども園
日吉幼稚園	日吉こども園			日吉こども園
広幡保育園	広幡こども園			広幡こども園
船附保育園	（船附こども園）			
養北保育園		（養北こども園）		
こばと保育園	こばとこども園			廃園（R2年度まで）
日吉保育園	（日吉こども園）			
ようろう保育園				ようろう保育園
めぐみ保育園				めぐみ保育園
池辺保育園		池辺こども園		池辺こども園
下笠保育園				下笠保育園

(9) 外国人人口の推移

平成30年4月の外国人登録によると、本町に在住する外国人は577人となっています。国籍別にみると、中国が235人と最も多くなっています。

図表2-9 町内在住の外国人人口の推移

単位：人

区分	平成16年	平成21年	平成26年	平成30年
計	447	529	463	543
韓国・朝鮮	51	39	35	27
中国	302	322	305	235
東南アジア・南アジア	47	63	65	222
アメリカ	1	1	3	0
ブラジル	31	91	38	34
ペルー	10	9	11	18
その他	5	4	6	7

資料：外国人の国籍別登録人口

2 世帯の状況

(1) 平均世帯人員の推移

本町の平均世帯人員の推移をみると、年ごとに世帯規模は縮小しており、平成27年の総世帯は3.07人となっています。それでも、全国はもちろん、比較的 average 世帯人員の多い岐阜県平均をも上回っています。

図表 2-10 平均世帯人員の推移

単位：人

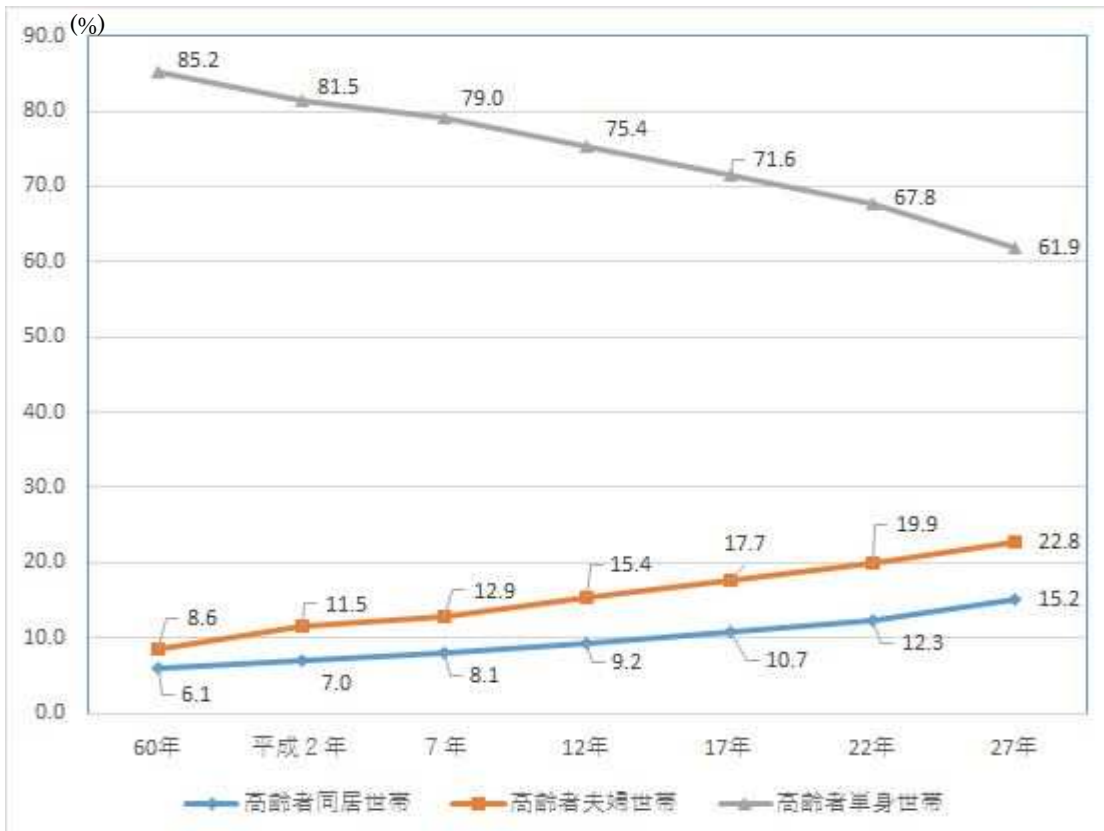
区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
養老町	4.23	4.13	4.05	3.88	3.65	3.43	3.26	3.07
岐阜県	3.71	3.54	3.40	3.23	3.07	2.92	2.78	2.65
全 国	3.22	3.14	2.99	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33

資料：「国勢調査」

(2) 高齢者のいる世帯の推移

本町の高齢者のいる世帯を類型別にみると、昭和60年より高齢者同居世帯が23.3%低下しており、高齢者夫婦世帯が14.2%、高齢者単身世帯が9.1%それぞれ増加しています。

図表 2-11 高齢者のいる世帯の推移



(3) 高齢者単身世帯

図表2-12は、高齢者単身世帯を性別、年齢別にみたものです。性別では、女性が825人中559人（67.8%）を占めています。

年齢別では、前期高齢者が383人（46.4%）、後期高齢者が442人（53.6%）と後期高齢者が多くなっています。

図表2-12 性別・年齢別高齢者単身世帯

単位：人（%）

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男性	106	53	48	27	32	266（32.2）
女性	105	119	107	129	99	559（67.8）
計	211	172	155	156	131	825（100.0）

資料：「国勢調査」平成27年

(4) 高齢者夫婦世帯

図表2-13は、高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみたものです。「夫65～69歳・妻65歳未満」が232世帯と最も多く、次いで「夫65～69歳・妻65～69歳」が182世帯、「夫70～74歳・妻65～69歳」182世帯となっています。

夫婦ともに75歳未満の世帯は769世帯（62.2%）、夫婦ともに75歳以上の世帯は468世帯（37.8%）です。夫婦ともに75歳以上の世帯は、平成12年の14.1%、平成17年の18.5%、平成22年の22.6%、平成27年の37.8%と大幅に上昇しています。

図表2-13 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

		妻						計
		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65歳未満	－	19	6	1	0	0	26
	65～69歳	232	182	8	1	0	0	423
	70～74歳	18	182	122	7	1	2	332
	75～79歳	3	15	149	68	7	0	242
	80～84歳	0	1	17	77	47	1	143
	85歳以上	0	1	2	7	41	20	71
	計	253	400	304	161	96	23	1,237

資料：「国勢調査」平成27年

3 要援護者の状況

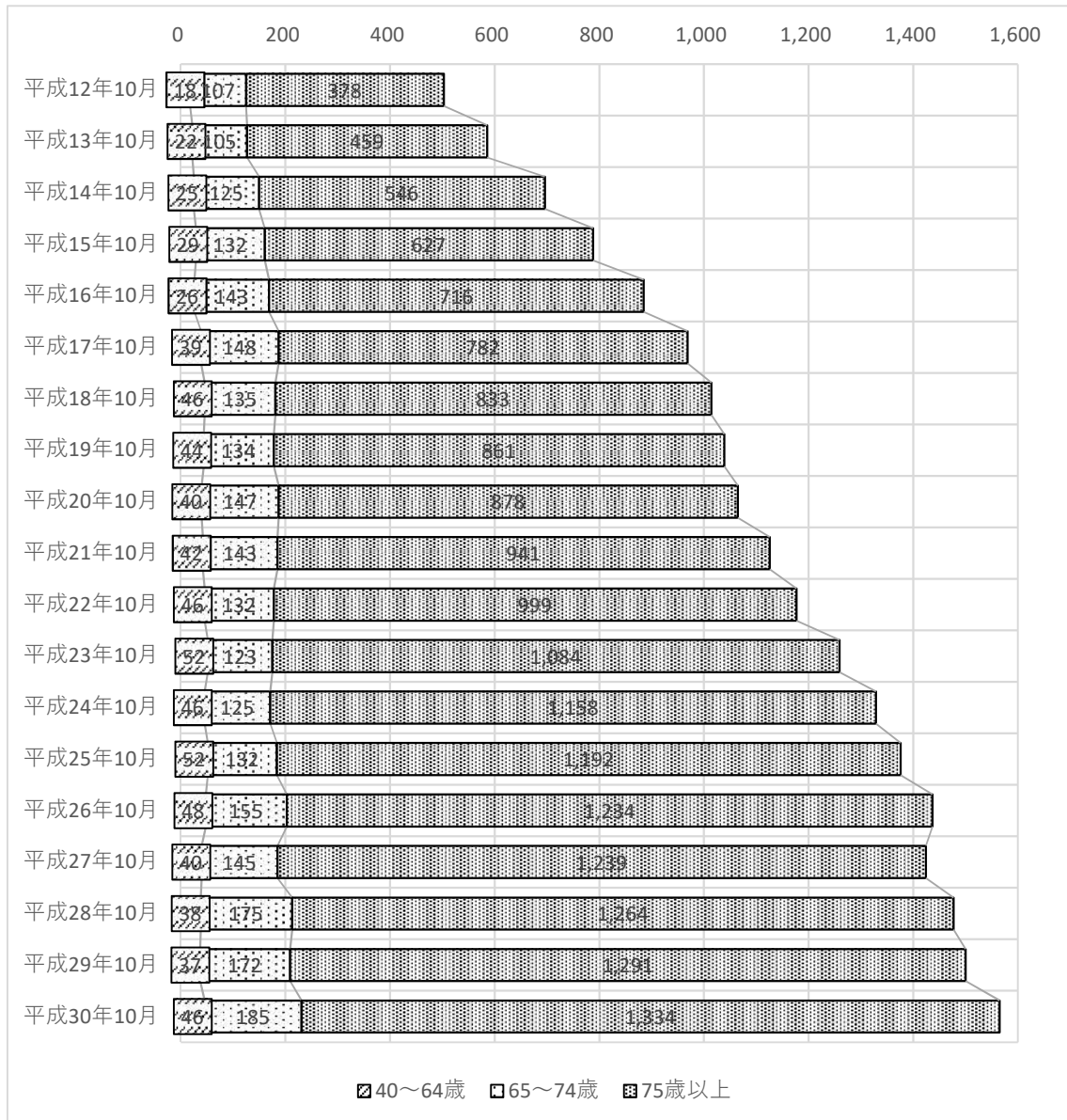
(1) 要介護認定者数の推移

平成30年10月1日現在の要介護認定者数は1,565人です。介護保険導入直後の平成12年からの19年間で1,062人増加し、約3.1倍となっています。

介護保険導入以降、100人前後の大幅な増加を続けていましたが、平成19年・平成20年は前年からの増加数が約25人になりました。平成21年以降は、マイナスの年もありますが、約20～80人の幅で増加しています。

年齢別では、平成30年の75歳以上の要介護認定者は1,334人で85.2%を占めています。

図表2-14 要介護認定者数の推移



(2) 障がい者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は図表 2-15 のとおりです。身体障害者手帳所持者数は増減を繰り返しながら横ばい傾向にあります。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

図表 2-15 障がい者数の推移

単位：人

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
身体障害者手帳	1,335	1,354	1,374	1,338	1,344	1,306
療育手帳	229	234	254	259	258	251
精神障害者保健福祉手帳	140	156	181	191	200	209
計	1,704	1,744	1,809	1,788	1,802	1,766

(3) 生活保護世帯（人員）の推移

平成30年4月1日現在の生活保護世帯は118世帯、保護人員は149人となっています。生活保護世帯数、保護人員、保護率は、横ばい傾向にあります。

図表 2-16 生活保護世帯（人員）の推移

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
保護世帯数（世帯）	105	111	117	116	115	118
保護人員（人）	145	147	150	151	147	149
保護率（％）	4.6	4.7	4.9	5.0	4.9	5.1

(注) 1 各年4月1日現在

2 ‰（パーミル）は1000分の1を表す単位

第3章 地域福祉活動の状況

1 養老町社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、「ぬくもりのあるまちづくり」を基本方針として、地域の福祉課題について地域住民と積極的に情報交換をし、地域住民の福祉活動への参加、連携が広がるように情報提供、啓発活動に力を注いでいます。また、福祉サービスを必要とする地域住民が、安心して在宅生活を継続できるよう相談に応じるとともに、利用者本位の福祉サービス利用の支援を進めています。主な業務内容は次のとおりです。

(1) 高齢者福祉事業

① 友愛訪問事業

地域社会との交流に乏しいひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者などの家庭を訪問し、孤独感の解消と事故の未然防止を図ることを目的としています。

② 配食サービス

調理が困難な75歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認と歓談することを目的に、お弁当を提供しています。

③ 生活管理指導員（ホームヘルパー）の派遣

介護保険制度の対象とならない虚弱なひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯に、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、自立した生活が送れるよう支援しています。

④ 老人福祉センターの運営

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場の提供などを行っています。

(2) 児童福祉事業・子育て支援事業

ひよこハウス子育てサロンでは、就園前の乳幼児と子育てをする人を支援しています。子どもとの遊び場、仲間づくりや情報交換の場として利用されています。

図表 3-1 ひよこハウス子育てサロンの開催状況（令和元年度）

開催地区	開催日	備考
高田地区	4/17, 8/7, 10/2	
養老地区	9/18, 2/5	
広幡地区	9/4	
上多度地区	6/5, 11/20	
池辺地区	10/16	
笠郷地区	8/21, 1/15	
小畑地区	7/17	
多芸地区	6/19, 12/4	
日吉・室原地区	5/15, 11/6	
全地区合同	7/3	七夕会
全地区合同	12/18	クリスマス会
全地区合同	2/19	ひな祭り会

(3) ボランティア活動事業

① ボランティアへの協力・支援

ボランティア活動に関する情報提供、ボランティアグループへの活動資金の助成を行っています。

② ボランティア保険加入手続代行

日本国内でボランティア活動中に起こるさまざまな事故から、ボランティアの人を補償するボランティア保険の加入手続を行っています。

③ 福祉教育活動支援

児童・生徒に講義や体験を通して障がいを理解してもらい、福祉の心を養う機会づくりを目的として実践教室を開催しています。また、各学校において取り組みがされている総合的な学習や福祉教育の活動に対し、講師の派遣や調整、体験学習に必要な備品（車イス・点字板・ビデオ・高齢者疑似体験セット・アイマスク）の貸出し、相談などによる支援をしています。

(4) 地域福祉活動事業

① 地域福祉活動の推進

「ふれあい・いきいきサロン」を中心にして、地区の福祉活動、コミュニティでの福祉啓発、ボランティアの育成を進めています。

② 各支部社会福祉協議会の展開

町内10地区に設けられている「支部社会福祉協議会」は、地域の人たちが日常生活の中で交流を深め、助けあいに満ちた住みよい地域社会を目指し、地区内の自治会・老人クラブ・子ども会などの各種団体で組織され、それぞれの団体では解決できない問題を解決する協力体制がとれるように設立されたものです。

③ ふれあい・いきいきサロンの実施

高齢者が住みなれた地域で、いつまでも元気で安心して暮らしていけるよう、お互いに支えあいながら明るく楽しく元気で集う「ふれあいの場」を設けています。

サロンでは、住民相互の交流を図るとともに、「通いの場」として、日頃家に閉じこもりがちな高齢者に、一歩でも外に出て、多くの人と交流を深めていただけるよう、さまざまなメニューを用意しています。

(5) その他の事業

低所得者などのために資金の融資、弁護士による専門相談、また共同募金運動や関係機関と連携した事業に取り組んでいます。

2 地域福祉関係団体

(1) 民生委員児童委員

平成31年4月1日現在、56人の民生委員児童委員が高齢者、障がい者などの相談、地域福祉活動の推進、さらには関係行政機関との協力など幅広い活動をしています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として3人が主任児童委員に指名されており、地域の民生委員児童委員と一体となった活動、民生委員児童委員への必要な援助・協力、児童福祉関係機関との連携調整などを行っています。

図表3-2 民生委員児童委員

区 分	高田	養老	広幡	上多度	池辺	笠郷	小畑	多芸	日吉	室原	計
民生委員児童委員	10	5	4	6	6	7	5	7	4	2	56
主任児童委員	1			1			1			3	

(注) 平成31年4月1日現在

(2) 社会福祉法人

町内には次の社会福祉法人があります。

図表3-3 町内の社会福祉法人

名 称	事業・活動内容
めぐみ福祉会	めぐみ保育園（保育所）
浄誓寺福祉会	下笠保育園（保育所）
養寿会	特別養護老人ホーム白鶴荘（介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援、訪問介護、身体障がい者居宅介護）
吉田会	老人保健施設 養老の郷（介護老人保健施設） デイサービスセンター 幸の郷（通所介護）
養老町社会福祉協議会	高齢者福祉事業、障がい（者）児福祉事業、児童福祉事業、ボランティア活動事業、地域福祉活動事業など
池辺育心会	池辺こども園

平成31年4月1日現在

(3) ボランティア

平成31年4月1日現在、ボランティアセンターに登録のあるボランティア団体は5団体、256人となっています。登録者数は平成26年の189人から256人に増加しています。

登録者数は年ごとに増減があります（図表3-4）。団体の主な活動は図表3-5のとおりです。

図表3-4 ボランティアセンター登録のボランティア数

区分	個人ボランティア数	団体数	人数（個人・団体）
平成26年	91	6	189
平成27年	95	6	243
平成28年	94	5	263
平成29年	84	5	255
平成30年	82	5	250
平成31年	88	5	256

（注）各年4月1日

図表3-5 ボランティア団体

団体名	設立年月	人数	活動内容・目的
養老町赤十字奉仕団	昭和58年4月	110	クリーン活動、福祉施設での生活支援、独居老人、寝たきり老人友愛訪問
たつのこ （手話ボランティア）	平成4年4月	19	聴覚障がい者との交流、大会などの手話通訳、小中学校での手話指導
ふきのとう （点訳ボランティア）	平成11年4月	4	広報・書物などの点訳、視覚障がい者の外出支援・交流、小中学校での点字指導
人形劇サークルきくまる	平成12年8月	10	人形劇
子育て支援いちご	平成22年4月	25	子育て支援

（注）平成31年4月1日現在

(4) NPO法人

町内には次のNPO法人があります。

図表3-6 町内のNPO法人

名 称	認証年月	目 的
特定非営利活動法人 ハウス希望	平成18年 8月29日	精神障がい者に対して軽作業や生活適応訓練活動の場を提供することを通じて対人関係や生活習慣を整え、地域社会への参加支援に関する事業を行い、就労復帰などの社会的自立に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 クローバー	平成20年 4月1日	地域住民に対して、発達障がいに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、発達障がい者とその家族に対して生活支援に関する事業を行い、障がい者が人として尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。
夢サポート	平成21年 7月6日	異種業種の個人事業主と消費者がネットワークを確立して、情報交換・相互扶助することにより不況に強い経済を確立し、地域社会を活性化させ、安全・安心できる環境を目指す。流通システムとしてのネットワークを研究、育成し、会員の夢の実現をサポートし、国際社会の中で住民が国籍、地域を問わず、社会的にも自然にもやさしい環境づくりに寄与することを目的とする。
Trinta e Nove	平成24年 9月11日	地域住民のすべての人に対して、人との交流場所を提供し、スポーツなどを楽しめる環境づくりに関する事業を行い、活気あるまちづくりに寄与することを目的とする。
ヨロスト	平成25年 9月6日	養老町の情報と魅力を発信し、交流の場を創出し、地域文化の継承に関する事業を行い、養老町の若返りと活性化に寄与することを目的とする。

(注) 平成31年4月1日現在

(5) 防犯パトロール

安全で安心して暮らせる地域を目指し、地域住民が自主的に地域の防犯パトロールを実施しています。登下校時の児童の見守りや夜間のパトロールを行い、自分たちのまちは自分たちで守る意識が芽生えてきています。

(6) その他の活動団体

読み聞かせ、ペープサートなどを行うグループが活動しています。

3 地域の福祉施設・サービス事業者

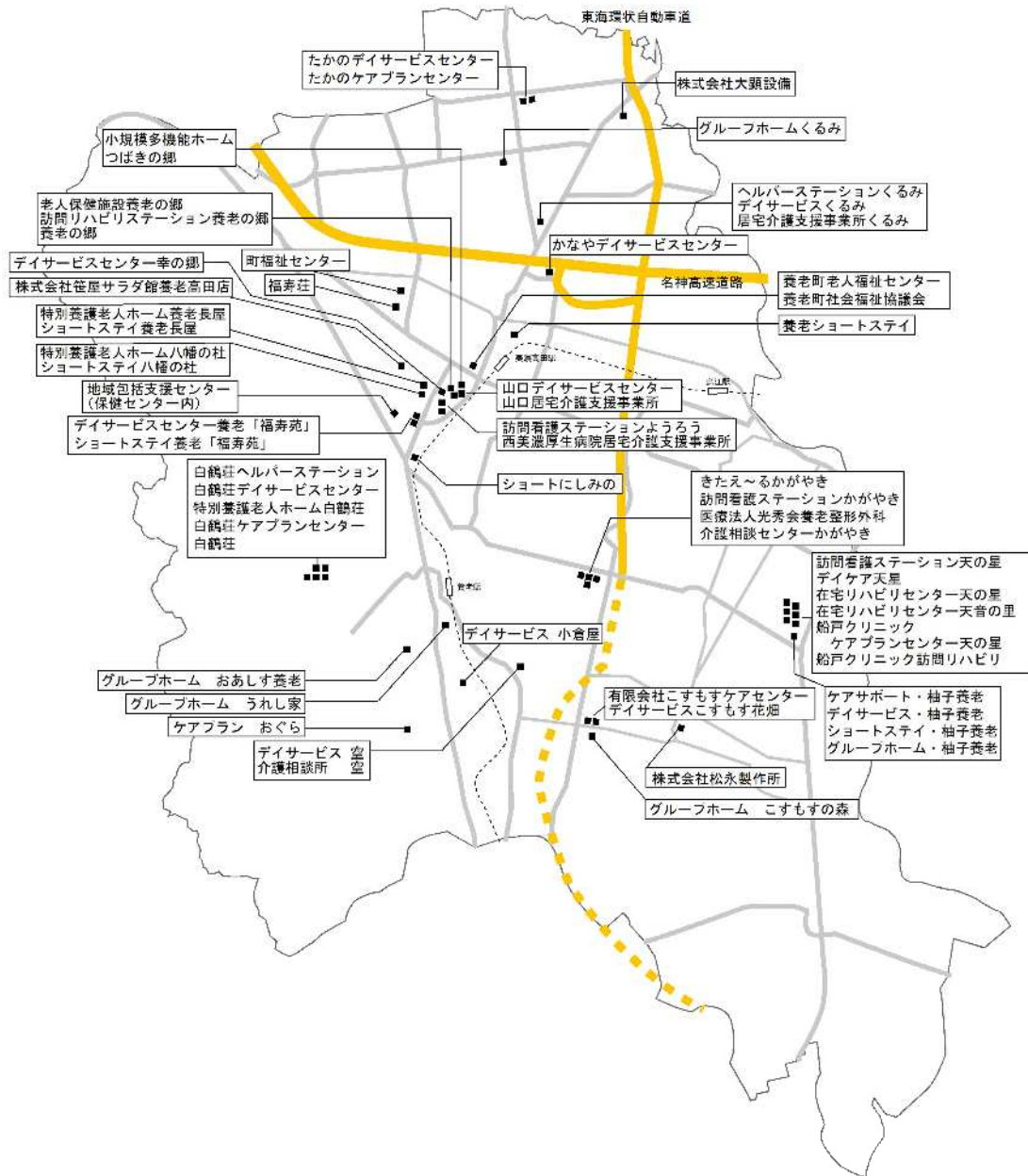
町内で社会福祉に関するサービスを提供している事業所（施設）は次のとおりです。

図表 3-7 町内の社会福祉関係施設など

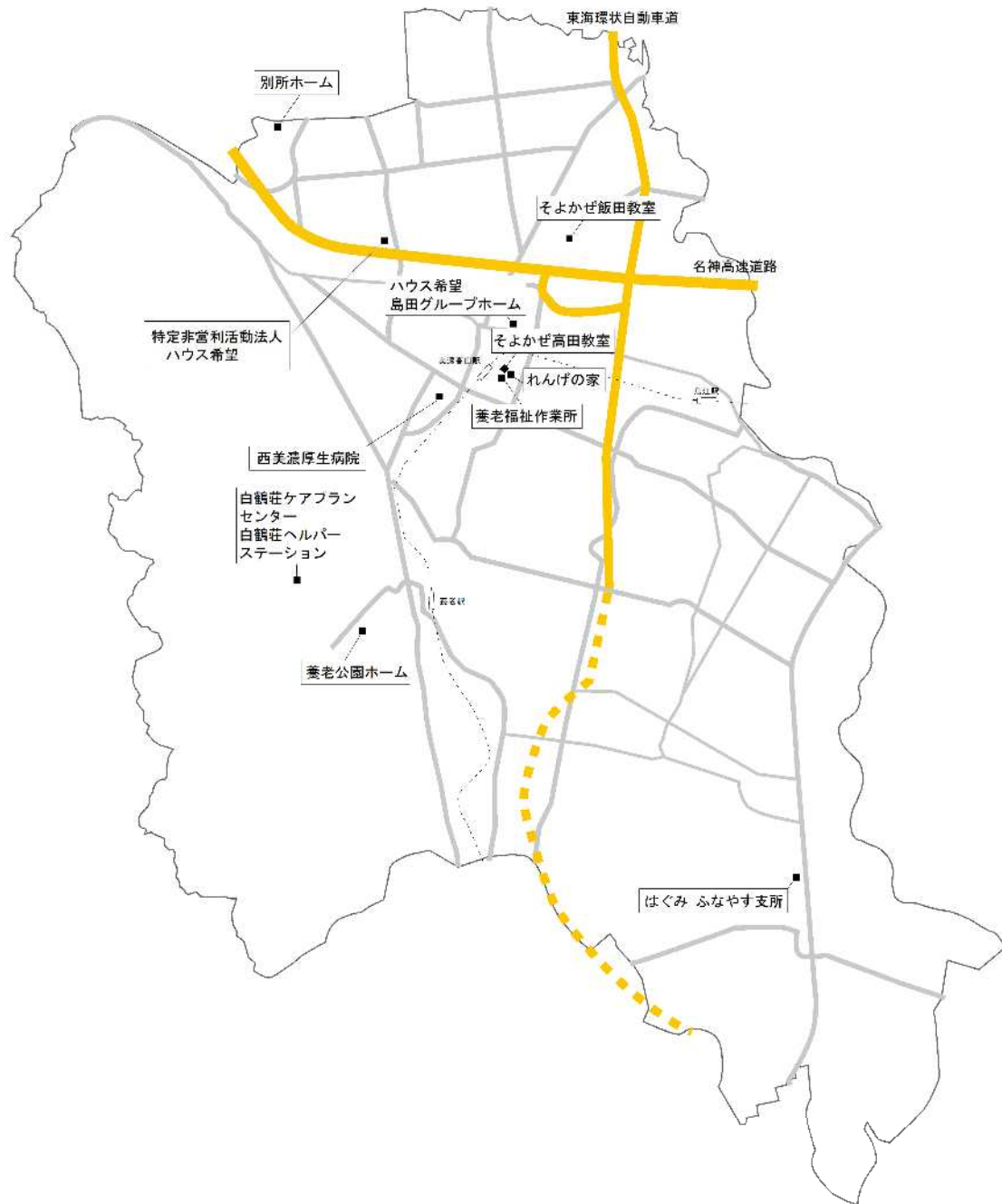
高齢者福祉関係			
訪問介護（ホームヘルプ）	3→1	認知症対応型共同生活介護	4→5
訪問入浴介護	0→0	居宅介護支援	10→9
訪問看護	3→3	介護老人福祉施設	2→3
訪問リハビリテーション	1→3	介護老人保健施設	1→1
通所介護（デイサービス）	10→14	地域包括支援センター （保健センター内）	1→1
通所リハビリテーション（デイケア）	3→3	町老人福祉センター	1→1
福祉用具貸与	3→2	福寿荘	1→1
短期入所生活介護	6→8	町福祉センター	1→1
短期入所療養介護（医療）	1→1	小規模多機能型居宅介護施設	1→1
障がい者福祉関係			
就労継続支援A型	0→1	生活介護	3→1
就労継続支援B型	1→1	居宅介護	1→1
グループホーム	1→3	短期入所	2→2
児童発達支援	1→2	—	—
児童福祉関係			
保育所（公立）	5→0	児童館	1→1
保育所（私立）	7→3	留守家庭児童教室	13→13
幼稚園	6→0	—	—
こども園（公立）	0→6	—	—
こども園（私立）	0→1	—	—

（注）左：平成26年4月1日 右：平成31年4月1日

図表 3-8 介護関係施設



図表 3-9 障がい関係施設



図表 3-10 子育て支援関係施設



4 当事者団体

(1) 子ども会

平成31年4月1日現在、111の子ども会があり、会員数は2,164人となっています。

図表3-11 子ども会の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
単位子ども会数	121	121	116	116	116	115	113	111
会員数 (人)	2,592	2,505	2,478	2,461	2,398	2,317	2,236	2,164

(2) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。

平成31年4月1日現在、56の老人クラブがあり、4,862人が加入しています。平成24年度に比べると、20クラブ減少しています。

図表3-12 老人クラブの会員数の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
単位クラブ数	76	64	65	63	59	58	58	56
員数 (人)	6,700	6,605	6,400	6,092	5,732	5,511	5,228	4,862

(注) 各年度4月1日

(3) 障がいのある人の団体

障がいのある人やその家族で結成している当事者団体は次のとおりです。

図表3-13 障がいのある人の団体

団 体 名
(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会養老支部
(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会養老支部
岐阜県自閉症協会西濃ブロック (養老地区)
大垣特別支援学校PTA養老郡地区
岐阜県精神保健福祉会連合会 (精神障害者家族会) ハウス希望家族会
養老町障害者 (児) 親の会 (れんげの会)
養老福祉作業所保護者会
西濃地区肢体不自由児・者 障害児・者父母の会養老支部
NPO法人 クローバー

(注) 平成31年4月1日現在

5 計画の評価

図表3-14では、本調査および関係調査から平成26年との数値の比較を行っています。前進（○）が6項目、後退（▲）が9項目という結果でした。地域のつながりに関する項目は低下しています。

民生委員児童委員や社会福祉協議会の認知度ほぼ横ばいです。

福祉水準はやや低下しています。

図表3-14 評価指標

目標に対して○は前進、▲は後退

区	分	現状		評価	目標（平成31年度）
		平成26年	令和2年		
1 新しい地域のつながり	近所つきあい「とても親しくつきあっている」＋「わりと親しくつきあっている」の割合	46.3%	33.8%	▲	互いの顔がわからなくなっていくことが危惧される。あいさつや交流事業を通して、新しいつながりを構築し、近所づきあいの率の低下の抑制をめざす。
	地域活動や行事への参加「積極的に参加している」の割合	17.0%	12.6%	▲	地域の祭りや自治会活動などに参加することが互いを知り合う機会となる。参加しやすい企画などにより地域活動の参加率の向上をめざす。
2 福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成	地域の問題の解決方法「住民同士で協力して解決したい」の割合	44.7%	38.6%	▲	地域の支え合いの必要性の理解促進を図り、「自分のまちは自分たちで・・・」という意識を高める。
	ボランティア活動の参加率の向上「現在参加している」の割合	全体 12.2% 50代 11.2% 60代 16.9%	11.8% 10.9% 17.2%	▲ ▲ ○	ボランティア活動参加への動機づけや参加しやすい環境をつくり、参加率の向上をめざす。特に、団塊世代など比較的若い高齢者の参加率の向上をめざす。
	障がい者差別「差別を受けたり、いやな思いをした」経験の割合	知的障がい者 53.8% 精神障がい者 33.0% 身体障がい者 21.5%	45.2% 38.4% 16.9%	○ ▲ ○	障がい者差別解消法の遵守を啓発し、ノーマライゼーションの理念のもとに、支え合いとともに暮らせるまちの実現をめざす。
			※障がい者プランアンケート参照		

区 分		現状		評価	目標 (平成 31 年度)
		平成 26 年	令和 2 年		
3 地域福祉活動 推進の 仕組み づくり	地域の民生委員児童委員の認知度 「委員も活動内容も知っている」の割合	12.7%	12.1%	▲	民生委員児童委員の活動の P R や地域活動への参加を促進することにより、民生委員児童委員の認知度の上昇をめざす。
	社会福祉協議会の認知度 「知っている」の割合	30.1%	30.8%	○	町社協・支部社協の活動の充実と P R を図り、地域福祉推進の中心となる社協の認知度の上昇をめざす。
4 サービスの 充実	養老町の福祉水準 「非常に遅れている」＋ 「やや遅れている」の割合	22.8%	26.0%	▲	公的サービスおよび住民主体のサービスの充実、情報の充実を図り、福祉水準について、「遅れている」と感じている人の率の低下をめざす。
	地域包括支援センターの認知度 「知っている」の割合	15.7%	21.7%	○	地域包括支援センターは、介護・介護予防をはじめ、高齢者に関する総合相談窓口として重要であり、P R に努め認知度の上昇をめざす。
	福祉サービスの情報の入手 「かなり入手できている」＋ 「ある程度入手できている」の割合	27.3%	31.1%	○	サービスは、必要とする人に適切に提供されることが重要である。情報提供内容・手法の充実を図り、必要な情報が入手できている人の率の上昇をめざす。
5 安全・安心の まちづくり	地域の住みやすさ 「とても住みやすい」＋ 「どちらかといえば住みやすい」の割合	59.6%	49.8%	▲	防犯、防災、交通安全などの対策を推進し、養老町が住みやすいまちであると感じる人の率の上昇をめざす。

第 2 部 計 画

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念 みんなで支える あたたかな福祉のまち

本計画の基本理念は、第1次、第2次計画で定められた「みんなで支える あたたかな福祉のまち」を引き継いでいきます。

地域にはいろいろな福祉課題を抱えた人がいます。ひとり暮らしで健康に不安のある高齢者、認知症高齢者の介護にとまどっている家族、老々介護の世帯、子育て不安を抱えた母親、子育て支援が必要な共働き世帯、地域で自立生活をしようとしている障がい者などさまざまです。これらの人が抱える福祉課題は、今後、だれもが直面する可能性のあるものです。福祉は、一部の限られた人のための福祉から、住民すべてのための福祉へと変わっていく必要があります。

課題を抱え支援を必要としている人が安心して地域で暮らしていくためには、公的なサービスの充実と併せて、地域住民、ボランティア団体などが中心となって行うきめ細やかなサービスや日ごろのゆるやかな見守りなどが必要となります。そのためには、地域住民みんなが支え合って共に生きるという共通の認識をもち、新しい人のつながりや支え合いの仕組みを考え、地域の福祉力を高めていかなければなりません。

町民憲章には、「愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくる」ために、第一に「おはよう、こんにちは と元気な声がわく町にしましょう」が掲げられています。この言葉には、あいさつができるという礼儀正しさや、あいさつの声が飛び交う活力のあるまちというイメージがありますが、さらに、地域におけるあたたかな人間関係や親しい近所づきあいが見えてきます。そして、まちづくりの第一歩はあいさつから始まることを教えています。

この計画は、地域福祉の視点から進めるまちづくりであり、第一歩はあいさつ、つまり地域の人々が互いを知ることから始まります。

地域の人や活動に関心をもち、住民みんなが地域福祉の推進役として参加・行動することによって人のつながりを築き、お互いに支え合い、だれもが安心して暮らせるあたたかな福祉のまちをめざしていきます。

2 基本目標

「みんなで支える あたたかな福祉のまち」の実現に向け、第2次計画に引き続き、基本目標を定めて施策を推進します。目標を達成するための施策を確実に実行するためには、住民が主体となって活動し、町および各種団体などがその活動をサポートする体制づくりが必要です。第3次計画では基本目標6として、「住民主体のまちづくりを実現する体制の構築」を加えることとしました。

基本目標1 新しい地域のつながりの構築

地域における支え合いはお互いを知ることから始まります。このため、さまざまな交流の機会づくりを進めることにより地域の人々のつながりを築きます。また、小・中学校や高校などを通じて交流を広めたり、地域にあるさまざまな福祉資源を知り、養老町を知ることによって町への関心を高め、新しいつながりの動機づけとしていきます。

基本目標2 福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成

地域福祉の課題の共有、障がい者理解や「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」というインクルージョンの考え方など、福祉の心を育てるため、あらゆる機会を活用して広報活動や福祉教育を推進します。また、社会福祉協議会を中心として、ボランティアの育成や地域福祉活動を推進し、みんなで行動できるまちをめざします。

基本目標3 地域福祉活動推進の仕組みづくり

地域福祉の中心となる社会福祉協議会の充実を図り、民生児童委員、地域住民が協働して、地域の見守り、地域の課題やニーズの把握などを行う、地域福祉活動を推進するための仕組みを構築していきます。

基本目標4 サービスの充実

必要なサービスの質・量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築という観点から、関係者の連携強化を図るとともに、住民主体のサービスを含めた多様な生活支援サービスの整備を促進します。

基本目標5 安全・安心のまちづくり

子どもを事故や犯罪から守ることなど、安心して暮らせるまちづくりを、地域ぐるみで推進します。また、災害時に支援を必要とする人の把握および災害時の支援体制の整備を進めます。

基本目標6 住民主体のまちづくりを実現する体制づくり

地域の実情やニーズを最もよく把握している地域自治町民会議や自治会が実際の活動の主体となり、町や各種団体がサポートする体制の構築を推進します。

3 施策の体系

6つの基本目標にそって、次の施策に取り組みます。

基本目標	施策	取り組み	No.
1 新しい地域のつながりの構築	(1) 地域の人のつながりづくり	あいさつの推進	No.1
		地域行事への積極的な参加	No.2
		地域の祭り・伝統行事を通じた交流の促進	No.3
		地域住民の健康増進と交流促進	No.4
		三世代交流活動の促進	No.5
		放課後子ども教室の開催促進	No.6
		地域ぐるみの子育て支援の充実	No.7
		児童館の充実	No.8
		子ども会単位区の見直し	No.9
		少子化対策の推進	No.10
	(2) 地域資源との連携	小・中学校などの児童生徒を通じた交流	No.11
		大垣養老高校と地域の交流促進	No.12
		岐阜大・岐阜協立大学との活動の実践	No.13
		自分たちの町の福祉を知る取り組みの推進	No.14
2 福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成	(1) 広報・啓発の推進	地域の支え合い意識の醸成	No.15
		障がい者理解の促進	No.16
		男女共同参画の推進	No.17
		人権の尊重	No.18
	(2) 福祉教育の推進	小・中学校と特別支援学校などの交流	No.19
		保育・介護体験の促進	No.20
		認知症サポーターの養成	No.21
		公民館活動の充実	No.22
	(3) ボランティアの育成	ボランティア講座などの開催	No.23
		ボランティア活動の場の提供	No.24
		ボランティアセンターの充実	No.25
3 地域福祉活動推進の仕組みづくり	(1) 地域共生社会実現への取り組み	地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の推進	No.26
		見守りネットワークの充実	No.27
	(2) 見守り活動の充実	福祉施設・事業者などとの連携	No.28
		民生委員児童委員活動の活性化	No.29
	(3) 課題とニーズの把握	福祉推進員制度の検討	No.30
		地域福祉活動計画の策定	No.31
	(4) 社会福祉協議会の機能強化と連携強化	支部社会福祉協議会の充実	No.32
		支部社会福祉協議会の総合事業への参入促進	No.33
		地域福祉活動の充実と住民理解力の向上	No.34
募金活動の促進		No.35	

基本目標	施策	取り組み	No.
4 サービスの充実	(1) サービスの向上	サービス提供事業者の指導・監督	No.36
		不足しているサービスの確保	No.37
		苦情解決	No.38
		地域包括ケアシステムの構築	No.39
	(2) 相談・情報提供の充実	相談体制の充実	No.40
		生活困窮者の自立支援の推進	No.41
		情報提供の充実	No.42
		権利擁護の充実	No.43
		西濃地域成年後見支援センターの周知	No.44
	(3) 住民主体のサービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業の実施	No.45
		住民などによる多様な生活支援サービスの構築	No.46
		子育てサロンの充実	No.47
		ふれあい・いきいきサロンの充実	No.48
放課後子ども教室の開催促進（再掲）		No.49	
コミュニティスクールの導入による学校づくり		No.50	
NPO法人設立支援		No.51	
5 安全・安心のまちづくり	(1) 防災対策の推進	避難行動要支援者名簿の作成とその活用	No.52
		災害時などの支援	No.53
		災害救援ボランティアの支援	No.54
		災害情報の伝達手段の複数化	No.55
	(2) 防犯対策の推進	防犯パトロールの推進	No.56
		福祉避難所の整備	No.57
		街灯の整備促進	No.58
		空き家の管理指導の推進	No.59
	(3) 交通安全の推進	交通安全教育の推進	No.60
		交通安全施設の整備促進	No.61
	(4) 環境（ゴミ）対策	ゴミの不法投棄防止パトロール	No.62
		きれいなまちづくりの推進	No.63
	(5) 移動手段の確保	オンデマンドバスの周知	No.64
6 住民主体の町づくりを実現する体制づくり	(1) 地域自治町民会議及び自治会、各種団体が担う役割の明確化	地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会が担う役割の明確化	No.65
		地域自治町民会議及び自治会と各種団体との関係の明確化	No.66
		各種団体及び町の地域自治町民会議に対するサポート体制の構築	No.67
		モデル地区の選定と実践	No.68
		各地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会の情報共有の体制構築	No.69
		地域リーダーの育成	No.70

4 重点課題

(1) 住民主体型を含めた多様な介護予防・生活支援サービスの構築

平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の円滑な実施により、地域の集いの場、見守り・安否確認、外出支援、買い物・掃除などの家事支援などの生活支援体制をめざし、コーディネーターを配置し、関係者のネットワークや既存の取組・組織なども活用しながら、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。また、関係主体間の定期的な情報の共有、連携・協働による取組を推進するため協議体を設置します。

(2) 地域ぐるみの子育て支援の充実

子どもが放課後や休日、長期休暇期間中に、集団で遊び、学ぶ機会を提供する取り組みが求められています。共働き世帯などの子どものための留守家庭児童教室の充実とともに、すべての子どもを対象とする放課後子ども教室を実施します。実施にあたっては、コミュニティスクールにより、地域住民の協力を得ていきます。

また、緊急時に子どもを預かるなど、多様なニーズに対応できる住民参加型のサービス（ファミリー・サポート・センター事業など）を立ち上げ、地域で子育てを支援していきます。

(3) 避難行動要支援者の把握と近隣住民による支援体制の構築

各地で発生している地震、豪雨、豪雪による被害を目の当たりにして、災害への対応について関心が高まっています。国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されました。この指針では、避難行動要支援者名簿の作成、名簿の活用、個別計画の策定、支援にかかる共助力の向上について示すなど、名簿を活用した実効性のある避難支援を目指しており、本町においても地域防災計画の見直しを行い、これにそって避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図ります。

(4) 支部社会福祉協議会の充実

本町において、支部社会福祉協議会は、自治会・民生委員児童委員・老人クラブ・子ども会育成会などの各種団体などで構成されており、地区における福祉の推進の母体であり、ふれあい・いきいきサロンなどさまざまな活動が行われています。少子高齢化・人口減少が進み、地域福祉の必要性が一層高まる中、地域福祉をさらに推進するための取り組みの充実を促進します。また、ふれあい・いきいきサロンなどこれまでの支部社会福祉協議会の取り組みを充実し、総合事業として実施することを働きかけます。

(5) 人権の尊重

本町においては、平成12年に「人権擁護の町」宣言を行い、相手を尊び、お互いに思いやり、差別のない明るく住みよい町をめざし、一人ひとりが健やかな人権意識の高揚に努めています。これは地域福祉の取り組みにもつながるものです。

人権に関する町民意識調査によると、高齢者の人権問題、障がい者の人権問題、女性の人権問題、インターネットによる人権侵害などへの関心が高くなっています。また、部落差別の問題は根強く残っています。

高齢者の人権については、認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者の増加が予測され、虐待防止、成年後見制度などの利用促進を図り権利擁護に努めます。平成26年度から、西濃地域成年後見支援センターを立ち上げたところであり、認知症高齢者や障がいのある人の権利擁護のため、その周知を図ります。

障がいのある人の人権については、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定を踏まえ、インクルージョンや合理的配慮などの新しい考え方について広報啓発に努めます。また、高齢者施策と併せて権利擁護を図ります。

女性の人権については、急激に関心が高まってきており、家庭、地域、職場における男女共同参画の推進に取り組みます。また、DV、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などの女性に対するあらゆる暴力は、重大な人権侵害であるということをすべての住民が理解し、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めます。

インターネットによる人権侵害については、子どものいじめ、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増していることから、子どもと大人ともに情報モラルの教育・啓発に努めます。

部落差別問題については、差別解消に向けて、引き続き啓発・教育に努めるとともに、地域交流を促進します。

また、新型コロナウイルス感染者を思いやり、その立場を守り、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に感謝し、コロナ・ハラスメントを防ぎます。

5 数値目標と評価指標

計画の進捗状況の把握や評価を行うにあたっては、基本計画に盛り込んだ取り組みや事業ごとに実施状況を把握し、それぞれの課題を整理し評価を行います。また、計画で推進する目標数値や、計画推進の効果を評価する指標を設定します。

図表 4-1 数値目標

区 分	実 績		目 標 令和 8 年度
	平成 26 年	令和 2 年	
社会福祉協議会のボランティア登録 団体数・登録者数の増加	6 団体 189 人	5 団体 256 人	10 団体 400 人
認知症サポーター受講者数の増加	956 人	3,123 人	5,500 人
高齢者等見守り協定締結数の増加	10 事業所	12 事業所	15 事業所
福祉避難所協定締結数の増加	1 ケ所	1 ケ所	3 ケ所

図表 4-2 評価指標

区 分	現 状		目 標 (令和 8 年度)	
	平成 26 年	令和 2 年		
1 新しい地 域のつな がり	近所つきあい 「とても親しくつき あっている」+「わ りと親しくつきあっ ている」の割合	40.7%	33.8%	互いの顔がわからなくなってい くことが危惧される。あいさつ や交流事業を通して、新しいつ ながりを構築し、近所づきあい の率の低下の抑制をめざす。
	地域活動や行事への 参加 「積極的に参加して いる」の割合	17.0%	12.6%	地域の祭りや自治会活動などに 参加することが互いを知り合う 機会となる。参加しやすい企画 などにより地域活動の参加率の 向上をめざす。
2 福祉の 心の醸 成と地 域福祉 の担い 手の育 成	地域の問題の解決方 法 「住民同士で協力し て解決したい」の割 合	44.7%	38.6%	地域の支え合いの必要性の理解 促進を図り、「自分のまちは自 分たちで・・・」という意識を高 める。
	ボランティア活動の 参加率の向上 「現在参加してい る」の割合	全体 12.2% 50 代 11.2% 60 代 16.9%	11.8% 10.9% 17.2%	ボランティア活動参加への動機づけ や参加しやすい環境をつくり、参加 率の向上をめざす。特に、団塊世代 など比較的若い高齢者の参加率の向 上をめざす。
	障がい者差別 「差別を受けたり、 いやな思いをした」 経験の割合	知的障がい者 53.8% 精神障がい者 33.0% 身体障がい者 21.5%	45.2% 38.4% 16.9%	障がい者差別解消法の遵守を啓 発し、ノーマライゼーションの 理念のもとに、支え合いともに 暮らせるまちの実現をめざす。 ※障がい者プ ランアンケート参照

区 分		現状		目標（令和8年度）
		平成26年	令和2年	
3 地域福祉 活動推進 の仕組み づくり	地域の民生委員児童 委員の認知度 「委員も活動内容も 知っている」の割合	12.7%	12.1%	民生委員児童委員の活動のPR や地域活動への参加を促進する ことにより、民生委員児童委員 の認知度の上昇をめざす。
	社会福祉協議会の認知 度 「知っている」の割 合	30.1%	30.8%	町社協・支部社協の活動の充実 とPRを図り、地域福祉推進の 中心となる社協の認知度の上昇 をめざす。
4 サービス の充実	養老町の福祉水準 「非常に遅れている」＋「やや遅れて いる」の割合	22.8%	26.0%	公的サービスおよび住民主体の サービスの充実、情報の充実を 図り、福祉水準について「遅れ ている」と感じている人の率の 低下をめざす。
	地域包括支援センタ ーの認知度 「知っている」の割 合	15.7%	21.7%	地域包括支援センターは、介護 や介護予防をはじめ、高齢者に 関する総合相談窓口として重要 であり、PRに努め認知度の上 昇をめざす。
	福祉サービスの情報 の入手 「かなり入手できて いる」＋「ある程度 入手できている」の 割合	27.3%	31.1%	サービスは、必要とする人に適 切に提供されることが重要であ る。情報提供内容・手法の充実 を図り、必要な情報が入手でき ている人の率の上昇をめざす。
5 安全・安 心のまち づくり	地域の住みやすさ 「とても住みやす い」＋「どちらかと いえば住みやすい」 の割合	59.6%	49.8%	防犯、防災、交通安全などの対 策を推進し、養老町が住みやす いまちであると感じる人の率の 上昇をめざす。

第5章 基本計画

1 新しい地域のつながりの構築

■課題

本町は比較的古くから暮らしている人が多く、持ち家率の高い町です。このため、親しい近所づきあいは比較的あるのではないかと考えられます。しかし、アンケート調査結果では、比較的濃いつきあいをしている人の割合は6年前に比べて6.9ポイント低下しています。児童生徒に対するアンケートにおいては、子ども会活動、地域の運動会、お祭りへの参加率が高く、最も楽しかったものとしてはお祭りが多数あげられています。少子高齢化・人口減少が進むことが予測される中、地域のつながりである祭りを継続することが難しくなっている地区も見られます。

かつての地域の連帯感が希薄化する中、地域のつながり、共助という意識を高めていくことや、新しいつながりを築く取り組みが求められます。

■取り組み

以下のとおり、方向性を定めます。

区分	内 容
新規	計画期間中に新規取り組むもの、あるいは可能性について調査、研究を行うもの
推進	現在、取り組んでいる活動・事業などで、更に充実させながら 推進していくもの
継続	現在、取り組んでいる活動・事業などで、計画期間中に同様に取り組んでいくもの

(1) 地域の人のつながりづくり

取り組み		方向	主な活動団体
No. 1	<input type="checkbox"/> あいさつの推進 あいさつ運動の必要性とその推進について、学校、団体、地域などへの理解と協力の働きかけを行います。また、登下校時における安全パトロールや交通安全の街頭指導など、さまざまな機会を活用して子どもへの声かけを行います。	推進	町、学校、地域自治町民会議、自治会、地域の各種団体
No. 2	<input type="checkbox"/> 地域行事への積極的な参加 挨拶程度から、よりお互いを知り合うための機会となる、自治会活動、町民運動会、子ども会活動などへの参加を、学校、PTA、地域自治町民会議、子ども会育成会などで呼びかけ、共助の意識を高めます。	推進	社会福祉協議会、地域自治町民会議、自治会、子ども会育成会、老人クラブ

取り組み		方向	主な活動団体
No.3	<input type="checkbox"/> 地域の祭り・伝統行事を通じた交流の促進 伝統ある祭りの次世代への伝承や、子どもたちが非常に楽しみにしている地域の夏祭りなどの企画段階からの取り組みへの参加を通じて、地域の大人と子ども、異年齢の子どもなどコミュニティ間の交流を促進します。	推進	地域自治町民会議、自治会、子ども会育成会
No.4	<input type="checkbox"/> 地域住民の健康増進と交流促進 地域で、ラジオ体操などに集まり、多世代の参加や交流を推進します。また、お年寄りの「通いの場」をつくり、運動機能低下によるロコモの予防と、フレイルの状態になることを防ぎ、地域住民の健康づくりを推進します。	新規	地域自治町民会議、自治会、子ども会育成会
No.5	<input type="checkbox"/> 三世代交流活動の促進 町や社会福祉協議会、支部社会福祉協議会、地域自治町民会議、自治会、こども園、保育園などにおいて、親子、祖父母など、家族で参加できる催し物を企画し、地域や家族の世代間の交流を促進します。また、地域の子ども会・育成会と老人クラブの交流を企画し、地域の高齢者と子どもがふれあう（知り合う）機会としていきます。	推進	町、園、社会福祉協議会、自治会、子ども会育成会、老人クラブ
No.6	<input type="checkbox"/> 放課後子ども教室の開催促進 全ての子どもを対象として、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進する放課後子ども教室を開催します。	継続	町、学校
No.7	<input type="checkbox"/> 地域ぐるみの子育て支援の充実 園庭を開放するなど、地域の子どもたちが遊べる場の確保や保護者やお年寄りも交流できるよう推進します。	新規	町、園
No.8	<input type="checkbox"/> 児童館の充実 子どもの安全な遊び場として、また、子育て中の親子の交流の場として児童館施設を改修し、充実を図ります。	継続	町
No.9	<input type="checkbox"/> 子ども会単位区の見直し 子ども数の減少により子ども会活動が十分にできない地域があることから、子ども会単位区の見直しを行い、子ども会活動の充実を図ります。	継続	町、地域自治町民会議、自治会、子ども会育成会
No.10	<input type="checkbox"/> 少子化対策の推進 婚活のサポート、移住定住促進につながる施策の充実を図ります。	新規	婚活サポーター、町

(2) 地域資源との連携

	取り組み	方向	主な活動団体
No.11	<p>□小・中学校などの児童生徒を通じた交流</p> <p>小・中学校、保育園、こども園に地域のさまざまな技術、知識を有する人を講師として招き、小・中学校の総合的な学習や食農体験活動に地域の協力を得ることなどにより、地域の交流を促進します。また、校庭の整備・修繕、行事などについて、地域の方による学校ボランティアなどを立ち上げ、学校支援を通じた地域のつながりづくりを推進します。</p>	継続	町、学校、園、PTA、コミュニティスクール、子ども会育成会、ボランティア
No.12	<p>□大垣養老高校と地域の交流促進</p> <p>現在、大垣養老高校と地域の交流は「あぐりくん」、清掃活動、こども園や高齢者介護施設の訪問や実習などを通して行われています。生徒の登下校時の安全の確保、学校行事への積極的な参加・協力、地域行事への招待、より多くの町内福祉施設での実習の受け入れを通じて、町民と生徒の交流を促進していきます。</p>	継続	町、学校、園、地域自治町民会議、自治会、福祉施設
No.13	<p>□岐阜大・岐阜協立大学との活動の実践</p> <p>岐阜大・岐阜協立大学と町との包括連携協定に基づき健康、医療および福祉の充実に関する具体的な活動を実践します。</p>	新規	岐阜大学、岐阜協立大学、町
No.14	<p>□自分たちの町の福祉を知る取り組みの推進</p> <p>養老町には、高齢者、障がい者、子どもたちのためにどのような福祉施設があるか、またどのようなサービスがあるか、さらにどのようなボランティア団体が活動を行っているかなど、わが町の福祉を知る取り組みを推進することによって、町への関心を高め、新しいつながりの動機づけとしていきます。</p>	推進	町、社会福祉協議会、園、学校

2 福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成

■課題

高齢になっても、障がいがあっても、またひとり暮らしであっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるようにしていくためには、地域での支え合いが必要です。そのための住民の福祉意識の醸成と、地域福祉活動の担い手の育成が必要です。

児童生徒に対するアンケートにおいては、59.6%が福祉教育で意識が「変わった」と答えています。高齢者や障がいのある人との交流、保育体験、ボランティア活動などの体験的福祉教育は児童生徒の意識を大きく変えることから、更なる充実を図っていく必要があります。

■取り組み

(1) 広報・啓発の推進

	取り組み	方向	主な活動団体
No.15	<input type="checkbox"/> 地域の支え合い意識の醸成 地域の現状や課題、地域の見守りなど地域福祉活動の必要性について、町の広報誌「養老」やホームページ、社会福祉協議会の「社協よろう」、講演会、CCネット養老局などにより広報・啓発活動を強化し、地域の支え合い意識を醸成します。また、広報無線を活用し、地域住民が主体となる日々の具体的な活動への参加を繰り返し呼びかけていきます。	推進	町、社会福祉協議会
No.16	<input type="checkbox"/> 障がい者理解の促進 障がいと障がいのある人に関する理解を深めるとともに、「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」というインクルージョンの考え方、障害者権利条約や障害者差別解消法などの法・制度について周知を図るため広報・啓発を推進します。また、障がいのある人とない人の交流を図り地域への理解につなげていきます。	推進	町、社会福祉協議会

取り組み		方向	主な活動団体
No.17	<p><input type="checkbox"/>男女共同参画の推進</p> <p>男女共同参画の推進が必要な分野の一つとして地域社会があげられます。今なお、社会通念として残っている男性と女性の固定的な役割意識は、地域社会に直接影響しています。</p> <p>地域福祉活動への男性の参加促進、介護サービスをはじめとした介護にかかる負担を軽減するサービスの利用促進を図るなどの視点からも、地域社会における男女共同参画についての啓発を進めていきます。</p> <p>また、女性に対するあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つける行為であるということを全ての住民が理解する取り組みを推進します。</p>	推進	町、社会福祉協議会、自治会、関係団体
No.18	<p><input type="checkbox"/>人権の尊重</p> <p>「人権擁護の町」宣言に記されたように、相手を尊び、お互いに思いやり、差別のない明るく住みよい町をめざし、「養老町人権教育・啓発に関する基本計画」にそって取り組みを推進します。また、新型コロナウイルス感染者を思いやり、その立場を守り、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に感謝し、コロナ・ハラスメントを防ぎます。</p>	推進	町

(2) 福祉教育の推進

	取り組み	方向	主な活動団体
No.19	<p>□小・中学校と特別支援学校などとの交流</p> <p>障がいのある児童生徒とない児童生徒がともに活動する機会を積極的につくり、理解を深め支えあうことができる心を育てていきます。具体的には、特別支援学校、福祉施設などとの連携を図りながら、総合的な学習の時間や道徳の時間をはじめ、交流や共同学習を通じて、障がいの有無に関わらず、個性を尊重しながらお互いに理解を深められるようにしていきます。</p> <p>また、福祉教育の推進にはとりわけ教職員などの理解や指導力の向上が重要であることから、研修への派遣、教職員の勉強会の充実を図ります。</p>	継続	学校、社会福祉協議会、福祉関係団体、町
No.20	<p>□保育・介護体験の促進</p> <p>児童生徒に、こども園などでの保育体験、保健センターなどでの親子とのふれあいを通して、子育ての大変さや喜びなどを感じる機会を提供します。また、介護技術を学び、高齢者への思いやりを育むため、介護保険施設などでの介護体験など体験学習を促進していきます。</p>	継続	学校、社会福祉協議会、福祉関係団体、町
No.21	<p>□認知症サポーターの養成</p> <p>広報紙や町民公開講座などにて認知症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。出前講座に加えて、小学生を対象としたキッズサポーター養成講座を行うなど、幅広い年代の人が認知症について理解を深める機会を作ります。また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターなどが支援チームを作り、認知症の人やその家族の会に参加し、ニーズに合った支援につなげる仕組み作りを推進します。</p>	推進	社会福祉協議会、福祉関係団体、町
No.22	<p>□公民館活動の充実</p> <p>地区の公民館活動の一環として、地域における福祉活動の実践につながる福祉講座や出前講座を開催します。</p>	推進	社会福祉協議会、地域自治町民会議、自治会、福祉関係団体、町

(3) ボランティアの育成

	取り組み	方向	主な活動団体
No.23	<p>□ボランティア講座などの開催</p> <p>参加への動機づけや、参加しやすい環境があればボランティア活動に参加したいという人は少なくありません。ボランティアスクールやニーズに応じたボランティア講座を開催し、潜在するボランティア活動参加希望者の掘り起こしおよびボランティアの育成を推進します。</p> <p>また、地域で身近なところからできる高齢者の介助や見守りに関するボランティア活動を提案します。</p>	推進	社会福祉協議会
No.24	<p>□ボランティア活動の場の提供</p> <p>ボランティア講座終了者やボランティア希望者が参加できるボランティア活動の場が確保されるよう、社会福祉協議会によるボランティアコーディネートの充実を図るとともに、グループの立ち上げや活動の受け皿づくりを推進します。</p>	推進	社会福祉協議会、福祉関係団体、町
No.25	<p>□ボランティアセンターの充実</p> <p>社会福祉協議会のボランティアセンターにおいては、さまざまな分野のボランティア登録を促進するとともに、グループの情報交換、連携を図ります。また、県社会福祉協議会が行う災害ボランティアコーディネーター養成講座など、各種の情報を提供していきます。</p>	推進	社会福祉協議会

3 地域福祉活動推進の仕組みづくり

■課題

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、支援を必要としている人を発見し、地域で見守りなどの支援を行う、あるいは必要な情報を提供し、サービス利用へと結びつけていくための仕組みが非常に重要となってきます。支部社協（支部社会福祉協議会）など既存の組織や団体の活動の充実や連携の強化、既存事業の総合事業（介護保険の地域支援事業）への移行などについて検討し、地域福祉活動がより推進されるための体制を整備していくことが求められます。

■取り組み

(1) 地域共生社会の実現への取り組み

	取り組み	方向	主な活動団体
No.26	□地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の推進 地域における高齢者、障がい者、児童の福祉など地域共生社会の実現に向け、既存の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域住民が抱える課題の解決のため、包括的な支援体制の整備を推進します。	新規	町、福祉関係団体、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会

(2) 見守り活動の充実

	取り組み	方向	主な活動団体
No.27	□見守りネットワークの充実 民生委員児童委員や地域のボランティアによるネットワークを活用し、高齢者、障がい者、子育て家庭などの近隣見守り活動を推進します。また、支部社協が行っている友愛訪問や配食サービスの機会を活用し、地域の見守り活動をひきつづき推進します。認知症高齢者においては、徘徊するおそれのある認知症高齢者などが行方不明時に早期発見できる支援体制構築を目的とした「徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業」が広く活用されるよう、周知に努めます。	推進	福祉関係団体、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会
No.28	□福祉施設・事業所などとの連携 高齢者や障がい者宅を訪問する機会の多いサービス事業者、郵便局や地域の事業所と見守り協定を締結し、安否確認の強化を図っていきます。	推進	サービス事業者、地域住民、社会福祉協議会、町

(3) 課題とニーズの把握

	取り組み	方向	主な活動団体
No.29	<input type="checkbox"/> 民生委員児童委員活動の活性化 民生委員児童委員の認知度は低く、その活動内容は十分には知られていないことから、その役割や活動内容についてのPRを行います。また、民生委員児童委員の地域活動への参加機会を拡大することによって、地域のニーズや課題をより把握しやすい環境をつくり、活動の活性化を図ります。	推進	民生委員児童委員、社会福祉協議会、町
No.30	<input type="checkbox"/> 福祉推進員制度の検討 地域の福祉ニーズを把握し、適切な支援へと結びつけるための福祉推進員の設置については、それぞれの地域自治町民会議などにおいて、その必要性についての検討を行うよう働きかけ、みんなで支え合う地域づくりを推進します。	推進	社会福祉協議会、町

(4) 社会福祉協議会の機能強化と連携強化

	取り組み	方向	主な活動団体
No.31	<input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画の策定 社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられています。この社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画が地域福祉活動計画です。町の地域福祉計画とは重なる部分も多く、実施計画的な役割も担っているといえます。養老町地域福祉活動計画の見直しを行い、町の地域福祉計画と一体となって地域福祉を推進します。	推進	社会福祉協議会
No.32	<input type="checkbox"/> 支部社会福祉協議会の充実 各地区に設置された支部社協では、敬老会、給食サービス、三世代交流事業、友愛訪問などが実施されています。支部社協は、自治会・民生委員児童委員・老人クラブ・子ども会育成会などの各種団体で組織され、団体単独では解決できない問題を解決する協力体制がとれるように設立されたものであり、地区福祉推進の中心的な組織と位置づけます。地区住民に支部社協の存在と意義のPRを行うとともに、団体の連携を強化して活動の充実を図ることにより地区の福祉を推進します。	推進	地域自治町民会議、自治会、民生委員児童委員、子ども会育成会、老人クラブ、社会福祉協議会
No.33	<input type="checkbox"/> 支部社会福祉協議会の総合事業への参入促進 支部社協が実施している取り組みについては、介護保険の地域支援事業として実施に向けて働きかけます。	推進	地域自治町民会議、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会

取り組み		方向	主な活動団体
No.34	<input type="checkbox"/> 地域福祉活動の充実と住民理解力の向上 少子高齢化が急速に進むなか、早期の地域自治町民会議の設置を推進します。社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉関係団体などと町は連携を強化し、地域福祉の活動を広く広報して見える化を図り、地域住民への理解力を高めます。	新規	地域自治町民会議、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、各種団体、町
No.35	<input type="checkbox"/> 募金活動の促進 共同募金は社会福祉法に定められた公的な募金です。本町においては、そのほとんどは各福祉団体、ボランティア団体に還元され、活動に役立てられています。地域福祉活動推進のための財源となるよう募金活動の拡充に努めます。	継続	社会福祉協議会

4 サービスの充実

■課題

介護保険サービスや障がい福祉サービスなどの分野において、民間事業者の参入が進んでいます。行政の役割は、不足している種類の公的サービスの確保、サービスの質の確保、利用者の苦情解決などへと移ってきています。より質の高いサービスへの改善、情報提供・相談の充実、権利擁護の充実などが求められていると言えます。

また、高齢者のみの世帯の増加、障がいのある人の地域生活への移行に伴い、配食サービス、買い物支援、ごみの個別収集、見守りなどの生活支援サービスが求められることから、公的サービスの充実と同時に、住民がサービスの提供者となる比較的安価で多様なサービスを整備し、地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

このため、住民主体のサービスの育成、NPO法人などの育成が必要となってきています。

■取り組み

(1) サービスの向上

取り組み		方向	主な活動団体
No.36	<input type="checkbox"/> サービス提供事業者の指導・監督 良質なサービスが適切に利用されるようサービス提供事業者およびケアマネジャーの指導・監督に努めます。	継続	町、サービス事業者
No.37	<input type="checkbox"/> 不足しているサービスの確保 町はサービス事業者との情報交換の場を設け、不足しているサービスへの事業者の参入促進を図ります。	継続	町、サービス事業者
No.38	<input type="checkbox"/> 苦情解決 サービス利用者からの苦情解決や、提供事業者が抱える困難事例への支援に努めます。	継続	町、サービス事業者
No.39	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムの構築 地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において生活し続けられるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体化して提供いくという考え方であり、それらサービスの関係者が連携していくことが重要です。このため、地域包括支援センターと地域自治町民会議や自治会が中心となり、介護サービス事業者、医療機関、ボランティアなどとの連携強化を図りながらシステムの構築に努めます。	推進	町、サービス事業者、社会福祉協議会、地域自治町民会議、自治会、福祉関係団体

(2) 相談・情報提供の充実

	取り組み	方向	主な活動団体
No.40	<p>□相談体制の充実</p> <p>高齢者に関する総合的な相談窓口としては地域包括支援センターが設置されています。子育てに関する相談については、地域子育て支援センターを中心に中央公民館においても実施し、地域子育て支援拠点事業を推進します。また、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、子育て包括支援センター事業を推進します。</p> <p>精神障がい者や知的障がい者については、平成18年度から相談支援事業として西濃圏域で指定相談支援事業所に共同委託して実施しています。より利用しやすく、十分な情報提供が行われるよう改善を図ります。身体障がい者については役場健康福祉課と県知事から委託を受けた身体障害者相談員、障がい児については、役場健康福祉課、保健センター、こども園などで行い、養老町そよかぜ教室（児童発達支援）に、つなげていきます。また、必要に応じて県が行う「障害児等療育支援事業」につなげていきます。住民が抱える悩みごとや法律的な問題は、解決できるように導く心配ごと相談や法律相談サービスを提供します。</p> <p>最も身近で総合的な役場窓口については、研修会への参加により相談・指導能力の向上を図ります。</p> <p>生活困窮者については、相談に応じ、生活支援相談センターや町社会福祉協議会などの関係機関と連携し、家計相談支援、就労支援、生活福祉資金貸付など、必要な情報の提供や助言を行います。</p>	推進	町、社会福祉協議会、サービス事業者
No.41	<p>□生活困窮者の自立支援の推進</p> <p>生活困窮者の支援に関し、関係各課および関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。</p>	新規	町、関係機関
No.42	<p>□情報提供の充実</p> <p>支援を必要とする人が必要な情報を得て適切なサービスを利用できるよう、介護サービスや高齢者福祉サービス、子育て支援サービス、障がい福祉サービスなどについての冊子を作成・配布します。また、ホームページ上でのサービス情報の充実を図ります。</p>	継続	町

	取り組み	方向	主な活動団体
No.43	<p>□権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>地域住民やサービス事業者、医療機関などが協力して、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、あるいは女性への暴力の早期発見に努めるとともに、関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。</p> <p>また、認知症や障がいのある人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度や、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、その周知を図るとともに、必要に応じて制度利用のための支援を行います。</p>	継続	町、社会福祉協議会
No.44	<p>□西濃地域成年後見支援センターの周知</p> <p>平成26年度から、障がいのある人や認知症高齢者の権利擁護のために、2市4町の社会福祉協議会と特別養護老人ホーム3施設が連携して西濃地域成年後見支援センターを立ち上げており、その周知を図ります。</p>	継続	社会福祉協議会、町

(3) 住民主体のサービスの充実

	取り組み	方向	主な活動団体
No.45	<p>□ファミリー・サポート・センター事業の実施</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業は、安心して子育てできる環境づくりのため、園の送迎やその前後に子どもを預かるなどのサービスを、提供したい人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うものです。住民の積極的な参加を呼びかけながら、令和3年度を目標に事業を実施する予定です。</p>	推進	町
No.46	<p>□住民などによる多様な生活支援サービスの構築</p> <p>介護保険制度における総合事業の実施に向け、地域住民、ボランティア、事業者などを主体とした多様な介護予防・生活支援サービスの体制づくりを推進します。</p> <p>このため、ボランティア、事業者、関係者による定期的な情報の共有、連携・協働による取り組みを推進するため協議体を設置するとともに、ネットワークを構築していくためのコーディネーターを配置して必要なサービスの整備を促進します。</p>	推進	町、社会福祉協議会

取り組み		方向	主な活動団体
No.47	<input type="checkbox"/> 子育てサロンの充実 社会福祉協議会の実施するひよこハウス子育てサロンや、民間の子育て支援「いちご」による子育て勉強会の開催など、それらの周知や、保健師の派遣など必要な支援を行います。	推進	社会福祉協議会、NPO、町
No.48	<input type="checkbox"/> ふれあい・いきいきサロンの充実 ふれあい・いきいきサロンは、令和元年度末で、10地区30のサロンが開催されています。高齢者の通いの場や見守りの観点からも有効な取り組みであり、更なる内容の充実と地域自治町民会議や自治会の参加による新たなサロンの開設を促進します。また、総合事業の通所型サービスとしての実施を働きかけます。	推進	地域自治町民会議、自治会、老人クラブ、ボランティア、福祉関係団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター
No.49	<input type="checkbox"/> 放課後子ども教室の開催促進（再掲） すべての子どもを対象として、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進する放課後子ども教室を開催します。	継続	町、学校、社会福祉協議会
No.50	<input type="checkbox"/> コミュニティスクールによる学校づくり 学校と保護者、地域住民が協働して子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。	推進	学校
No.51	<input type="checkbox"/> NPO法人設立支援 NPO法人設立支援事業補助金、NPO法人初期活動支援事業補助金を支給し、新たなNPO法人の設立とその活動を支援します。	推進	町

5 安全・安心のまちづくり

■課題

災害時などに避難に支援を要する方の把握や、安否確認、救援体制の整備は重要課題となっています。大きな災害時には、隣近所、地域の自主防災組織の支援が最も重要と言われています。支援をするためには避難行動要支援者についての情報が必要であり、プライバシーに配慮しながらもその把握に努め、同時に自主防災隊などを中心とした支援体制の構築が求められます。

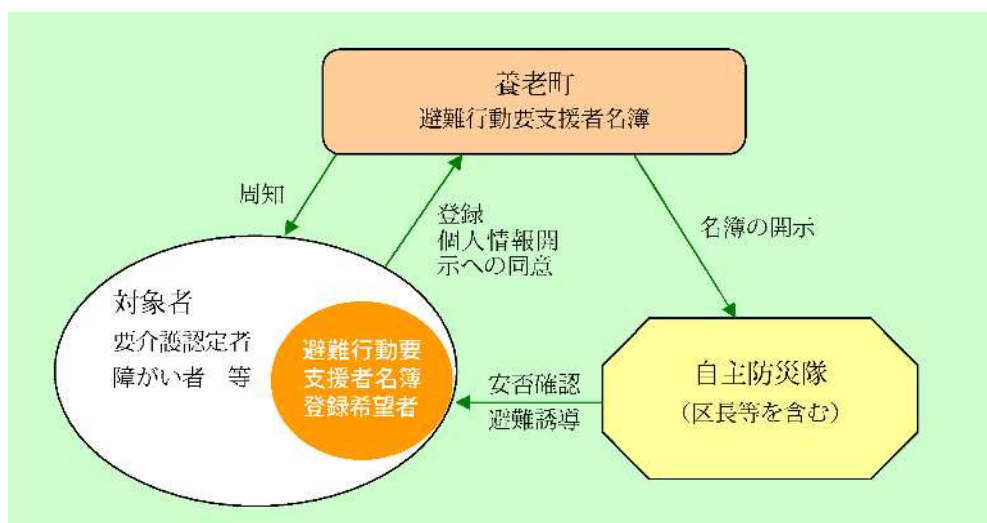
また、子どもや高齢者を事故や犯罪から守り、安心して暮らせるまちづくりを、行政と住民が協働して進めていく必要があります。

■取り組み

(1) 防災対策の推進

取り組み		方向	主な活動団体
No.52	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の作成とその活用 災害時や災害のおそれのある場合に、障がい者や重度の要介護認定者など、情報収集や避難に支援を必要とする人については、安否確認、救出、避難誘導を迅速に行うため、避難行動要支援者支援計画および避難行動要支援者名簿を作成します。	推進	町、自主防災隊
No.53	<input type="checkbox"/> 災害時などの支援 災害時などについては、各地域の自主防災隊が中心となり、民生委員児童委員、ボランティアなどと協力し、また、町、警察などの関係機関と連携して、安否確認を行うとともに、避難誘導、救出などを行います。	継続	町、自主防災隊、福祉関係団体
No.54	<input type="checkbox"/> 災害救援ボランティアの支援 ボランティア支援本部の立ち上げ訓練などを行い、災害時におけるボランティアの受け入れや派遣体制の充実を図ります。また、県が行う災害ボランティアコーディネーター養成講座などに参加し、人材を養成します。	継続	町、社会福祉協議会
No.55	<input type="checkbox"/> 防災情報の伝達の複数化 防災行政無線の屋外拡声子局だけでは、情報伝達が困難であるため、防災アプリなどの活用を推進します。	推進	町
No.56	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の整備 社会福祉法人等と連携し、要支援者が利用する福祉避難所の設置運営体制の整備と、町民への情報提供を図ります。	新規	町 社会福祉法人等

図表 5 - 1 避難行動要支援者名簿への登録と支援体制



(2) 防犯対策の推進

	取り組み	方向	主な活動団体
No.57	<input type="checkbox"/> 防犯パトロールの推進 小学校児童の下校時については、すべての小学校校区でシルバー警備隊やPTAなどによる安全パトロールが行われており、連携を図りながらパトロールの充実を図ります。また、子どもの見守りについて、自治会、老人クラブなどに働きかけ、より多くの地域住民が外に出て見守る活動を促進します。	継続	学校、地域自治町民会議、自治会、老人クラブ
No.58	<input type="checkbox"/> 街灯の整備促進 街灯については、設置及び維持管理は地元負担であり、必要性について地域で検討し、電気料は引き続き町が負担します。また、集落から外れた通学路に新規設置する際は、引き続き助成を行っていきます。	継続	町、地域住民
No.59	<input type="checkbox"/> 空き家の管理指導の推進 高齢化や単身者世帯の増加により空き家化が進んでおり、防火、防災、環境の面から、適正管理されていない空き家の所有者などに管理指導を行っていきます。	継続	町、地域住民

(3) 交通安全の推進

	取り組み	方向	主な活動団体
No.60	<p>□交通安全教育の推進</p> <p>高齢者の増加に伴い高齢者が関係する交通事故が多くなっています。関係機関と協力して交通安全大学校や啓発活動を推進します。また、老人クラブなどを通じて、交通安全についての働きかけを行います。</p> <p>学校においては、関係機関と連携して、登下校の交通安全対策、自転車のマナーなどについて指導を行います。</p>	推進	老人クラブ、関係機関、学校
No.61	<p>□交通安全施設の整備促進</p> <p>交通量の増大や運転マナーの低下によって、路地や通学路などの生活道路で、交通事故の危険性が高まっていることから、地域の要望を考慮し、総合的な施策の推進を図ります。</p> <p>通学路については、養老町通学路安全推進会議を設置し、「養老町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取り組みを行います。</p>	継続	町、地域住民、学校

(4) 環境（ゴミ）対策

	取り組み	方向	主な活動団体
No.62	<p>□ゴミの不法投棄防止パトロール</p> <p>ゴミの不法投棄についての監視は、シルバー人材センターに委託して、ゴミの不法投棄処理および防止パトロールを実施します。また、住民の協力を得て、不法投棄の情報収集に努め、その防止を図ります。</p>	継続	町、シルバー人材センター、地域住民
No.63	<p>□きれいなまちづくりの推進</p> <p>自治会ごとにゴミ出しのルールや方法について検討や工夫をして、環境の美化、資源の有効活用に努めます。</p> <p>また、住民アンケートにおいて、地域活動でやってみたいことやできそうなこととして最も多くの方があげたのが「地域のゴミ拾いなどの環境美化」であり、住民ぐるみの環境美化運動を推進していきます。</p> <p>資源分別回収事業により、ごみ減量化およびリサイクルの推進を図ります。また、美しいふるさと運動（愛称）岐阜県環境美化運動との連携により各種環境美化運動を推進します。</p>	継続	地域自治町民会議、自治会、町

(5) 移動手段の確保

	取り組み	方向	主な活動団体
No.64	<p>□オンデマンドバスの周知</p> <p>利用者の予約によって運行時間やルートを決めるオンデマンドバスについては、利用者などのアンケート調査において、満足・ほぼ満足の回答割合が9割以上をしめ、地域懇談会においては、定時定路線化や周知・PRなどの意見が多数あげられていました。このため、利用方法についての周知に努めるとともに、ニーズを把握し、改善に努めます。</p> <p>また、オンデマンドバスのさらなる利便性向上を図るため、セミデマンド運行の実証実験を行います。</p>	継続	町

6 住民主体のまちづくりを実現する体制の構築

■課題

基本目標1～5を達成するには、多くの団体の協力と調整が必要であり、また、地域によって効果的な活動は異なる場合があります。地域の実情やニーズを最もよく把握している地域自治町民会議や自治会が実際の活動の主体となり、町や各種団体がサポートする体制の構築を推進します。

■取り組み

(1) 地域自治町民会議及び自治会、各種団体が担う役割の明確化

	取り組み	方向	主な活動団体
No.65	<input type="checkbox"/> 地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会等が担う役割の明確化 基本計画1～5を達成するために地域で担うべき具体的な活動を明確にし、各地域自治町民会議及び自治会で各地域に必要な活動を選定します。	新規	地域自治町民会議、自治会、町
No.66	<input type="checkbox"/> 地域自治町民会議及び自治会と各種団体との関係の明確化 養老町社会福祉協議会をはじめとする各種団体の地域組織の活動と地域自治町民会議及び自治会が行う活動の相互協力により、類似の活動を統合するなど、活動の効率化を図ります。	新規	地域自治町民会議、自治会、各種団体、町
No.67	<input type="checkbox"/> 各種団体及び町の地域自治町民会議に対するサポート体制の構築 各種団体及び町は、地域自治町民会議へのサポートを具体化し、その手続き等を明示します。	新規	地域自治町民会議、自治会、各種団体、町
No.68	<input type="checkbox"/> モデル地区の選定と実践 地域自治町民会議からモデル地区を選定し、実際の活動を行ったうえで、定期的に結果を検証し、改善点は他地区の参照とします。また、健康と福祉に関する活動を一体的に行います。	新規	地域自治町民会議、自治会、各種団体、町
No.69	<input type="checkbox"/> 各地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会の情報共有の体制構築 各地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会等と養老町健康づくり推進協議会とは、健康・福祉に関する諸問題について協議し、情報共有する体制を推進します。	新規	地域自治町民会議、自治会、各種団体、町

取り組み		方向	主な活動団体
No.70	<input type="checkbox"/> 地域リーダーの育成 各種団体及び地域で中心的に活動している方は、高齢化し、後に続く若いリーダーが不足しています。ボランティアを行う意欲のある町民に対して、地域のリーダーを育成するために必要な研修システムの構築を推進します。	新規	社会福祉協議会、町

第3部 住民参加の計画づくり

第6章 住民意識調査

1 住民意識調査（一般）

◆調査の目的

「第3次養老町地域福祉計画」の策定にあたって、「養老町がめざす福祉のまち」「地域に必要な活動（課題）」「ボランティア活動の参加意向」などについて住民のみなさんの意見をたずね、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施しました。

◆調査方法

調査対象者	抽出方法	調査方法	調査期間
町内にお住まいの 20歳以上の人	20歳代～70歳代 1,000人 無作為抽出	郵送配布 郵送回収	令和2年 2月20日 ～ 3月16日

◆回収結果

配布数	回収数	有効回答数
1,000	374 (37.4%)	373 (37.3%)

◆図表の見方

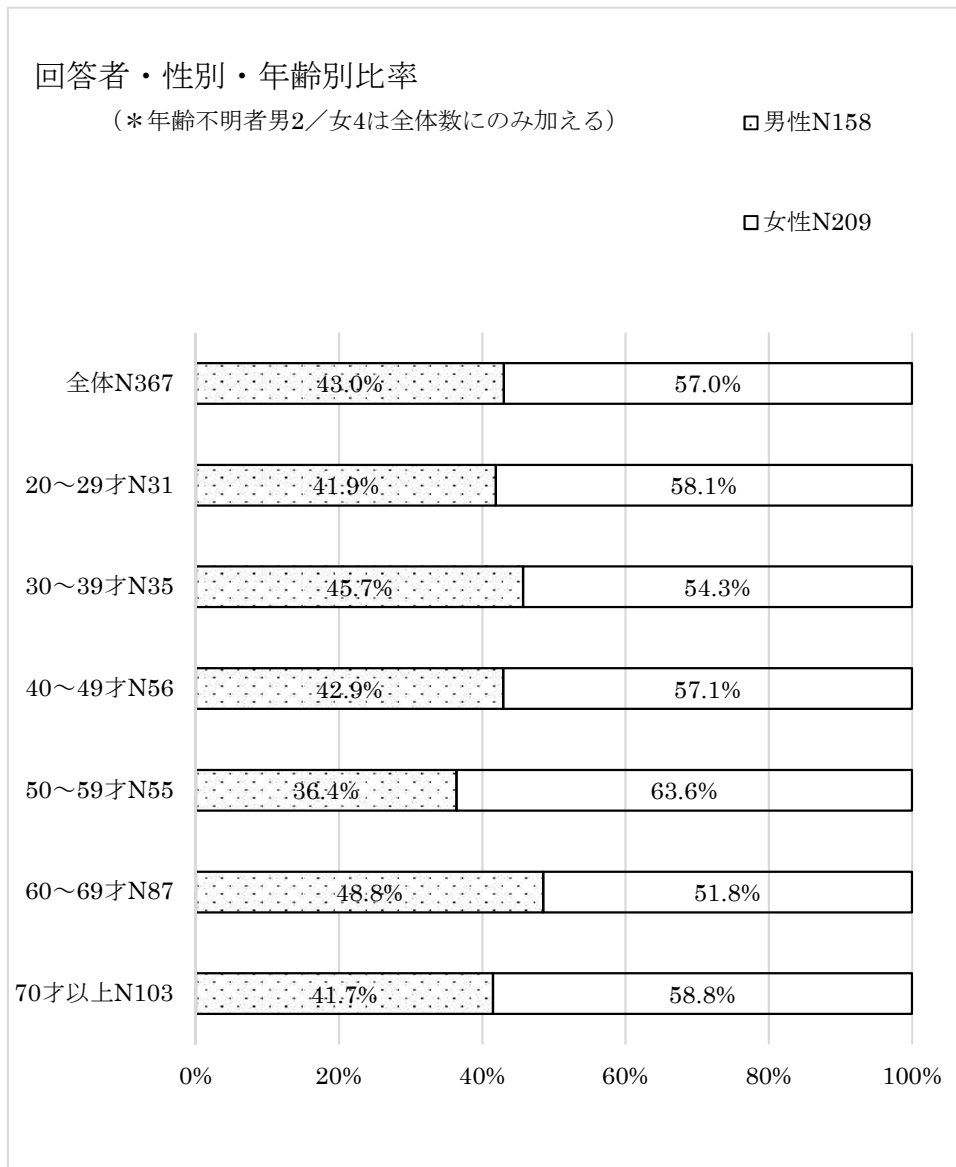
- ① 回答の比率は、その設問の回答数を基数（N）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- ② 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③ 有効回答とした中には、年齢、性別、地域などの不詳があります。したがって、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。
- ④ 調査項目によっては、過去に行った調査と比較分析を行いました。
「平成25年」とあるのは平成25年度に実施した「地域福祉に関する住民意識調査」「令和2年」とあるのは今回の調査です。

(1) 性別・年齢別

回答者の性別は、有効回答数373人中男性が160人(41.9%)・女性が213人(58.1%)を占め、男性を16.2ポイント上回っています。すべての年齢層で女性の率が高く特に50歳代では27.2ポイントも差があります。

年代別の回答数をみると年代に比例して増加しています。

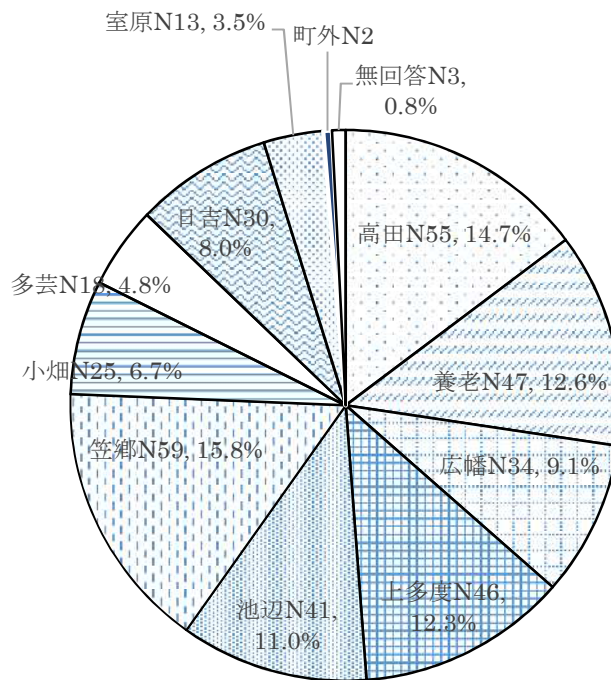
図表6-1-1 性別・年齢別



(2) 居住地区

回答者の居住地区をみると、笠郷地区が15.8% (59人) 最も多く、次いで高田地区14.7% (55人) でした。H26年の調査時と比較すると多芸(7.0%から4.8%へ減少)・日吉(5.7%から8.0%へ増加)、他の地区の回答率では大きな変化はみられませんでした。

図表6-1-2 居住地区



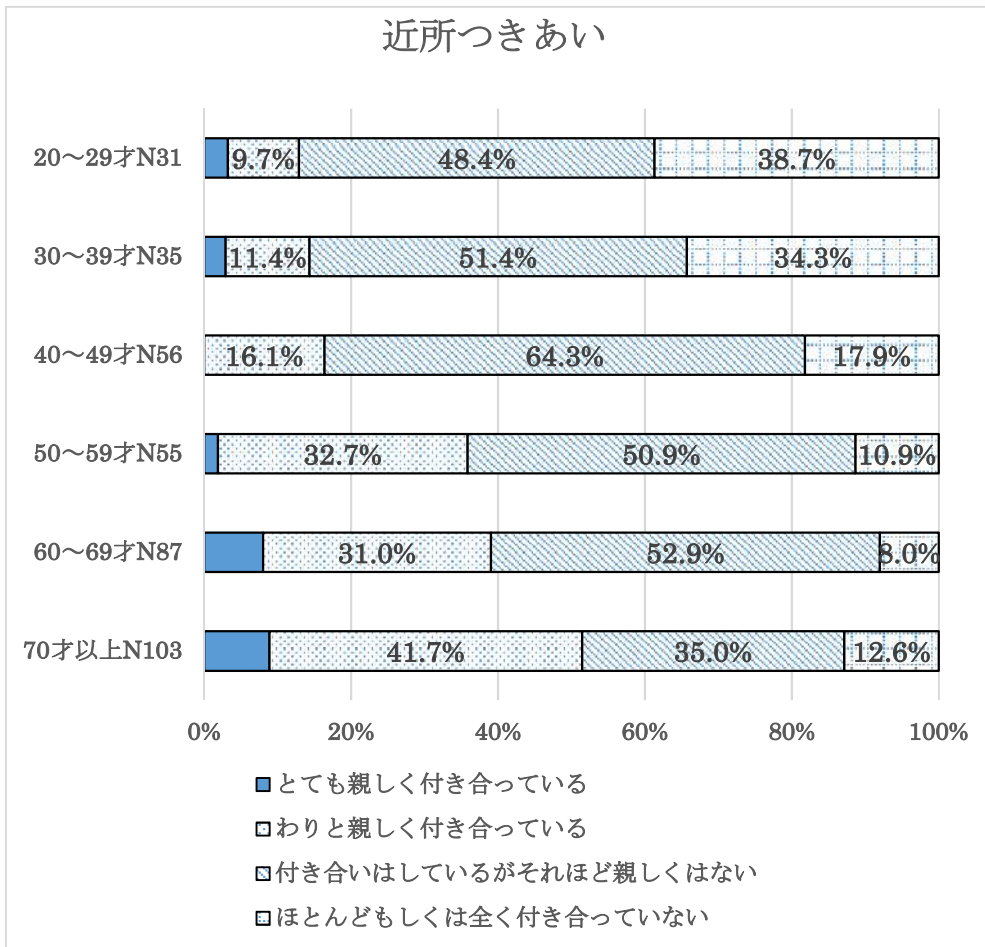
(3) 近所付き合い

近所付き合いは、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」が、48.4%と最も高く、H25年（43.9%）より増加傾向にあります。

「わりと親しく付き合っている」と「とても親しく付き合っている」を合計した＜親しく付き合っている＞は33.8%で、年齢が上がるほど高くなっています。

「ほとんどもしくは全く付き合っていない」は年齢が下がるほど高くなり20歳代では38.7%でした。

図表6-1-3 近所付き合い

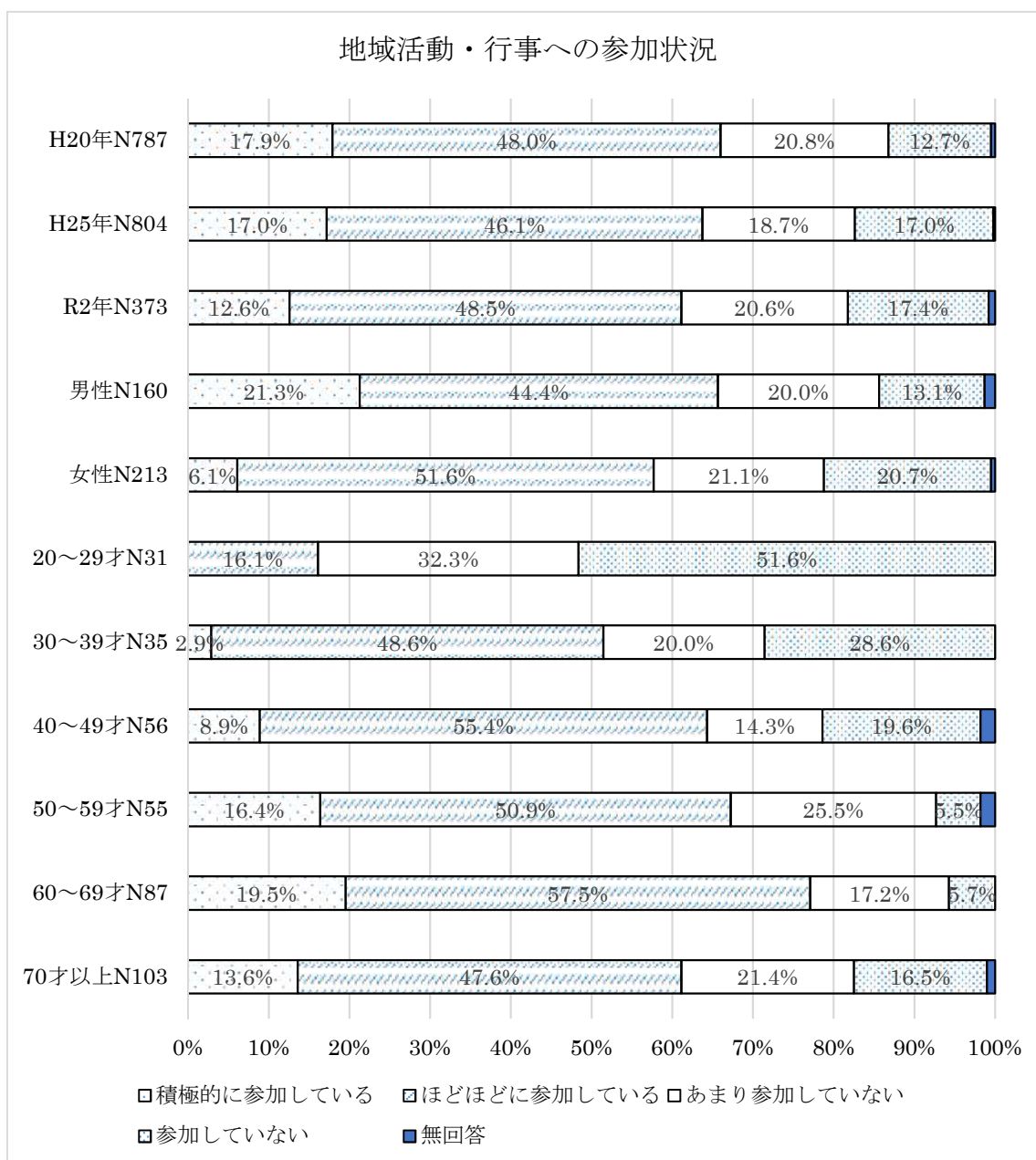


(4) 地域活動や行事への参加状況

地域の活動や行事への参加については、全体では「ほどほどに参加している」が48.5%と最も高く、これに「積極的に参加している」（12.6%）を加えた＜参加している＞は61.1%になります。「あまり参加していない」「参加していない」を合計した＜参加していない＞は38.0%です。

平成25年に比べると、＜参加している＞は2.8ポイント低下し、＜参加していない＞は2.3ポイント高くなっています。＜参加している＞は、性別では男性が高くなっています。

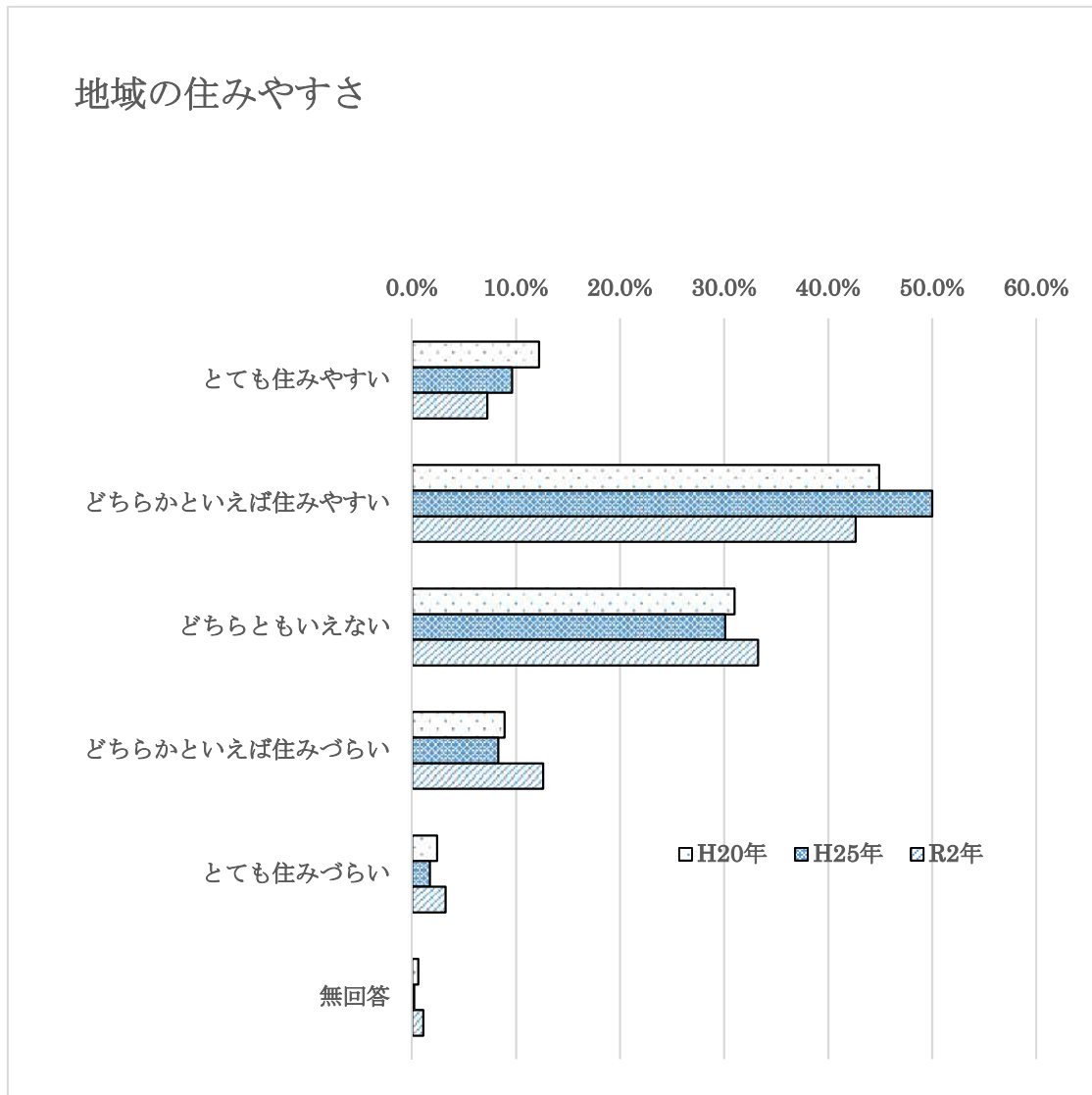
図表 6-1-4 地域活動や行事への参加状況



(5) 地域の住みやすさ

住んでいる地域の住みやすさをたずねたところ、全体では「どちらかといえば住みやすい」が42.6%と最も高く、これに「とても住みやすい」(7.2%)を加えた<住みやすい>は49.8%、「どちらかといえば住みづらい」「とても住みづらい」を合計した<住みにくい>は15.8%です。平成25年に比べると、<住みやすい>は9.8ポイント低くなり、<住みにくい>は5.8ポイント上がっています。

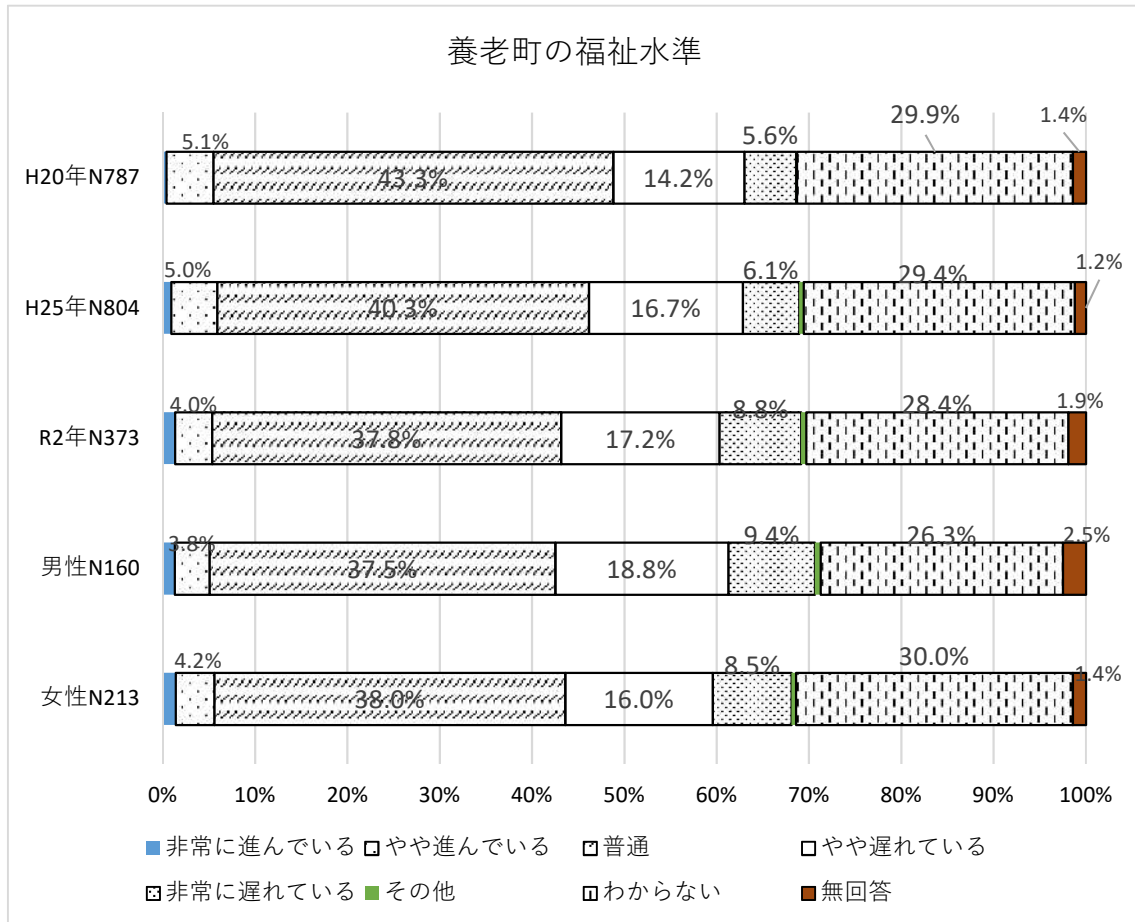
図表6-1-5 地域の住みやすさ



(6) 養老町の福祉水準

養老町の福祉（公的・非公的な福祉サービスも含め）についてどのように感じているかをたずねたところ、「普通」が37.8%で最も高くなっています。「非常に進んでいる」「やや進んでいる」を合計した＜進んでいる＞はわずか5.3%、「やや遅れている」「非常に遅れている」を合計した＜遅れている＞は26.0%でした。

図表 6-1-6 養老町の福祉水準

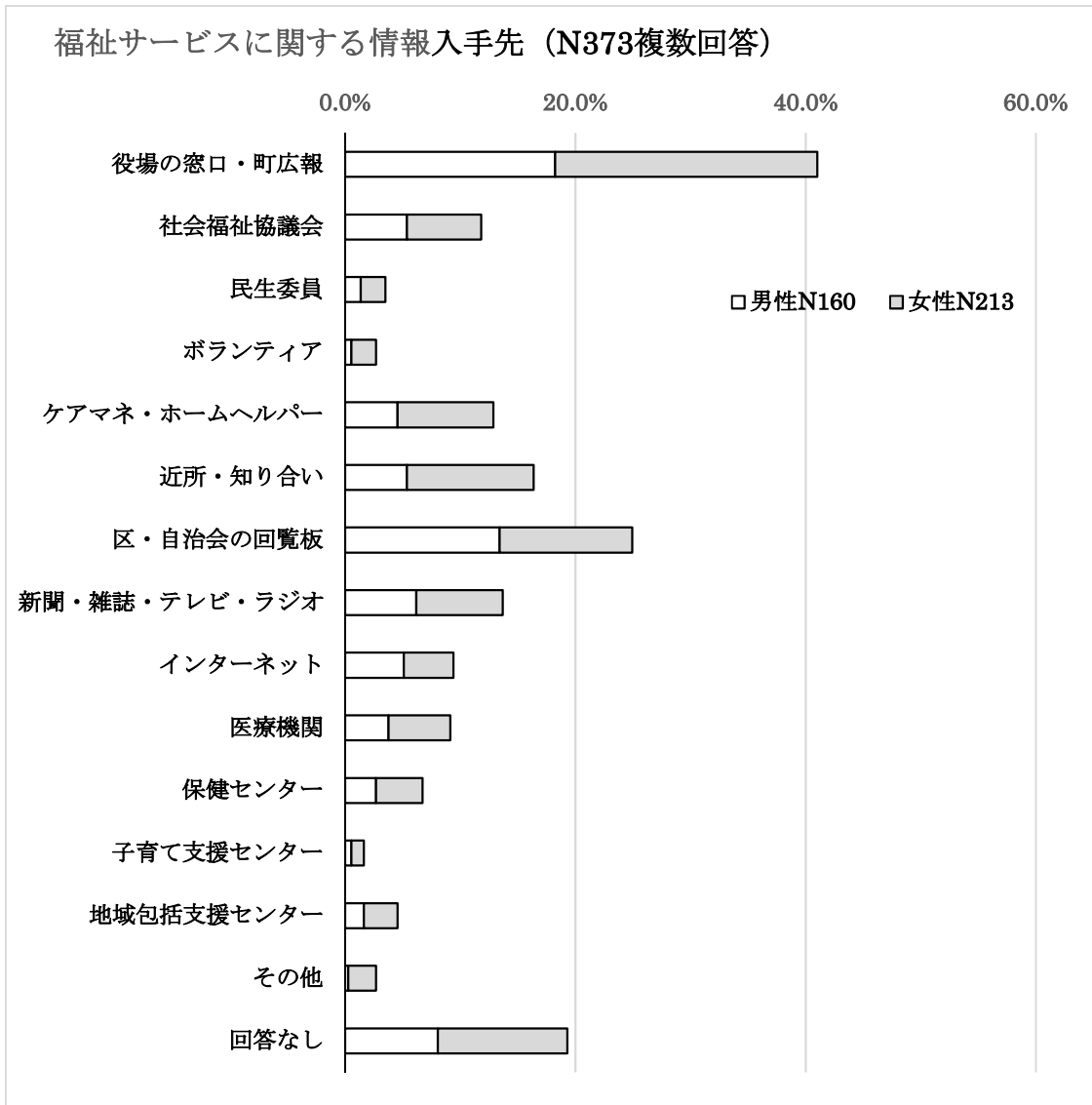


(7) 福祉サービスに関する情報を入手できているか

福祉情報の入手については、「あまり入手できていない」が、47.5%と最も高く、「まったく入手できていない」(20.4%)を合わせた<入手できていない>は67.9%になります。

また、福祉サービスの情報入手先をみますと「役場の窓口・町広報」で41.0%と最も高率でした。「区・自治会の回覧板」24.9%、「近所・知り合い」は16.4%となりました。

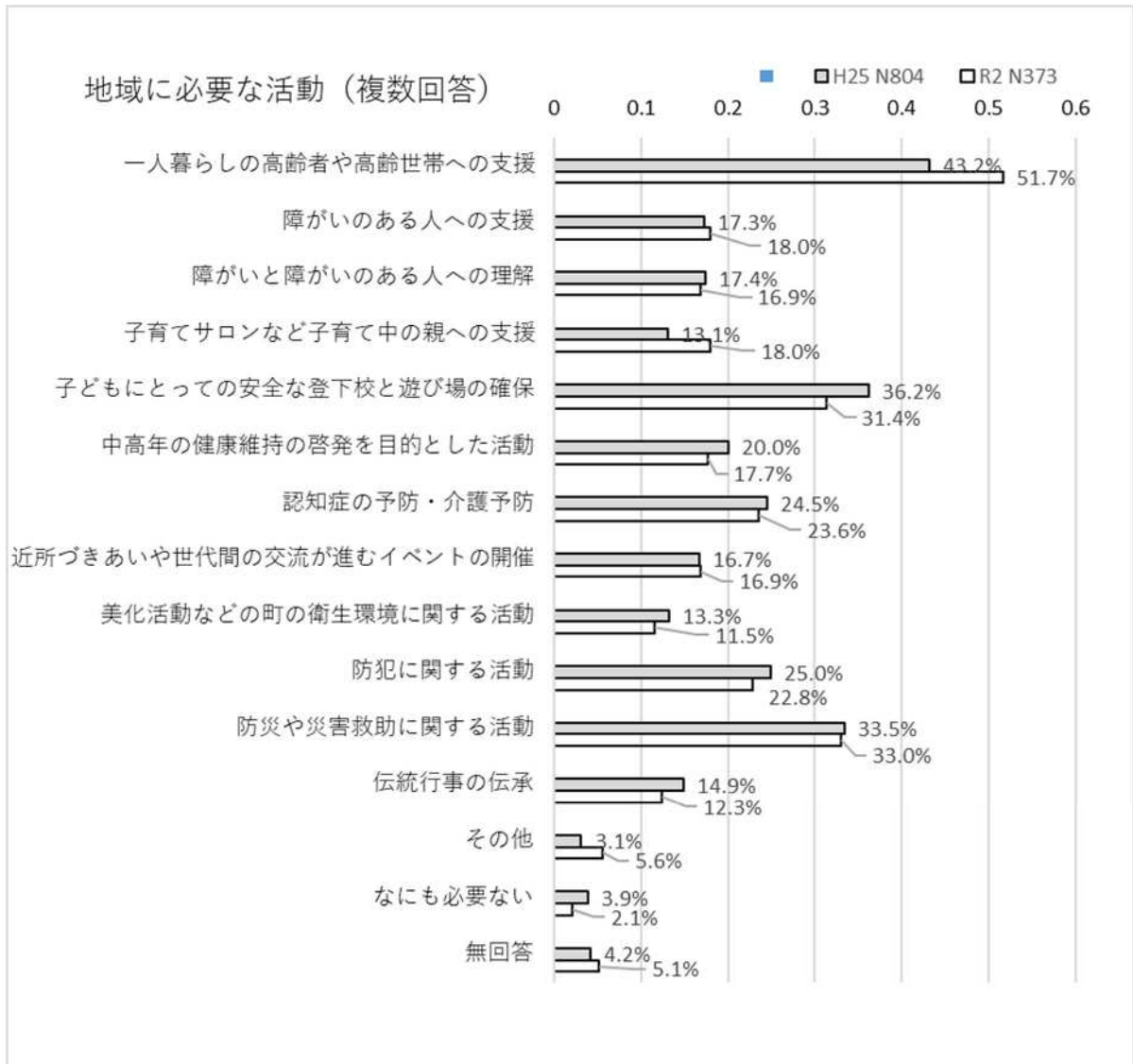
図表6-1-7 福祉サービスに関する情報を入手できているか



(8) 地域に必要な活動（地域の課題）

「あなたの住んでいる地域に必要な活動（課題ともいえるもの）は何ですか」という設問に対しては、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への支援」が51.7%と最も高く、「子どもにとっての安全な登下校と遊び場の確保」（31.4%）「防災や災害救助に関する活動」（33.0%）も30%以上です。

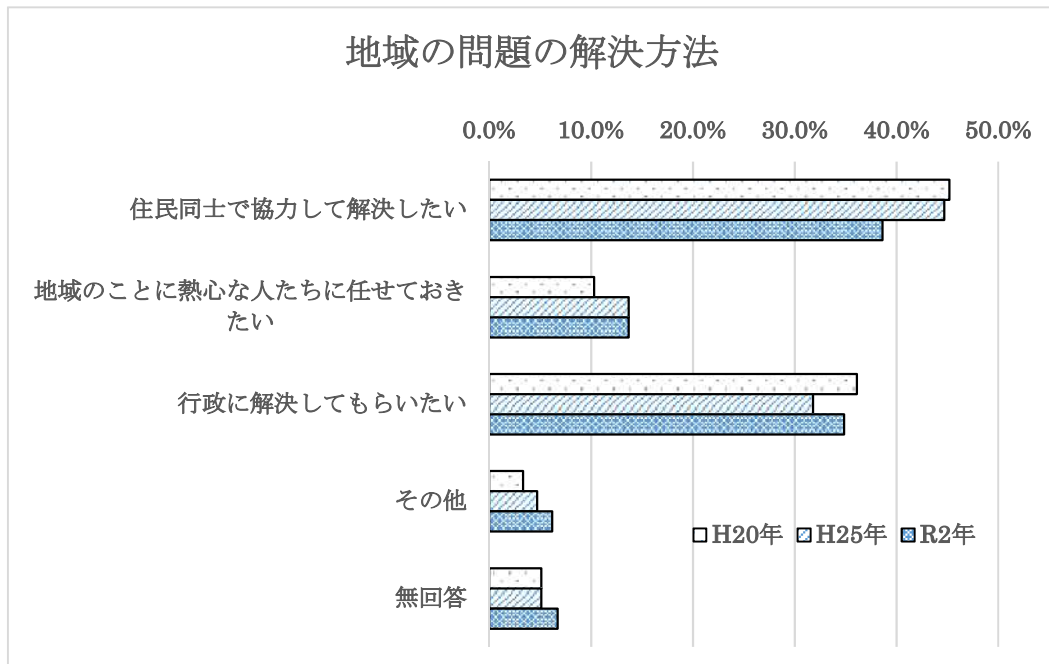
図表6-1-8 地域に必要な活動（地域の課題）



(9) 地域の問題の解決方法

地域の問題の解決方法としては、「（自分たちの生活に関わることだから、）住民同士で協力して解決したい」が38.6%と最も高いものの、「行政に解決してもらいたい（行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい）」も34.9%あります。「住民同士で協力して解決したい」は、性別では男性が高く（41.3%）となっています。

図表6-1-9 地域の問題の解決方法



(10) ボランティア活動の参加状況

ボランティア活動の参加状況は、全体では「現在参加している」が11.8%、「以前に参加したことがある」が29.2%となっています。

図表6-1-10 ボランティア活動の参加状況

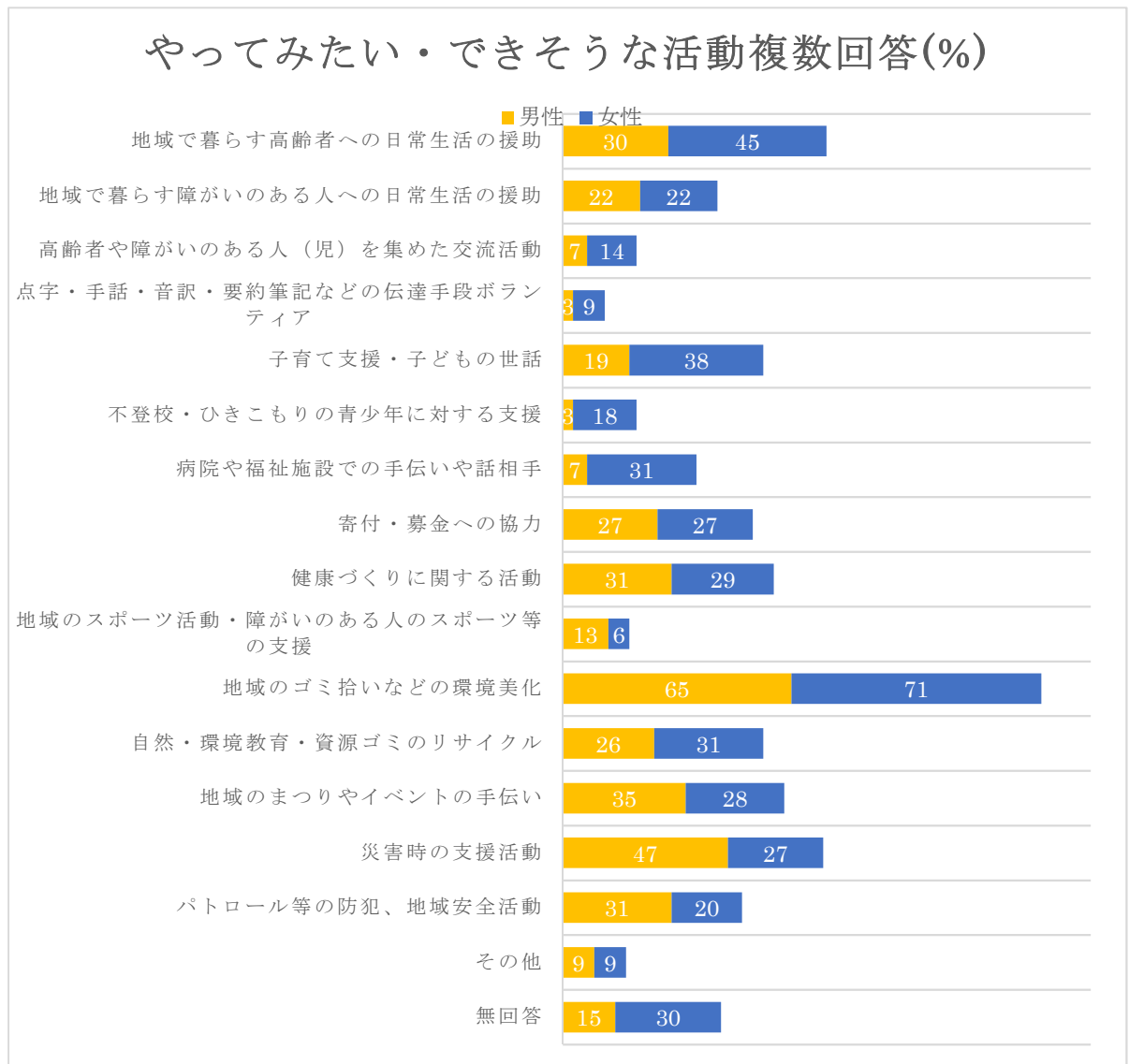
	現在参加している		以前参加したことがある		参加したことはない		無回答		回答数 R2(人)
	H25 (%)	R2 (%)	H25 (%)	R2 (%)	H25 (%)	R2 (%)	H25 (%)	R2 (%)	
20代	4.3	9.7	36.2	38.7	59.6	51.6	0.0	0.0	31
30代	4.5	5.7	22.5	28.6	73.0	65.7	0.0	0.0	35
40代	7.2	7.1	28.9	19.6	61.9	71.4	2.1	1.8	56
50代	11.2	10.9	37.5	23.6	49.3	65.5	2.0	0.0	55
60代	16.9	17.2	25.6	27.6	54.8	46.0	1.7	9.2	87
70才～	19.7	13.6	34.3	35.0	38.2	45.6	7.9	4.9	103
年不明				0.8		0.8			6
計		11.8		29.2		55.2		3.8	373

(11) 地域福祉活動でやってみたいことやできそうなもの

自分がやってみたい、あるいはできそうな地域福祉活動としては、「地域のゴミ拾いなどの環境美化」が36.5%と最も高く、「地域で暮らす高齢者への日常生活の援助（見守り、買い物、外出、ゴミ分別など）」は20.1%、「地域の祭りやイベントの手伝い」16.9%、「災害時の支援活動」19.8%と比較的高率です。

男女ともに「地域のゴミ拾いなどの環境美化」が最も高く男性40.6%、女性33.3%でした。男性では、「災害時の支援活動」29.4%、「地域の祭りやイベントの手伝い」21.9%、「パトロールなどの防犯、地域安全活動」及び「健康づくりに関する活動」19.4%と20%前後でした。女性は男性に比べ「地域で暮らす高齢者への日常生活の援助」「子育て支援・子どもの世話」「病院や福祉施設での手伝いや話し相手」が高くなっています。

図表6-1-11 地域福祉活動でやってみたいことやできそうなもの



(12) 地域に必要な取り組み

「岐阜県では、次のような地域住民が主体となって行う支え合い活動に対して助成を行い、取り組みを推進しています。あなたの地域に必要なと思われる取り組みの番号に○をつけてください」という設問に対しては、「見守りネットワーク」が47.7%と最も高く、次いで「要支援者支援マップづくり」（34.6%）、助け合い・生活支援」（33.0%）の順となっています。

図表6-1-12 地域に必要な取り組み

項目	年比率等		男性 (%)		女性 (%)		R2計 (%)	R2 (%)		R2計 (人)
	H25	R2	H25	R2	H25	R2		男性	女性	
見守りネットワーク	43.0	45.0	45.6	49.8	47.7	72	106	178		
要支援者支援マップづくり	34.0	40.0	28.4	30.5	34.6	64	65	129		
サロン活動	19.8	20.0	20.1	20.2	20.1	32	43	75		
配食サービス	13.9	19.4	19.6	19.7	19.6	31	42	73		
助け合い・生活支援	25.7	35.0	26.5	31.5	33.0	56	67	123		
宅幼老所の運営	17.1	12.5	22.7	23.9	19.0	20	51	71		
その他	1.3	3.1	3.1	4.2	3.8	5	9	14		
回答なし		11.3		16.4	14.2	18	35	53		

(13) 町の地域福祉は進んだと感じるか

「あなたは、町の地域福祉（ボランティア活動、地域の支え合い活動など）はこの5年間に進んだと感じていますか」という設問に対しては、49.6%が「わからない」と回答しています。

「非常に進んだ」「やや進んだ」を合計した<進んだ>は9.7%、「全く進んでいない」「あまり進んでいない」を合計した<進んでいない>は、36.2%となっており、<進んでいない>が<進んだ>を26.5%ポイント上回っています。

図表6-1-13 地域福祉の進捗状況

区分	男性 (%)	女性 (%)	計 (%)	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)
非常に進んだ	0.6	0.0	0.3	1	0	1
やや進んだ	13.1	6.6	9.4	21	14	35
あまり進んでいない	30.6	25.4	27.6	49	54	103
全く進んでいない	10.0	7.5	8.6	16	16	32
わからない	41.3	55.9	49.6	66	119	185
その他	0.6	0.0	0.3	1	0	1
回答なし	3.8	4.7	4.3	6	10	16

(14) 養老町社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会を知っているかをたずねたところ、「名前くらいは知っているが活動内容は知らない」が46.9%、「知っている」が30.8%、「知らない」は19.6%という結果です。平成20年に比べると、「知っている」は3.5ポイント高くなり、「名前くらいは知っているが活動内容は知らない」が3.3ポイント高くなっています。

図表6-1-14 養老町社会福祉協議会の認知度

区 分	全体 (%)			男性 (%)		女性 (%)		R2回答数	
	H20	H25	R2	H25	R2	H25	R2	男性	女性
知っている	27.3	30.1	30.8	29.4	33.1	31.0	29.1	53	62
名前くらい知っている 活動内容は知らない	43.6	40.8	46.9	33.7	43.1	46.3	49.8	69	106
知らない	26.6	27.0	19.6	34.5	22.5	20.8	17.4	36	37
無回答	2.5	2.1	2.7	2.4	1.3	1.9	3.8	2	8

(15) 民生児童委員の認知度

地域の民生児童委員を知っているかをたずねたところ、全体では「地域の民生児童委員も活動内容も知らない」が41.0%を占めています。「地域の民生児童委員も活動内容も知っている」が高いのは、性別では男性で、15.6%となっています。

図表6-1-15 民生児童委員の認知度

区 分	全体 (%)			男性 (%)		女性 (%)	
	H20	H25	R2	H25	R2	H25	R2
地域の民生児童委員を知っている。 活動内容も知っている。	12.1	12.7	12.1	16.0	15.6	9.7	9.4
地域の民生児童委員を知っている。 活動内容はよく知らない。	34.6	33.1	35.9	28.9	25.0	36.9	44.1
地域の民生児童委員は知らない。 活動内容は知っている。	4.6	5.7	7.5	4.3	7.5	7.1	7.5
地域の民生児童委員は知らない。 活動内容も知らない。	45.0	45.3	41.0	48.7	50.6	42.3	33.8
無回答	3.8	3.2	3.5	2.1	1.3	4.0	5.2

(16) 養老町地域包括支援センター

養老町地域包括支援センターを「知っている」は21.7%で、平成25年に比べると6.0ポイント高くなっています。

図表6-1-16 養老町地域包括支援センターの認知度

区 分	全体 (%)			男性 (%)		女性 (%)	
	H20	H25	R2	H25	R2	H25	R2
知っている	10.0	15.7	21.7	12.0	16.9	19.1	25.4
名前をきいたことはあるが 事業内容までは知らない	20.3	25.1	31.6	25.4	28.8	24.8	33.8
知らない	67.6	57.1	44.8	60.4	53.8	54.1	38.0
無回答	2.0	2.1	1.9	2.1	0.6	1.9	2.8

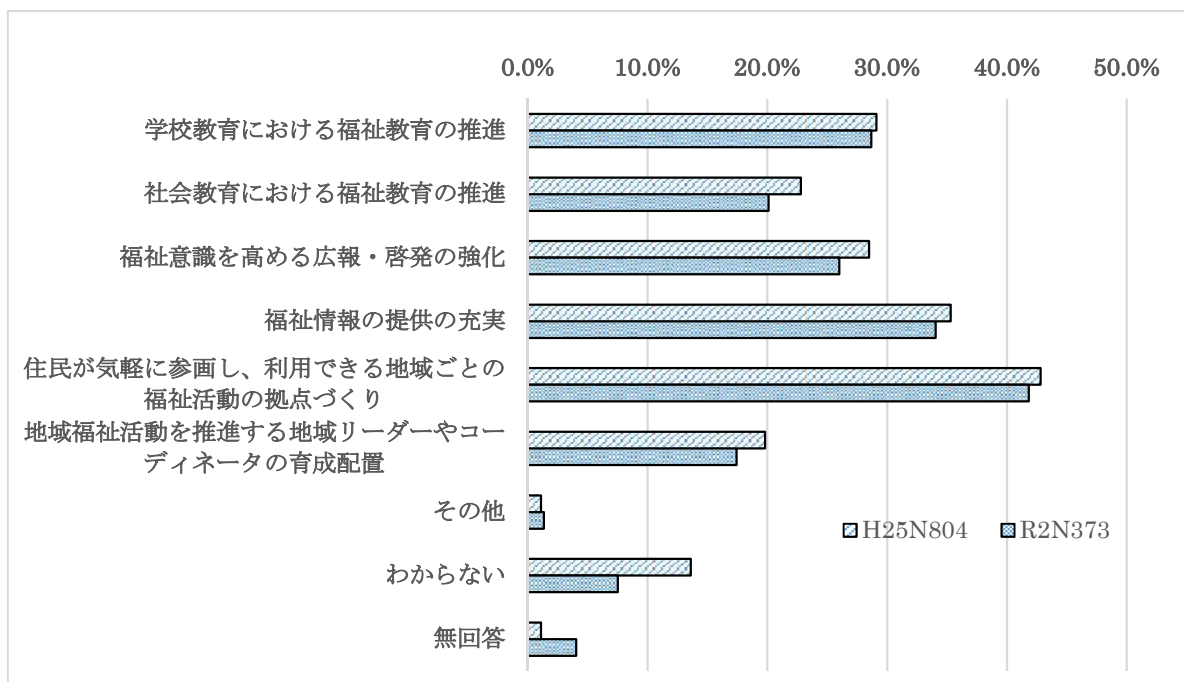
(17) 地域福祉を推進するために必要なこと

地域福祉を推進するために何が必要かをたずねたところ、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が41.8%と最も高くなっています。

「福祉情報の提供の充実」も34.0%と比較的高率です。H25年度と全般の変化はみられませんが「わからない」と回答した人は減少しています。(13.6%から7.5%)

また、どの項目も回答率はやや下がっています。(総計194.1%から181.0%へ減少) 性別にみると、男女とも同様の傾向にありますが、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」は女性(44.6%)が男性(38.1%)より、6.5ポイント高くなっています。

図表6-1-17 地域福祉を推進するために必要なこと(複数回答)



2 住民意識調査（若年者）

◆調査の目的

小学生、中学生の若い人のボランティアの活動、福祉教育や福祉についての意識、近所づきあいの状況などについて把握するために、アンケートを実施しました。

◆調査方法

区 分	調査対象者	抽出方法	調査方法	調査期間
小学生	町内の小学5年生	全数	学校を通じて依頼	令和2年6月16日 ～7月21日
中学生	町内の中学2年生	全数		

◆回収結果

区 分	配布数	有効回答数
小学生	253	242 (95.7%)
中学生	253	238 (94.1%)
計	506	480 (94.9%)

(1) 学校

学校別の回答者の割合は、小学生が50.4%、中学生が49.6%となっています。

図表6-2-1 学校

区分	高田 中学校	東部 中学校	養老 小学校	広幡 小学校	上多度 小学校	池辺 小学校	笠郷 小学校	養北 小学校	日吉 小学校	計
(N=480)	29.0%	20.6%	15.0%	3.3%	4.0%	7.9%	10.2%	6.0%	4.0%	100.0%

(2) 性別

小学生は女性がやや高く、中学生では男性が高くなっています。

図表6-2-2 性別

区分	男性	女性
全体(N=480)	51.5%	48.3%
小学生(N=242)	49.2%	50.4%
中学生(N=238)	53.8%	46.2%

(3) 家族構成

核家族である「2世代世帯」が56.0%、祖父母などとの同居世帯である「3世代世帯」が40.0%を占めています。

図表6-2-3 家族構成

区分	2世代世帯	3世代世帯	その他の世帯	無回答
全体(N=480)	56.0%	40.0%	3.1%	0.8%
小学生(N=242)	53.7%	40.5%	4.1%	1.2%
中学生(N=238)	58.4%	39.5%	0.4%	0.4%

(4) 福祉について学んだ経験

中学生は97%以上、小学生では38%以上が福祉について学んだことが「ある」と答えています。「ある」と回答した人にどのように福祉を学んだかをたずねたところ、「高齢者との交流やボランティア」が47.1%と最も高くなっています。

図表6-2-4-1 福祉について学んだ経験

区分	ある	無い	無回答
全体(N=480)	68.1%	30.8%	1.0%
小学生(N=242)	38.8%	59.5%	1.7%
中学生(N=238)	97.9%	1.7%	0.4%

図表 6-2-4-2 福祉について学んだ経験

区 分	高齢者対象	障がい者対象	保育体験	体験談聴取	リ補助教材	アリアテン 体験	ラボ 災害支援	その他
全体 (N=480)	47.1%	36.9%	3.1%	21.0%	19.8%	30.6%	0.8%	4.0%
小学生 (N=242)	21.1%	12.8%	5.0%	8.7%	12.4%	8.3%	0.4%	14.9%
中学生 (N=238)	73.5%	61.3%	1.3%	33.6%	27.3%	53.4%	1.3%	0.8%

(5) 福祉教育による意識の変化

福祉教育を学んだことで59.6%の人が福祉についての意識が「変わった」と答えています。どんな福祉教育が意識を変えたかをたずねたところ、「高齢者との交流やボランティア」「障がい者との交流やボランティア」が高くなっています。

図表 6-2-5-1 福祉について学んだ後の意識の変化

区 分	変わった	変わらなかった	その他	無回答
全体 (N=480)	59.6%	16.5%	0.4%	23.5%
小学生 (N=242)	33.5%	21.1%	0.4%	45.0%
中学生 (N=238)	86.1%	11.8%	0.4%	1.7%

図表 6-2-5-2 意識の変化意識を変えた福祉教育（複数回答）

区 分	高齢者対象	障がい者対象	保育体験	体験談聴取	リ補助教材	アリアテン 体験	ラボ 災害支援	その他
全体 (N=480)	31.0%	31.5%	3.5%	12.9%	7.1%	18.8%	1.9%	2.1%
小学生 (N=242)	10.7%	11.2%	6.2%	5.0%	8.3%	7.0%	1.2%	4.1%
中学生 (N=238)	51.7%	52.1%	0.8%	21.0%	5.9%	30.7%	2.5%	0.0%

(6) 最近の震災や水害などの報道をみて、大切だと思うようになったこと

最近の震災や水害などの報道をみて、どのようなことが大切だと思うようになりまし
 したか」という設問に対しては、「自分のことは自分で守る」が80%以上と高くなっ
 ています。

図表6-2-6 最近の震災や水害などの報道をみて、大切だと思うようになったこと（複数回答）

区分	自分で守る	自分のことは	家族・親族との つながり	友人・知人との つながり	地域住民との つながり	社会貢献 ボランティア 等	協働 住民と行政との	特に変化はない	その他
全体(N=480)	80.2%	67.7%	40.0%	38.3%	25.8%	22.1%	2.5%	0.6%	
小学生(N=242)	76.4%	65.7%	39.7%	35.1%	16.9%	17.4%	2.5%	0.4%	
中学生(N=238)	84.0%	69.7%	40.3%	41.6%	34.9%	26.9%	2.5%	0.8%	

(7) 障がいを理由とする差別や偏見

「世の中には、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思
 いますか」という設問に対しては、「あると思う」「少しはあると思う」を合計し
 た<あると思う>が69.2%を占めています。<あると思う>は小学生では57.9%、中
 学生では80.7%です。

図表6-2-7 障がいを理由とする差別や偏見

区分	ある	少しはある	ない	わからない	回答なし
全体(N=480)	40.0%	29.2%	13.8%	15.2%	1.3%
小学生(N=242)	33.1%	24.8%	16.5%	23.1%	2.5%
中学生(N=238)	47.1%	33.6%	10.9%	8.4%	0.0%

(8) 近所づきあい

近所づきあいの程度は、「あいさつをする程度のつきあい」が51.3%を占めています。「家を行き来するつきあい」「立ち話をする程度のつきあい」の比較的濃いつきあいは、33.4%となっています。

図表6-2-8 近所づきあい

区 分	家を行き来するつきあい	立ち話をする程度	あいさつをする程度	ほとんどつきあいはない	回答なし
全体(N=480)	14.6%	18.8%	51.3%	14.0%	1.5%
小学生(N=242)	24.0%	20.2%	36.0%	17.8%	2.1%
中学生(N=238)	5.0%	17.2%	66.8%	10.1%	0.8%

(9) 養老町は住みやすいか

「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合計した<住みやすい>は71.3%となっています。

図表6-2-9 養老町は住みやすいか

区 分	とても住みやすい	どちらかといえば住みやすい	どちらともいえない	住みにくい	どちらかといえば住みにくい	回答なし
全体(N=480)	44.4%	26.9%	19.2%	6.5%	2.3%	0.0%
小学生(N=242)	54.5%	23.6%	16.1%	2.5%	1.7%	1.7%
中学生(N=238)	34.0%	30.3%	22.3%	10.5%	2.9%	1.3%

(10) 1年間に参加した地域活動

この1年間に参加した地域の活動としては、「子ども会活動の手伝い」が65.8%と最も高く、「お祭り」「地域の運動会」も高くなっています。

図表6-2-10 1年間に参加した地域活動（複数回答）

単位：Nは人、他は%

区分	子供会活動・手伝い	地域の運動会	お祭り	保育所の行事	老人ホームの行事	障がい者施設の行事	公園・道路の清掃	プラゴミ回収・ザバ	ポスト	その他
全体(N=480)	65.8	45.8	56.3	10.4	8.5	11.0	16.7	27.5	12.7	4.2
小学生(N=242)	58.3	43.8	60.7	7.8	6.2	2.5	16.5	15.7	16.5	6.2
中学生(N=238)	73.0	47.9	51.0	7.1	10.9	19.0	16.8	39.5	8.8	2.1

(11) ボランティア活動に参加したことがあるか

ボランティア活動に「参加している」のは25.6%です。「以前に参加したことがある」は29.2%で合計したボランティア活動＜経験者＞は54.8%となっています。

図表6-2-11 ボランティア活動に参加したことがあるか

区分	参加している	以前に参加したことがある	参加したことがない	回答なし
全体(N=480)	25.6%	29.2%	37.7%	7.5%
小学生(N=242)	27.3%	16.5%	47.9%	8.3%
中学生(N=238)	23.9%	42.0%	27.3%	6.7%

(12) ボランティア活動の参加意向

「ぜひ参加したい」は9.8%です。これに「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」を加えた＜参加意向＞は83.3%です。

図表6-2-12 ボランティア活動の参加意向

区分	ぜひ参加したい	加した友人などが一緒なら参加したい	た友人などが一緒なら参加したい	た時間ができたら参加したい	た機会があったら参加したい	い参加できない	ない参加したくない	回答なし
全体(N=480)	9.8%	41.0%	12.9%	19.6%	4.8%	7.1%	4.8%	
小学生(N=242)	9.5%	37.6%	13.6%	19.4%	5.4%	6.6%	7.9%	
中学生(N=238)	10.1%	44.5%	12.2%	19.7%	4.2%	7.6%	1.7%	

(13) ボランティア活動に参加できない理由

ボランティア活動に参加できない、参加したくない理由をたずねたところ、「興味や関心がないから」、「時間がないから」、「気恥ずかしいから」の割合が高くなっています。

図表 6-2-13 ボランティア活動に参加できない理由

区 分	興味や関心がない	機会がない	時間がない	気恥ずかしい	活動の内容・方法がわからない	自分の生活で精一杯	その他
全体 (N=57)	29.8%	7.0%	22.8%	19.3%	7.0%	3.5%	21.1%
小学生 (N=29)	20.7%	13.8%	31.0%	17.2%	13.8%	6.9%	13.8%
中学生 (N=28)	39.3%	0.0%	14.3%	21.4%	0.0%	0.0%	28.6%

(14) 養老町社会福祉協議会を知っているか

社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動内容も知っている」は2.3%にとどまっており、「名前も活動内容も知らない」が49.6%を占めています。

図表 6-2-14 養老町社会福祉協議会を知っているか

区 分	名前も活動内容も知っている	名前も活動内容も知らない	名前も活動内容も知らない	回答なし
全体 (N=480)	2.3%	41.3%	49.6%	7.1%
小学生 (N=242)	1.7%	35.1%	52.5%	10.7%
中学生 (N=238)	2.9%	47.5%	46.2%	3.4%

3 住民意識調査（自治町民会議・自治会）

◆調査の目的

地域の福祉意識を知るとともに、地域福祉を進めるため、地域自治町民会議・自治会（以下「自治会等」と便宜上表現します。）の活動状況、住民同士による支え合い活動を実施状況などについて「地域福祉に関する自治会等アンケート調査」を実施しました。

◆調査方法

調査対象者	抽出方法	調査期間
各地域自治町民会議・ 各区長	全数	令和2年6月19日～7月31日

◆回収結果

配布数	有効回答数
132	116 (87.9%)

(1) 役員の現状

自治会等の役員の担い手や引き受けての現状については、「役員になりたくないという方が増えている」、「役員の高齢化が進み、今後の自治会・町内会活動に影響が考えられる」が50%を超えています。

図表6-3-1 役員の現状（複数回答）

今のところ、引き受けてくれる適任者がいる	37.9%
引き受けてくれる方がいないため、同じ人が役員を続けている	37.1%
役職の一部に引き受けてくれる方がいない状況にある	35.3%
若い世代の担い手がいない	39.7%
女性の担い手がいない	27.6%
役員になりたくないという方が増えている	53.4%
役員の高齢化が進み、今後の自治会・町内会活動に影響が考えられる	50.9%
その他	12.1%
特になし	2.6%

(2) 兼務団体

「会長、区長が兼務している他の組織、団体の役員や活動がありますか」という設問に対して多かった上位の回答は以下のとおりでした。

図表6-3-2 兼務団体

社会福祉協議会	31.0%
土地改良区	12.1%
交通安全推進委員会	11.2%
地域安全指導員	7.8%

(3) 組織体制課題

「組織体制で課題となっていること」については以下の課題が挙げられました。

図表6-3-3 組織体制課題例

組織体制課題
役員全員が就労しているため、緊急時の対応が出来ない。
区長になれば他（公民館役員・社協役員、その他）の役員兼務が多い。
会費を徴収している組織で会費はやむを得ないので払うが、役員は一切受けない人が多くなっている。
若い人材が帰ってこない。
役員体制の充実 生活環境整備など。
申請関係を含むとどうしても区長（代表）が兼務せざるを得ないシステムを構築した当方にも落ち度有りか。
消防団員に非協力者が多い。 ※操法訓練などのあり方に不満の声
年齢などによる考え方の相違がある。
青年層の活動集団が組織できない。
町民会議を中心に活動しているので体育推進などの行事が双方で行われている場合が多い、役員の負担が大きい。
誰もが大役を引き受けたくない為、運営委員は順番にしている。
組織数が多い・行事が多い。
高齢者の増加・各班の世帯数の増減がある。
区長の選任にあたり適任者と思われる人が辞退される。
高齢化が進むなか、行政、農業、神社関係の役員数が多く、今後の後継者選出に影響がある。
自治会行事が重荷になり、自治会より抜きたいといわれる人が増えてきた。（若年、高齢者（行事に参加できないので班の迷惑になるなど））
役員任期は2年、改選期には「選挙委員会」で協議し、選出するも、受けて頂けず、又、適任者を探すのも住民の年齢構成が障害となる。
子どもの数が少ない・独居老人数の増加・空地の増加・役員の担い手がない。
以前から同じ組織体制。改める雰囲気がない。
独居老人。独居家庭（未婚の青年（40～50歳）が多い）収入のない人が心配である。
副会長、事務長など重責があるほど難しい。
高齢化により、町内会行事への参加が減少。若い世代の町内会の必要性の認識がなくなっている。
役員を引き受ける人が少ない。（仕事などの理由）特に区長・副区長 多くの人に役員を経験してほしい。
役員交代時に、後任者がなかなか決まらず困っている。
女性防火クラブ・婦人の会・交通安全などの要望がでている。（毎年役員が変わって活動内容がわからない。区民に理解されていない。）
自治会長の2年任期を要望中。（他の役員で2年任期があるため）
区の法人化。
役員はほかの組織の役員を原則兼務しない。（氏子総代、門徒総代）

(4) 住民の協力

「自治会等の行事や活動に対し、住民の協力は積極的ですか」という設問に対しては「積極的である」、「比較的積極的である」を合計した〈積極的である〉が69.0%を占めています。

図表6-3-4 住民の協力

積極的である	12.1%
比較的積極的である	56.9%
あまり積極的でない	28.4%
積極的ではない	0.9%
無回答	1.7%

(5) 住民の参加

「自治会等の行事や活動に対し、住民の参加はどうか。」という設問に対しては「年々増えている」は1.7%にとどまっています。

図表6-3-5 住民の参加

年々増えている	1.7%
年々減っている	42.2%
あまり変わらない	54.3%
無回答	1.7%

(6)活動について

「自治会等が独自に行っている行事、活動・今後取り組みたい（必要としている）行事、活動・その他、自治会活動とは別に、住民同士による支え合い活動を実施している場合はその内容等をお書きください」との設問については以下の活動が挙げられました。

図表 6-3-6 活動例

独自活動	取り組みたい行事・活動	住民同士による支え合い活動
3世代クリーン活動	75歳以上の敬老会参加	3世代交流親睦会
BBQ大会	AEDの使い方講習会	安否確認活動
歩け歩け大会	安全・安心な地域づくり	イベントなどの誘いあい
いきいきサロン活動	お茶会（話し合いの場）	園芸活動（年間行事）
伊勢神宮代参	街頭のLED化推進	近所への声かけ
お経練習	環境改善	神社墓地清掃
御仏事	環境美化	区民ふれあい祭り実施
学童の見守り活動	区防災体制の確認	高齢者宅へのお助け隊
河川清掃活動	軽スポーツ	子ども会花壇の管理
花壇の整備	交通安全関係活動	ゴミ出しの当番制
川浚え作業	声かけ活動	災害時自助共助啓蒙活動
環境看板設置	三世代交流	自治会の親睦会
老人クラブ	自営防衛体制の強化	先祖供養
敬老の日 赤飯配布	資源回収・運動会	地区の草刈り
高齢者祝金の支給	健康フェア	町内美化活動
災害時連絡手段の確立	趣味活動	独居高齢者の見守り活動など
左義長	情報交換	春・秋 年2回 懇親会
三世代交流さつまいも堀	情報収集訓練	いきいきサロン活動
三世代もちつき大会	清掃美化活動	防災・防犯・見守り
資源回収	他自治会との交流	有害鳥獣対策
ジャンボタニシ駆除活動	自治会の親睦会	隣保活動
消毒	独居老人見守り	環境保全協議会
神社など祭礼	年代別集会の活動	町民運動会反省会
神社の清掃活動	廃品回収	登校時の見守り活動
高齢者の見守り活動	左義長	
親睦旅行	避難訓練	
地区防災・情報伝達訓練	ふれあい花壇・環境美化活動	
地区民ふれあい大会	ふれあい活動	
町内運動会	防火用資材整備委員会	

独自活動	取り組みたい行事・活動	住民同士による支え合い活動
独居老人調査	防災、及び災害時の対応	
夏祭り盆踊り大会	防災意識の向上、行事	
廃品回収	消火水利利用の管理・検討	
初地蔵・地蔵盆	老人会入会促進	
バルシューレ	ワイワイガヤガヤ塾	
瓢箪栽培で地域活性化	集合住宅住民の把握	
ふれあいマーケット	登下校時の見守り活動	
文化交流会（文化祭）	有害鳥獣防護柵設置委員会	
防災訓練	要支援者援助啓蒙	
ラジオ体操	地区内のお祭り	

(7)必要な行事・活動

「地域のコミュニケーションを促進するために、自治会等の取り組みが必要な行事、活動はどれですか」という設問に対しては、「環境美化活動」が、73.3%と最も多くなっています。

図表6-3-7 必要な行事・活動

行事・活動	回答率	行事・活動	回答率
運動会	38.8%	文化祭	11.2%
お祭り	53.4%	盆踊り	23.3%
敬老会	34.5%	自治会の親睦会	50.0%
老人クラブ活動	35.3%	福祉活動	15.5%
廃品回収	31.0%	交通安全活動	26.7%
フリーマーケット	6.9%	防犯活動(子供の安全を見守る活動など)	50.9%
環境美化活動	73.3%	趣味(サークル)活動	19.0%
子ども会活動	53.4%	その他	3.4%
スポーツ活動	19.8%		

(8) 福祉行政に望むこと

「自治会等の活動で、福祉行政に望むこと」については以下の回答がありました。

図表 6-3-8 福祉行政に望むこと

福祉行政に望むこと
1人1人がみな同じ。立場・生活・活動も思いやりを持ってほしい。
5～10年先を見据えたソフト・ハード面の充実 ※高齢者世帯・独居者へのサービス。
アンケート調査などは養老町役場ホームページ健康福祉課よりダウンロードできるようにしてほしい。（手書きだと読みにくい・字がわからない）・老人会活動助成金を明確に（養老町推奨活動など具体的に）
今や、婦人会は無し、老人会も無い、更には少子高齢化で子ども会の運営もままならない。推進委員、体育委員、消防団員などの選任にも苦慮している現状。第2次地域福祉計画を参考に読ませて頂きました。事程左様に現状課題V S 計画及び対策が記されていますが、この内容が広く、深く、地域住民に浸透、理解が十分では無いし確かに、その推進役を担うのが区長でしょうか、力不足でしょうか？何かの機会に話をしてもその場限りで終わる。何か町の方から、説明会など協力をお願いしたい。
オンデマンドバスの見直し。（町内をめぐる定期便・町民誰でも気軽に利用できるように・利用者が増えるようアピールする）
介護支援の充実。
各地区への支援（補助金支給と増額）・指導・協力をしてほしい。
各役員とも、過去からの通例により、行事ありきで計画されている。行事が多すぎてなり手が無いのではないかと？いろいろな行事にやる必要が見受けられない。
活動への支援。（助成金、器具貸出、指導者の派遣）
住人の意思確認を図るために、ミニ集会、親睦会を開催してきましたが新型コロナウイルスの感染拡大により、最近では開催することが出来ませんでした。今後も見通しが立ちません。50人程度の会合、親睦会が開ける場所が近くにあると良い。近年、急速に通学の小学生が増加し、横断歩道、交通規制が後手になっています。公園、遊園地がありません。安全で住みやすい町づくりにご協力をお願いいたします。
行政と関わりたくない。
区としても避難行動要支援者の名簿の作成と支援体制をどうするか検討が必要である。
地区の区会と民生委員との協力を深めて活動する。
軽スポーツを通して、健康体操の実施。（講師を招く、全町民対象）
敬老会(マンネリ化) 町主催の行事(各課、福祉など)が多い、調整してほしい。
高齢社会において一番の問題は財政問題であると思われます。対象者を絞り込み給付費を引き下げることが必要ではないかと考えます。高齢者の同世代扶助や自己負担の部分を増やしていく必要がある。

福祉行政に望むこと
<p>高齢者対策・独居老人対策 車を運転できなくなると、買い出しが困難となる。BIGなどと提携して、取り寄せサービス利用法など 独居老人でインターネット使用できない方に、無料WiFiや機器のサービスをし、利用を促進し、独居老人に定期的な健康生活をチェックする。</p>
<p>高齢者のみの住居（夫婦のみ、一人暮らし）が増えており、今後、自治会でさらなる検討を進める必要があるが、行政側の支援も望む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日常のサポート体制（見守り、安否確認） ※緊急無線の設置など 2. 水害などが想定される地域のため、避難体制整備 ※避難手段の整備など
<p>高齢独居者の見守り、オンデマンドバスの定期便。</p>
<p>コロナウィルスが収束して、いきいきサロンが活動できるようになったら、土曜日しか開催できないが、「認知症予防」「健康づくり」のお話と実技を指導していただけるとありがたい。地域包括支援センターからの案内もあるが、平日なので無理です。</p>
<p>今後、高齢化社会が予想され、独居老人ケアがますます必要となってくる。</p>
<p>今年度コロナウィルス感染の関係で行事が中止、自粛要請がされた。規模縮小や内容簡素化など工夫すれば実施は可能では？</p>
<p>昨年実施の「町づくりワークショップ」のあり方・進め方はどうなったのか。型だけの集会はやるな。このアンケートはどのように区民に伝えるのか。 意見の反映と総括があるべきだ。</p>
<p>三世帯交流ができる交流講習会を開いてほしい。</p>
<p>三世代交流を目的に行動計画を立案するが、年々子供の人数が減り、盛り上がり欠けることが残念。行政のリードで単独の区だけでなく、両となりの区（2～3区）と合同でできるイベントなどの立案提示。</p>
<p>自治会、地域内でできることを行政、地域創生自治町民会議内でPRしてほしい。</p>
<p>少子高齢化に伴い、自治会の枠組みの見直しの必要性を感じる。</p>
<p>多数の参加を得る為（例えば全会員数の5割以上）参加人数に応じた補助金の負担。</p>
<p>町内会未加入者との接し方。</p>
<p>直接には福祉と言えないとは思いますが、現在、空き屋、空き地(放棄田も) 対応で困っています。持ち主がみえる私有地、施設である以上、勝手に入り草刈りなどをしたり、美化に務めたりすることはできません。「安全・安心な町づくり」の一環として生活環境課や建設課と一体となって、小回りのきく対応ができるよう考えていただけるとありがたいです。地主がなかなか動いてもらえない。</p>
<p>独居老人宅、高齢者世帯への支援。</p>
<p>独居老人のサポート、空き家、空き地の管理。</p>

福祉行政に望むこと
<p>どの地域でも少子化が進んでおり、現在、空き家対策監の方に何かとお世話になっていますが、任意保全団体と協力いただき他所の方又は地元でも貸家に住んで見える方にも積極的に働きかけ、願い、空き家に入居願って定住していただく施策がありましたらぜひとも地方創成が出来ることのないかお考えください。※全国の特定期間ではこのことを進めている事例が多く報じられていますので当町の推進を願う。</p>
<p>ひとり暮らし世帯の安全健康維持について各戸訪問などの具体的な活動を希望する。</p>
<p>一人暮らしの高齢者が増加しており情報の把握が困難である。区長には最低限の情報を知らせるようにしていただきたい。</p>
<p>一人暮らしをしておられる方の安否確認するための目印に黄色いタオルをいただくとありがたいですね。玄関に元気印の黄色いタオルがあれば元気！</p>
<p>民生委員の数と手当についての再考、空き家対策について処理方法を再考してほしい</p>
<p>老人会といきいきサロンの一本化・子どもを育てやすい施策の充実。（施策の充実している近隣市町への流出防止）</p>
<p>老人の趣味やクラブの専門家の指導者による活動ができればいい。</p>
<p>老人福祉制度に比べ、出産・育児・子育てに対する福祉制度が見劣りする。老人は近隣地域へ転居はしないが、若い世代は町外へ移動してしまう。</p>
<p>老老家族が多く又、老人の1人世帯も多い為、老人がゆっくり暮らせる施設の充実。</p>
<p>若い世代の人は他市または他県へ転勤があり、高齢者のみが残っている状態である。</p>
<p>個人情報保護と区長が区の管理運営上必要な居住者把握目的で住民票閲覧する権利のバランスについての疑問があります。昨今、高齢化、独居世帯の増加、連帯意識の希薄化が顕著です。隣家で葬儀があっても、班長、区長に対しても何の連絡も無いのは日常茶飯事です。個人情報の保護、プライバシー保護は大切ですが、これでは、平時でも災害時でも区長が地区住民を把握することは困難です。プライバシー保護と、公共の福祉、管理運営上の知る権利のバランスが間違っていると思います。個人情報が一番重要で公共の福祉、住民把握は二の次が行政の現状ではないですか？健康のためには、死んでもいいとの理屈と同じ論理です。これでは区長が住民すべてを把握することはできません。今のところ災害などが無くて幸いですが、地震、火災などが起きた時住民の把握ができないことの不安がある。</p>

4 住民意識調査（民生児童委員・主任児童委員）

◆調査の目的

社会状況の動向を踏まえ、地域の実情に適した地域福祉を推進するため、民生児童委員・主任児童委員の活動状況、活動に必要な情報や地域における連携、支え合いなど地域活動の推進について、「地域福祉活動に関するアンケート調査」を実施しました。

◆調査方法

調査対象者	抽出方法	調査期間
各民生児童委員 各主任児童委員	全数	令和2年6月16日～7月31日

◆回収結果

配布数	有効回答数
59	42 (71.2%)

(1) 活動年数

民生児童委員・主任児童委員としての活動年数については、「3年未満」が38.1%と最も多くなっています。

図表6-4-1 活動年数

3年未満	38.1%
3～6年未満	21.4%
6～9年未満	11.9%
9～15年未満	19.0%
15年以上	9.5%

(2) 活動を通じて良かったこと

「民生児童委員・主任児童委員の活動を通じて良かったこと」については、「様々な人々と接することができる」が81.0%、「地域福祉の勉強になる」が69.0%となっています。

図表6-4-2 良かったこと（複数回答）

知識や見識が広がる	59.5%
地域に貢献	47.6%
地域福祉の勉強になる	69.0%
高齢者・障がい者に対する理解が深まる	47.6%
様々な人々と接することができる	81.0%
仲間ができる	33.3%
感謝される	19.0%
その他	2.4%

(3) 民生児童委員・主任児童委員の活動について

民生児童委員・主任児童委員の活動については、「やりがいを感じている」の合計は81.0%と高くなっていますが、「負担感を感じている」の合計も54.8%と高くなっています。

図表6-4-3 民生児童委員・主任児童委員の活動について

やりがい		負担感	
強く感じている	4.8%	強く感じている	2.4%
感じている	76.2%	感じている	52.4%
あまり感じていない	16.7%	あまり感じていない	42.9%
感じていない	2.4%	感じていない	2.4%

(4) 活動で大変なこと・困っていること

活動で大変なこと・困っていることについては、「活動の範囲が不明瞭」、「個別相談にどこまで関わるかわからない」が40%を超えています。

図表6-4-4 大変なこと・困っていること（複数回答）

担当件数が多いなど、忙しすぎる	4.8%
仕事や家庭と民生委員・児童委員活動の両立がむずかしい	16.7%
活動の範囲が不明瞭	47.6%
個別相談にどこまで関わるかわからない	40.5%
関わるケースが複雑（深刻）で対応に苦慮することが多い	2.4%
支援が必要な対象者に拒否される	9.5%
支援対象者家族の理解・協力が得られない	7.1%
地域の理解・協力が得られない	0.0%
町の支援が不十分	4.8%
行政から必要な個人情報が提供されない	26.2%
活動するのに経費がかかる	0.0%
福祉制度などの情報入手や理解がむずかしい	21.4%
特に困っていない	14.3%
その他	2.4%

(5) 担当地域の課題

担当地域の中で課題に感じることについては、「災害時の安否確認体制が十分でない」が57.1%となっています。

図表6-4-5 担当地域の課題（複数回答）

あいさつをしない人が多い	2.4%
隣近所の交流が少ない	35.7%
地域の活動が活発でない	19.0%
世代間の交流が少ない	42.9%
地域の中で気軽に集まれる場所が少ない	21.4%
移動手段が整っていない	14.3%
災害時などの安否確認体制が十分でない	57.1%
治安が悪くなってきている	0.0%
地域から孤立している人がいる	23.8%
サービスに結び付いていない人がいる	16.7%
その他	14.3%
特になし	7.1%

(6) 見守りなど支援が必要な人

「担当されている地域の中で、次のような見守りなど支援が必要な人や、気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）がいますか」という設問に対しては、「高齢者のみの世帯」が71.4%、「閉じこもりや引きこもりのある人」が33.3%と高くなっています。

図表6-4-6 見守りなど支援が必要な人（複数回答）

高齢者のみの世帯	71.4%
寝たきりの人	16.7%
認知症の人	19.0%
病気療養中の人	16.7%
育児放棄など児童虐待の疑いがある家庭	11.9%
高齢者虐待の疑いがある家庭	4.8%
閉じこもりや引きこもりのある人	33.3%
生活困窮者	14.3%
その他	9.5%
いない	2.4%
わからない	14.3%

(7) 相談経路

住民の困りごとの相談では、「本人・家族から」が45.2%、「近所の人から」が33.3%、「区・町内会の役員などから」が26.2%となっています。

図表6-4-7 見守りなど支援が必要な人（複数回答）

本人・家族から	45.2%
近所の人から	38.1%
区・町内会の役員などから	26.2%
こども園・小学校・中学校などから	16.7%
町の福祉関係課から	7.1%
町社会福祉協議会から	7.1%
地域包括支援センター・保健センター・介護サービス事業者などから	9.5%
その他	2.4%
これまでに相談を受けた経験はない	19.0%

(8) 問題の発見機会

近所の人との立ち話など日常生活の中で、困りごとを抱えている住民を発見する機会が多いとの回答が52.4%と高くなっています。

図表6-4-8 問題の発見機会（複数回答）

65才以上ひとり暮らしなどの基本調査を実施している中で発見する	33.3%
地域団体などの会議・行事に参加している中で発見する	14.3%
近所の人との立ち話など日常生活の中で発見する	52.4%
その他	4.8%
自分から発見することはほとんどない	21.4%

(9) 住民からの依頼状況

住民から依頼されることでは、「高齢者への支援」が66.7%で最も多く、「災害時要支援者支援等の防災対策」、「生活困窮者への支援」も20%以上となっています。

図表6-4-9 住民からの依頼状況（複数回答）

子育てへの支援	11.9%	外出する際の付き添い	4.8%
青少年健全育成	4.8%	環境美化	7.1%
高齢者への支援	66.7%	災害時要支援者支援等の防災対策	26.2%
障がいのある人への支援	11.9%	防犯対策	0.0%
生活困窮者への支援	23.8%	その他	9.5%
引きこもりへの支援	4.8%		

(10) 情報入手先

情報の入手先は、「他の民生児童委員・主任児童委員」、「区・町内会」、「地区民生委員協議会活動」が40%以上になっています。

図表6-4-10 情報の入手先（複数回答）

他の民生児童委員・主任児童委員	42.9%
区・町内会	40.5%
各種団体	9.5%
町役場	19.0%
町社会福祉協議会	19.0%
地区民生委員協議会活動	40.5%
地域包括支援センター・保健センター・介護サービス事業者など	16.7%
講習会・研修会	38.1%
インターネット	2.4%
その他	9.5%

(11) 受けた研修

「活動をすすめていくうえで、受けてみたい研修は何ですか。」という設問に対しては、「地域福祉活動の進め方」、「相談援助の方法」が50%以上と多くなり、「福祉制度・施設の解説」も40.5%となりました。

図表6-4-11 受けた研修（複数回答）

相談援助の方法	54.8%	子育ての方法	2.4%
福祉制度・施設の解説	40.5%	介護の方法	7.1%
保健・健康の知識	2.4%	介護予防（認知症予防）	21.4%
地域福祉活動の進め方	59.5%	障がいのある人への理解を深める	16.7%
人権擁護・権利擁護	4.8%	防犯・防災	23.8%
福祉施策の動向など	9.5%	消費者問題	4.8%
福祉施設などの見学	28.6%	他の団体との交流	21.4%
地域懇談会の開催	19.0%	その他	4.8%

(12) 活動に必要なこと

「活動をしやすいするためには、何が必要と思いますか。」との設問に対しては、「区・町内会との連絡強化」、「活動・相談に役立つ福祉制度や最新事例などの情報提供の充実」、「行政からの必要な個人情報の提供」が40%以上と多くなっています。

図表6-4-12 活動に必要なこと（複数回答）

研修の充実	11.9%
活動・相談に役立つ福祉制度や最新事例などの情報提供の充実	42.9%
行政からの必要な個人情報の提供	40.5%
活動費の充実	0.0%
民生児童委員・主任児童委員活動の広報周知による地域理解の促進	23.8%
町役場における助言・相談などサポート体制の充実	14.3%
社会福祉協議会からの支援体制の充実	11.9%
民生児童委員・主任児童委員同士の交流・情報交換	35.7%
区・町内会との連絡強化	45.2%
民生児童委員・主任児童委員活動をサポートする体制づくり	21.4%
その他	0.0%

(13) 地域住民の理解

「あなたの地域の住民は、民生児童委員・主任児童委員のことを理解していると思いますか。」との設問に対しては、「理解している」、「やや理解している」を合わせた〈理解している〉が50.0%と高く、「理解していない」、「やや理解していない」を合わせた〈理解していない〉は11.9%となりました。

図表 6-4-13 地域住民の理解

理解している	7.1%
やや理解している	42.9%
どちらともいえない	38.1%
やや理解していない	4.8%
理解していない	7.1%

(14) 地域活動に必要なこと

地域住民同士の地域活動の輪を広げていくために、必要なことをたずねたところ、「情報の提供・入手」、「活動者間の情報交換・交流会」、「町や社会福祉協議会の継続的な支援」が50%以上となり、「若い世代への参加呼びかけ」も47.6%と多くなっています。

図表 6-4-14 地域活動に必要なこと（複数回答）

活動費の支援	31.0%	各種イベントの企画・開催	16.7%
活動拠点の整備	19.0%	ミニコミ誌での呼びかけ	11.9%
情報の提供・入手	52.4%	区・町内会への加入促進	14.3%
人材・リーダーの育成	38.1%	町や社会福祉協議会の継続的な支援	50.0%
活動者間の情報交換・交流会	52.4%	その他	4.8%
若い世代への参加呼びかけ	47.6%	わからない	2.4%
団塊の世代への参加呼びかけ	14.3%	特になし	0.0%

(15) 町に期待すること

「地域福祉を推進していくうえで、地域の活動を活性化するために、町に期待されることは何ですか。」との設問に対しては、「情報の提供の充実」61.9%、「情報交換できる場」が57.1%、「相談体制の充実」が47.6%と多くなりました。

図表6-4-15 町に期待すること（複数回答）

情報の提供の充実	61.9%	活動するための場の確保	23.8%
情報交換できる場	57.1%	研修会の開催	26.2%
相談体制の充実	47.6%	運営支援をする人の派遣	19.0%
若い世代への参加呼びかけ	26.2%	活動費の補助	38.1%
団塊の世代への参加呼びかけ	11.9%	その他	0.0%
リーダーの養成	28.6%	特になし	4.8%
グループ・団体間の交流機会の確保	26.2%		

(16) 安心な暮らしに必要なこと

誰もが安心して暮らしていくために必要なことをたずねたところ、「地域での見守りや助け合い」が76.2%と最も多くなりました。

図表6-4-16 安心な暮らしに必要なこと（複数回答）

地域での見守りや助け合い	76.2%
ボランティアや地域活動などの支援や人材の育成	21.4%
福祉教育・福祉学習の充実	2.4%
福祉サービスの情報提供の充実	26.2%
相談体制の充実	16.7%
子育て支援の充実	4.8%
高齢者支援の充実	28.6%
障がいのある人への支援の充実	9.5%
地域医療体制の充実	19.0%
健康づくりや介護予防の充実	16.7%
生涯学習や生涯スポーツなどの生きがいの促進	19.0%
防犯体制の充実	2.4%
防災体制の充実	23.8%
道路や公共施設のバリアフリー	4.8%
高齢者や障がいのある人などの外出支援	14.3%
その他	0.0%

(17) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

誰もが安心して暮らせる地域づくりについてたずねたところ、以下の回答がありました。

図表 6-4-17 誰もが安心して暮らせる地域づくり

誰もが安心して暮らせる地域づくり
この町に住んで良かったといっていただけのような民児委員としての役割を果たしたい。
買い物の援助・ゴミ出し・食事・生活上困ったことに手助けしてもらえる手の届くサービスが必要であると高齢者世帯、一人暮らしの高齢者の多くから声が聴かれる。新型コロナウイルスの影響から人に会えず孤独になっており、認知症？かも。同居していても昼間は一人暮らしの方と同じという高齢者のかたの生活が心配である。
新型コロナの影響で、令和2年3～5月と現在まで集まること、地域のサロンなどすべて中止である。 サロンに来られた方々が「いつになったら行っていいの？」と聞かれ、月1～2回の集まりが地域の皆さんには大事なことと改めて認識した。 新型コロナ以前のサロンなど地域の活動には戻れないでしょうが再開できるよう、町の指導をお願いしたい。
生活費援助を受けるにあたり社協の役割とPR、町内会に加入していない人への民生委員の役割と支援体制が必要である。
小学生・中学生・高校生数人をグループにして高齢者家庭・独居老人宅へ定期訪問させると世の中の現状や地元を知り、勉強することができる。
地域における活動拠点作り（空いた施設の利用・空屋の利用、福祉関係者で運営） 少子化対策と子育て支援が必要。
担当区が広く細かく見守ることができず、自分の町内近辺ぐらいで十分である。
民生児童委員が助けられる項目について、チラシを作り広報と一緒に配布する。 チラシは詰め込まず、大きな文字で毎回一項目ごとに記入する。 例えば、65才になったら簡単に知らせるため、目を引くようにカラフルに絵を加えるとよい。 区長になるまで民生委員を知らなかったし、民生委員になるまで何をやっているかも知らず自分が民生委員になって初めて知ったことが多かった。
個人情報について収集から利用・提供・管理・廃棄に至るまでの適正な取り扱いに関するルールを簡潔にまとめたものがあるとよい。 個人情報だけでなくプライバシー保護についてもまとめたものがあるとよい。 ポイントだけをまとめたものがあればよい。

誰もが安心して暮らせる地域づくり

婦人会や婦人消防隊活動などそのものがなくなっていき、地域の人々とのコミュニケーションが少なくなっている中孤立して生活している人もあり、心配な部分も感じる。人々が安心して暮らせるには地域の人々とのつながり絆を深めていくことが大切だがどんな手立てがあるのか悩むところである。

最近は個人の情報の入手が大変困難になっている。

例えば亡くなったり、施設に入所されたりなど、近所の人でも知らないことが多すぎるように思う。

福祉に関しては、100年前とは大きく変わってきており、かなり福祉事業も充実してきて、我々の出番も少なくなりつつあるように思う。

独居高齢者が、施設などに入所され、留守になった家を見守りはできない。

近くに住んでみえる身内の人などに任せばいいのか、また、近くに身内がいない方もあり心配である。

少子高齢社会、若年世代の町外流出が顕著である現在、そんなに遠くない未来に、買物難民の増加が予想され、また通院なども困難になる人が増すと思われる。

高齢ドライバーの悲惨な事故なども多数報告される昨今であり、車がないと何処へ行くにも不便な土地柄のため、本当に町民が住みなれた所で、安心して暮らせる地域づくりを望む。また、昨今は全国的に災害が頻発しており、当町も昔から地震、水害の歴史を繰り返してきた。

防災体制の充実も要望する。

机上の議論も大切だが、実行力が大切である。

出来るところから一つずつ勧めていただきたい。

雇用の確保（企業誘致）、子育てのしやすさなど、若い人たちが出ていかない工夫をしていただきたい。

第3次養老町地域福祉計画

令和3年3月

発行者／養老町

編集／住民福祉部健康福祉課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798

☎ 0584-32-1105 FAX 0584-32-2686